

みんなで創る

しあわせ実感都市 湯上

〈文化の風薫る 笑顔あふれるまち〉

湯上市 環境基本計画

改訂版



湯上市



「はじめに」

わたしたちの潟上市は、八郎湖をはじめ、東は出羽丘陵から西の海岸砂丘地帯に至る、多様な地勢に恵まれ、こうした環境を田畑や果樹園、住宅地などとして利用しています。わたしたちが将来に向かって環境と共に生き、快適に生活していくためには、緑地や水辺などの自然環境に加え、各種の伝統文化といった歴史的、社会的な環境も含めて、これらを保全し、より良い状態で次世代に受け継いでゆく必要があります。

また、地球規模での環境問題が深刻化しているとの指摘があります。例えば地球温暖化問題は、気象変動や海水面の上昇にとどまらず、水資源や農作物も含め、生態系全体に影響が及ぶもので、このような問題は最終的にわたしたちの将来のあり方に結びついています。

さらに、東日本大震災以降、新たなエネルギー源として風力・太陽光・バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入拡大の必要性が一層高まっており、廃棄物の減量化や再生利用の拡大などを含め、持続可能な循環型社会の構築が今日の大きな課題となっております。

環境に関する課題は相互に関連しており、その原因は日常生活や生産活動などによる負荷が積み重なって生じることから、市のみならず、市民・事業者などすべての主体が、その解決に向けて取り組むための政策体系を備えた自治体行政のあり方、すなわち「環境自治体」としての取組方針が必要です。

このため潟上市では、平成 27 年度に策定した第 2 次潟上市総合計画において「みんなで創る しあわせ実感都市 潟上」を理想の将来像に掲げて、環境施策を総合的かつ計画的に推進することを目指すとともに、潟上市環境基本条例においても「潟上市の恵み豊かな環境を守り育て、確実に将来の世代へと引き継ぐ」とするなど、将来に向けて環境を重視することを宣言しています。

以上の理念を実現するため、このたび潟上市環境基本計画を策定しました。計画の実行に当たっては、市・市民・事業者の協働が重要となります。潟上市の恵まれた環境を子どもたちや将来の世代に残すため、この計画が皆さまに広く活用されることを願っております。

終わりに、計画の策定に向けてご尽力頂きました潟上市環境審議会委員の方々をはじめ、貴重なご意見をお寄せ頂いた市民・事業者の皆さまに心から感謝申し上げます。

平成30年6月

潟上市長 藤 原 一 成

潟上市市民憲章

水清く

緑の風光る大地

先人の熱い魂と

深い知恵を受け継ぎ

心を開き共に築こう

夢広がる

わがふるさと潟上

平成十八年三月二十一日制定

第2次潟上市総合計画

- みんなで創る しあわせ実感都市 潟上
～文化の風薫る 笑顔あふれるまち～

潟上市環境基本条例

- 潟上市の恵み豊かな環境を守り育て、
確実に将来の世代へと引き継ぐ

潟上市環境基本計画

目 次

第Ⅰ部 計画の基本的な考え方

第1章 計画策定の目的	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画策定において重視する事項	3
第3節 計画の位置づけ	5
第2章 計画の概要	7
第1節 計画の主体	7
第2節 計画の対象範囲	8
第3節 計画の期間	9

第Ⅱ部 めざすべき環境の将来像

第1章 計画の基本方針	10
第2章 計画の記載方針	12

第Ⅲ部 環境の現状と課題

第1章 環境全般	14
第1節 潟上市の環境を守るための基礎を確認する	14
(1) 環境への配慮	14
(2) 地勢	15
(3) 気候	16
(4) 人口・世帯数・人口動態	17
第2節 環境を考え、行動するために	19
第2章 自然環境…良好な自然環境を維持するまち	20
第1節 潟上市の自然環境の現状と課題を知る	20
(1) 大気	20
(2) 河川や湖沼の水質	23
(3) 生態系と水辺の環境	29
第2節 環境を考え、行動するために	31
第3章 生活環境…人と環境へ配慮するまち	33
第1節 潟上市の生活環境の現状と課題を知る	33
(1) 資源としての水循環	33
(2) 廃棄物とリサイクル	36
(3) 騒音・振動	41
(4) 放射性物質	43
(5) 空き家・空き地	47
第2節 環境を考え、行動するために	49
第4章 快適環境…市民が活力と喜びを実感できるまち	52
第1節 潟上市の快適環境の現状と課題を知る	52
(1) 公園・緑地	52
(2) 景観・まちなみ	53
(3) 歴史的文化遺産	54
第2節 環境を考え、行動するために	56

第5章 地球環境保全…明日への夢と希望の持てる個性豊かなまち …	58
第1節 環境問題の影響の大きさを考え、課題と向き合う ……………	58
(1) 地球環境問題 ……………	58
(2) 環境教育・学習 ……………	62
第2節 環境を考え、行動するために ……………	63

第Ⅳ部 環境を守るための行動

第1章 重点的取組目標と実現にむけた行動 ……………	65
第1節 八郎湖に代表される市内の水環境の保全 ……………	65
(1) 基本的な考え方 ……………	65
(2) 短期的取組（目標：3年間） ……………	67
(3) 中期的取組（目標：5年間） ……………	69
(4) 長期的取組（目標：10年間） ……………	75
第2節 ごみの減量化・リサイクルに向けた取組のさらなる充実 …	78
(1) 基本的な考え方 ……………	78
(2) リデュース（減量化） ……………	79
(3) リユース・リサイクル（資源化） ……………	81
第3節 地球温暖化防止に向けた取組の促進 ……………	83
(1) 基本的な考え方 ……………	83
(2) 省エネルギーの推進 ……………	84
(3) 再生可能エネルギーの活用 ……………	87
第2章 個別取組目標と実現にむけた行動 ……………	91
第1節 良好な自然環境を維持するまちの実現 ……………	91
(1) 大気 ……………	91
(2) 河川や湖沼の水質 ……………	95
(3) 生態系と水辺の環境 ……………	96
第2節 人と環境へ配慮するまちの実現 ……………	98
(1) 資源としての水循環 ……………	98
(2) 廃棄物とリサイクル ……………	100
(3) 生活環境全般（騒音・振動／放射性物質／空き家・空き地）	101
第3節 市民が活力と喜びを実感できるまちの実現 ……………	104
(1) 公園・緑地 ……………	104
(2) 景観・まちなみ／歴史的文化遺産 ……………	106
第4節 明日への夢と希望の持てる個性豊かなまちの実現 ……………	108
(1) 地球環境問題 ……………	108
(2) 環境教育・学習 ……………	108

第Ⅴ部 潟上市の環境施策の展開

第1章 推進体制 ……………	113
第2章 P D C Aサイクルと進行管理 ……………	116
第1節 基本的な考え方 ……………	117
第2節 計画の見直しと改訂 ……………	117

第Ⅰ部 計画の基本的な考え方

第1章 計画策定の目的

計画策定の趣旨と重視する事項、その位置づけに関する
考え方を示します

第1節 計画策定の趣旨

1. 環境基本計画策定の趣旨

環境問題の影響は、騒音・振動や水質汚濁などの地域的な問題から地球温暖化・オゾン層破壊など地球規模までに及ぶ空間的広がりがあり、また、現在から将来の世代へと続く時間的な継続性を有しています。

わたしたちの潟上市は、良質な地下水、暮らしと文化を育んでくれた八郎湖、日本海、緑あふれる出羽の山々など、豊かな環境に恵まれており、潟上市の発展に向けたまちづくりの基本的な方向性を示す潟上市総合発展計画（以下「総合発展計画」という。）において「活き生きかたがみの夢づくり 一人ひとりが輝く ひとと環境に優しい田園都市」を理想の将来像と定め、平成23年度からの後期基本計画（5年間）において、豊かな自然と恵まれた自然環境の保全と魅力的な都市環境の創造の両立に取り組んできました。

また、こうした魅力ある環境を守り育てるため、「市民が健康で快適な生活を営む上で必要となる良好な環境及び自然と人との活動が調和した環境を確保し、その環境を将来の世代へ継承していく（条例第3条）」ことを基本理念とし、潟上市環境基本条例を制定しております。

これらの将来像や基本理念を実現するためには、現在潟上市が抱える環境に関する課題への確に対応するとともに、中・長期的な視点をもって継続的に取り組むことが必要となります。また、市のみならず市民、事業者、民間団体など潟上市に関わる全ての主体の積極的な参加・協働なくして実現できないことから、それぞれの果たすべき役割や環境の保全に向けた具体的な取組の指針が必要です。

このことから、環境基本条例は、潟上市における今後の環境施策について基本的な方向性を示す（条例第7条）ために、環境の保全に関する基本的な計画を定める（条例第8条）こととしています。

なお、環境問題は、わたしたちの活動から生じた負荷が積み重なって生じていることから、全ての主体がその解決に参加するため、以下の3点を目的として環境基本計画を策定します。

- ① 潟上市の環境の現状を知るとともに、目指している将来像のイメージをわたしたちが共有する

- ② 市全体の環境行動方針を提示し、全ての主体がそれぞれの立場から理想の将来像実現に向けて参加する（社会計画）
- ③ 今後の潟上市の環境関連施策に関し、総合計画に沿った重点的取組目標と個別取組目標を設定し、進行管理体制を確立する（行政計画）

2. 計画の見直し

環境基本計画は10年を計画期間としておりますが、策定から5年目を迎え、今までの取組を振り返るとともに、平成28年3月に策定された本市の行政運営の指針である「第2次潟上市総合計画」との整合性を図るため、環境基本計画を見直すこととしました。

用語・資料

潟上市環境基本条例（抜粋）

（基本理念）

第3条 環境の保全は、市民が健康で快適な生活を営む上で必要となる良好な環境及び自然と人との活動が調和した環境を確保し、その環境を将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。

第7条 市は、環境施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 水と緑に親しむことができる生活空間、良好な景観、歴史的文化的な遺産その他の地域の特性を形作っている快適な環境及び自然環境が、人との豊かな触れ合いを保てるように保全されること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用を推進し、環境への負荷の少ない持続的な発

展が可能な循環型社会を構築するとともに、地球環境が保全されること。

- (5) 市、市民及び事業者が協働して取り組むことのできる社会が形成されること。

（環境基本計画）

第8条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画として潟上市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的目標及び施策の方向
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、潟上市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第2節 計画策定において重視する事項

環境基本計画を策定するにあたり、市では、市民が地域の環境についてどのように感じているか、また環境に関連してどういった活動をしている・したいと考えているかなどについて、「潟上市の環境に関するアンケート（以下「環境アンケート」という。）」を実施しました。

（アンケートの詳細な結果は、市のホームページで公開しています。

<http://www.city.katagami.lg.jp/index.cfm/6,0,59,351.html>）

環境アンケートによると、潟上市民の多くは

「環境問題を身近に感じている（肯定的な回答 73.7%）」ものの、

「自分が環境を守るための活動に積極的に参加している（同 29.4%）」

と考えている割合は多いとは言えません。

環境問題は、その特性からわたしたち全てが取り組まなくては解決できないものであり、潟上市では、環境基本計画を通じて全ての主体の参加を目指します。

このため、環境アンケートにおいて、今後、環境に配慮した行動へ積極的に参加するために必要と考えるものを複数回答で聞いたところ、

- ・くらしの中で実行できる工夫や取組（全回答者のうち 75.9% が選択）
- ・環境問題がわたしたちの生活に及ぼす影響（同 66.0%）
- ・潟上市の環境の現状を示すデータ（同 53.6%）

の3点が、回答者の過半数から選択されました。

環境を知り、環境を守る行動に参加するために

こうした要望に応えるため、環境基本計画では、環境を守る活動への参加意識の高揚につながるように、特に市民・事業者側の視点から、以下を明示します。

<参加に向けて「知る」ことの重要性>

- ① くらしの中で実行できる工夫や取組（第Ⅳ部）
- ② 環境問題がわたしたちの生活に及ぼす影響（第Ⅲ部）
- ③ 潟上市の環境の現状を示すデータ（第Ⅲ部）

この3点を市側の視点からみると、潟上市の環境に関する現状と課題（②③）を確認し、市として必要な施策を効果的に実施するために広く参加を求める（①）こととなります。

実現に向けて市で検証が 必要な事項・提言を受けた事項

○市民の参加に向けた「こども」への視点の重要性

- こどものうちから、身の回りの全てが「環境」であり、地域のクリーンアップや学校での水生生物調査、ほたるの観察会といった身近な活動も環境を守る活動だという意識付けが、将来の参加につながる
- こどもが実施している活動は、親の世代やその他の世代の意識に対しても波及効果がある
- 環境に関わる団体のイベントでも、こどもの参加が多いと活動の輪が広がるほか、主催者側も世代を超えて伝えるという意識が強く、活動が盛り上がる
- 環境に関わる団体のイベントと、学校の授業、課外活動とが連携しているとこどもたちも参加しやすい

重点的取組目標の設定

具体的な環境や環境を守る取組について、多少の不便や費用を負担しても将来に向けて対策を充実すべき課題を複数回答で聞いたところ、

- 家庭から出されるごみの減量やリサイクルの推進（全回答者のうち41.8%が選択）
- 八郎湖や河川、湖沼の植生保護（同 34.6%）
- 省エネルギーに向けた行動（同 33.2%）
- 新エネルギーの活用（同 33.0%）

の順で、この4つへの回答が多く寄せられました。

これは、本市環境の現状認識に関する問いに対して、「以前より悪化した」との回答が多かった

- 八郎湖の水質がきれいに保たれた環境（36.9%）

将来に向けて大切にしたい環境や取組に関する問いに対して、「大切にしたい」との回答が多かった

- ごみの減量・リサイクルに向けた取組（31.6%）
- 地球温暖化防止に向けた取組（34.2%）

とも重複しており、環境問題の中でも特に重視されていると思われます。

このように市民の関心の高い環境問題は、目標と行動との関係をイメージしやすいため、環境を守るための様々な取組を先導する役割を期待できます。また、複数の環境問題が相互に関連した問題であり、解決に向けては統一的な検討が望ましいことから、これら3点を重点的取組目標と定め、第Ⅳ部において別途検討します。

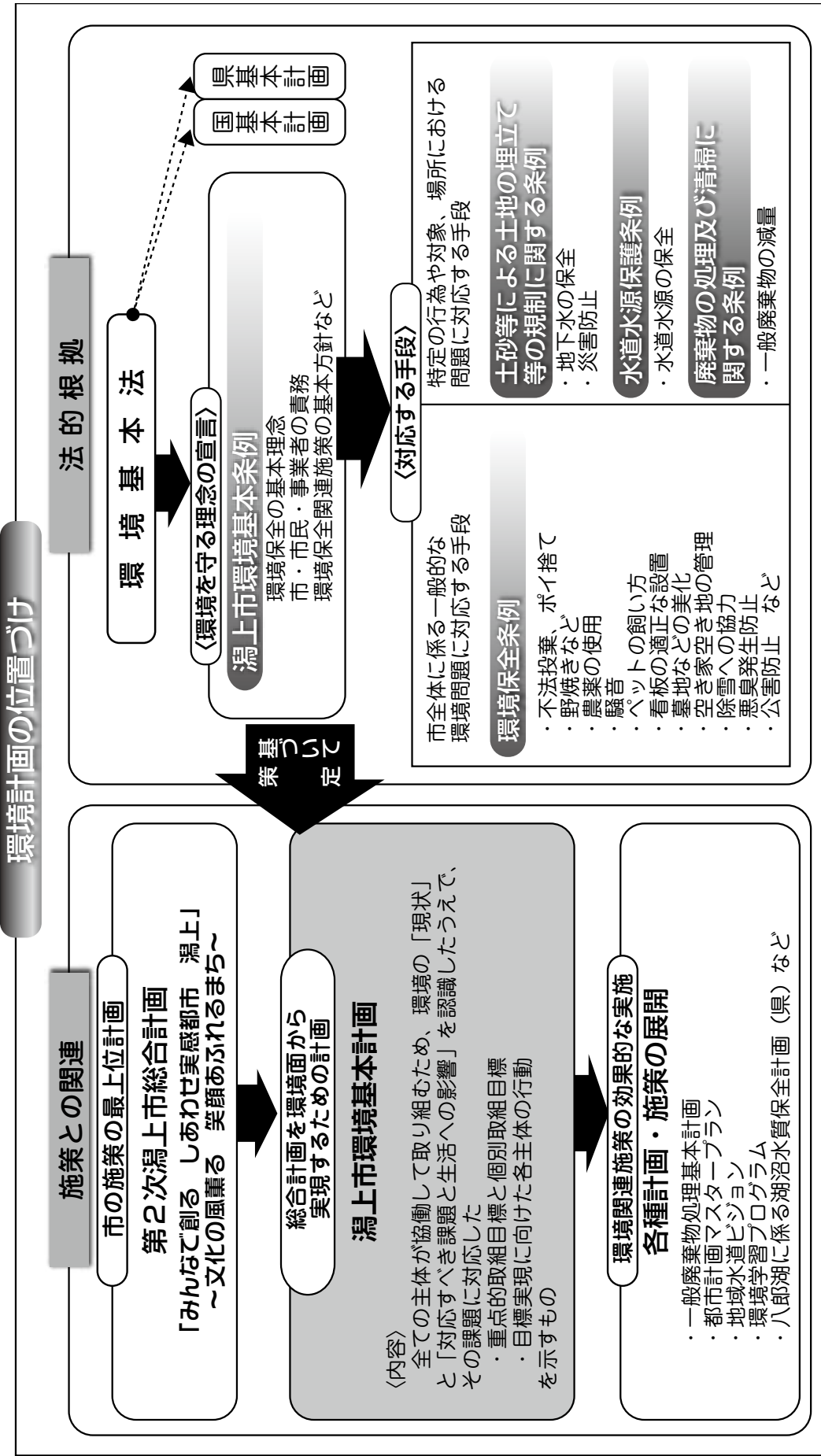
重点的取組目標

- 1** 八郎湖に代表される市内の水環境の保全
- 2** ごみの減量化・リサイクルに向けた取組のさらなる充実
- 3** 地球温暖化防止に向けた取組の促進

第3節 計画の位置づけ

本計画は、総合計画に定めた潟上市の理想の将来像を環境面から実現しようとするものであり、計画内に掲げる施策や行動の着実な実施により、潟上市の豊かで快適な環境を確保するとともに、市勢発展と環境への配慮の両立を目指しています。

加えて、今日の環境問題は、地域を越えた広がりを持っていることから、国の「第四次環境基本計画（平成24年4月）」や県の「第2次秋田県環境基本計画（平成23年6月）」、周辺自治体の定める環境基本計画との整合性についても配慮し、環境の保全に向けた課題とその対策に関する認識を共有する必要があります。

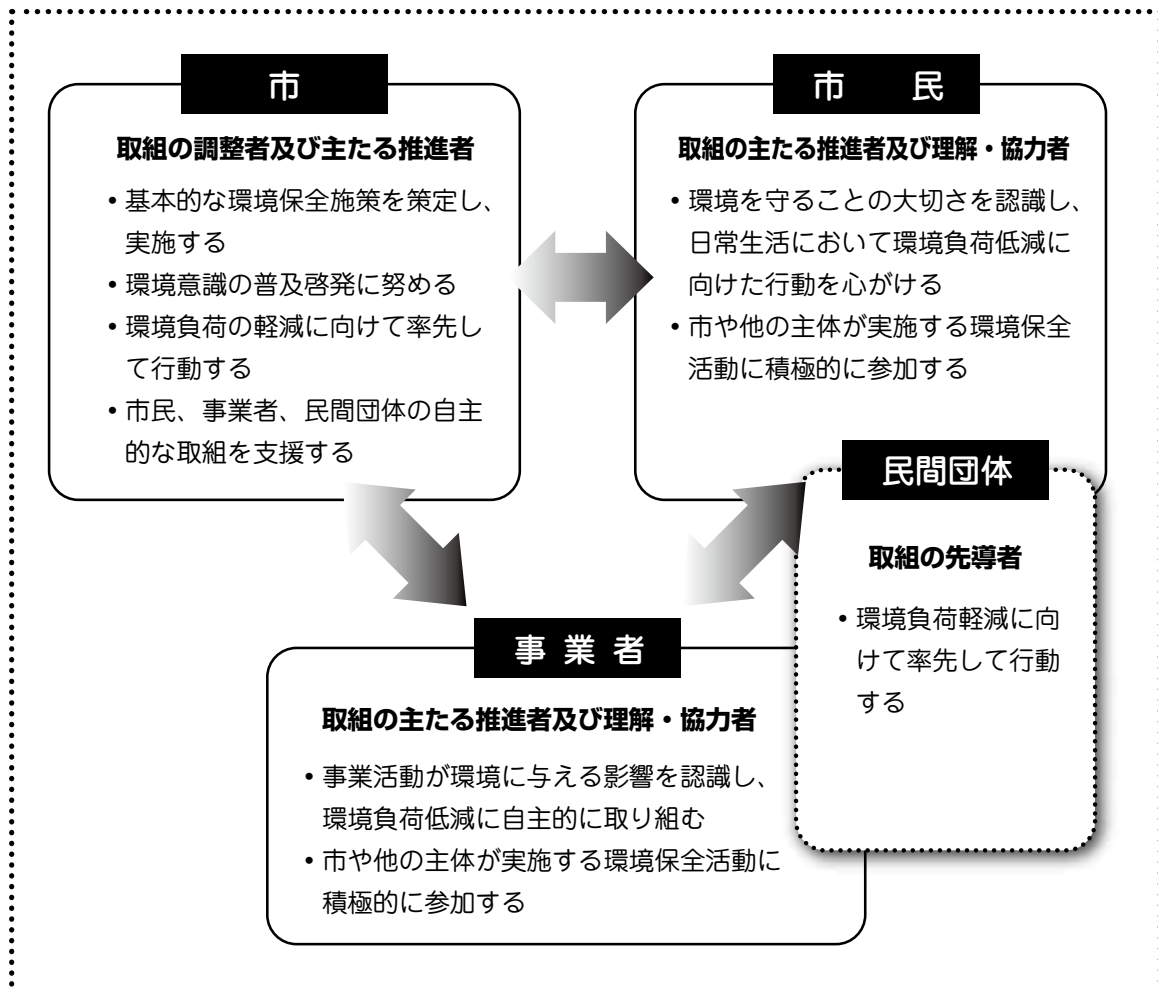


第2章 計画の概要

計画の主体とその対象となる分野を示すとともに、計画の記述体系を整理します

第1節 計画の主体

環境保全への取組は、全ての主体が環境に対するそれぞれの立場に応じた責任を自覚し、自主的・積極的に参加すること、また相互に連携して行動することが重要です。従って、計画の主体は、潟上市の構成員である市民・事業者・市とこれに関わる民間団体とします。



潟上市環境基本条例（抜粋）

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 市は環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境への影響を配慮し、市民の意見を尊重して良好な環境の保全に努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、資源及びエネルギーの

消費、廃棄物の排出等による環境への負荷を低減するように努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

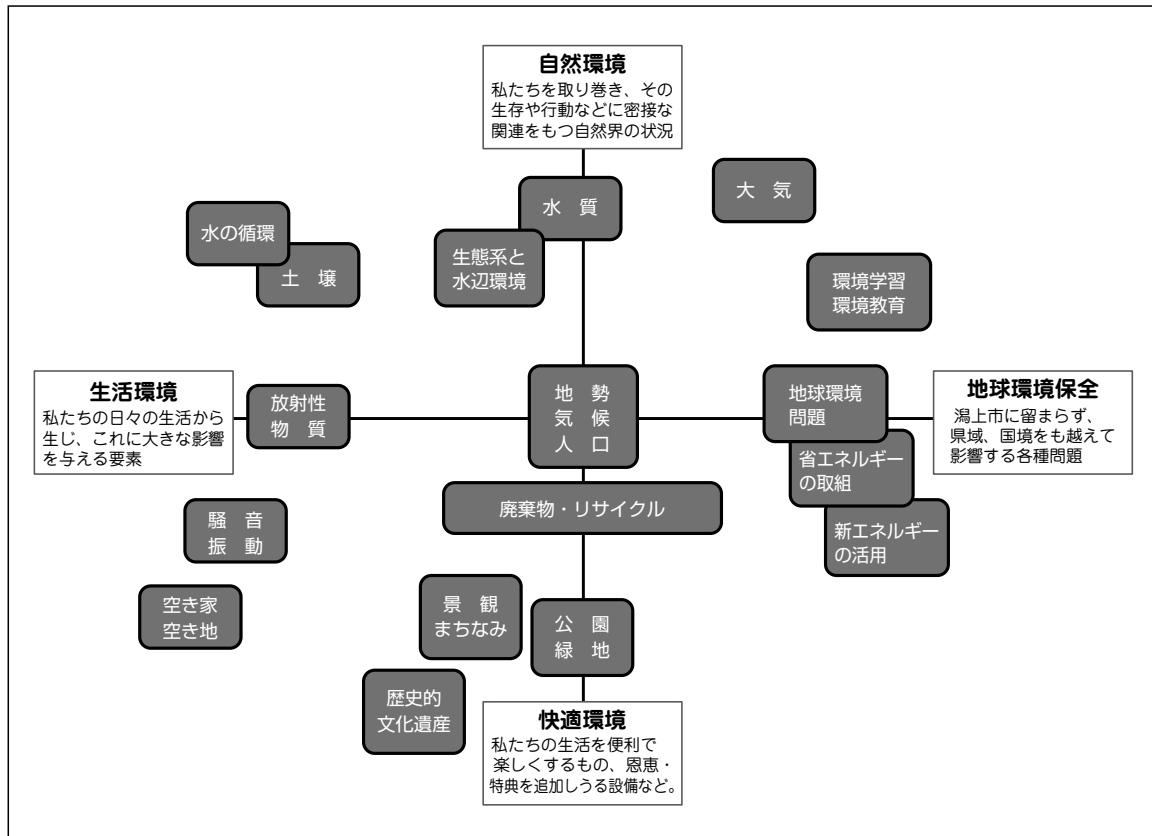
（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動が環境に与える影響を認識し、環境の保全に自ら努めるとともに、市の規制及び指導を遵守し、市が実施する環境の保全等に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

第2節 計画の対象範囲

潟上市環境基本計画が対象とする範囲は、潟上市全域としますが、広域的な課題の把握及び取組の必要性が認められる事項については、関係する周辺地域なども対象としています。

なお、対象とする環境問題は相互に関連していますが、その現状と課題の把握、今後の目標設定のため、自然環境・生活環境・快適環境・地球環境保全の4つに分類し、特に関係の深い分野において検討しています。



第3節 計画の期間

環境問題の特質から、中長期的な視点が必要であり、計画対象期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間としています。

ただし、新たに発生する環境課題や社会情勢の変化への対応も必要となることから、年次の進行状況把握に伴う追加・修正のほか、速やかな対応が必要な新たな課題の発生や、技術革新などに伴う国単位の環境保全施策の転換などに際しては、重要性や緊急性などの必要の度合いに応じて柔軟に対応することとします。

第Ⅱ部 めざすべき環境の将来像

第1章 計画の基本方針

潟上市の理想の将来像を実現するための方針と行動を示します

潟上市総合計画では、市の理想の将来像を

みんなで創る しあわせ実感都市 潟上
～文化の風薫る 笑顔あふれるまち～

と定めています。この将来像を環境面から実現するために、環境基本計画が目指すまちづくりの方針を、以下の通り定めます。

<環境基本計画が目指す環境のまちづくり>

潟上市の良好な自然環境を維持しつつ、人と環境に配慮しながら、市民が活力と喜びを実感し、明日への夢と希望の持てる個性豊かなまちづくり

この方針を実現するため、わたしたちと身のまわりにある豊かな環境の関わりを知ることを前提に、潟上市の環境を守るためにとるべき行動を4つのイメージに分類し、それぞれ行動する目標を定めました。

わたしたちと、身のまわりにある豊かな環境の関わりを知る

前提

潟上市の環境を守る行動 4つのイメージ

1 自然環境関連・・・良好な自然環境を維持するまち

水と緑に囲まれた豊かな自然の恵みを大切にし、これと共生します

2 生活環境関連・・・人と環境へ配慮するまち

身の回りの環境との関わり合いを大切にし、安全・安心な生活環境を創造します

3 快適環境関連・・・市民が活力と喜びを実感できるまち

身近にある自然や文化とのふれあいを大切にし、豊かな心をはぐくみます

4 地球環境全般・・・明日への夢と希望の持てる個性豊かなまち

恵み豊かな環境を思う心を大切にし、将来にこれを引き継いでいくために考え、行動します

第2章 計画の記載方針

計画の記述体系を整理します

環境基本計画は、下記の構成により記述しており、特に第Ⅲ部以降では、潟上市の環境を守る4つのイメージと市民の関心の高い3つの重点的取組目標に従って、潟上市の環境の現状と課題、及びこれに対する行動を示します。

第Ⅰ部 計画の基本的な考え方

環境基本計画を策定する目的や、計画の主体や対象範囲、期間などを示します。

第Ⅱ部 めざすべき環境の将来像

潟上市総合計画における「市の理想の将来像」を実現するための、環境基本計画の方針を示します。

第Ⅲ部 環境の現状と課題

将来に向けて対処が必要となる各種の環境の現状と課題を分析します。

第Ⅳ部 環境を守るための行動

将来に向けて、特に優先的な取組を要する重点的取組目標と個別の取組目標を定め、それぞれに対応した各主体の取組を示します。

第Ⅴ部 潟上市の環境施策の展開

計画の実効性を確保するための進行管理体制を示します。



第Ⅲ部 環境の現状と課題

第1章 環境全般

わたしたちと潟上市の環境の関わりを知ります

第1節 潟上市の環境を守るための基礎を確認する

(1) 環境への配慮

わたしたちへの影響(課題)

わたしたちの社会生活や消費活動の多くは、環境に何らかの負荷や影響を与えますが、環境に配慮した行動をとることで、日常生じる負荷を軽減できるほか、積極的に環境を守る行動を行うことによって、既に生じてしまった環境問題の解決に参加することもできます。

このためには、わたしたちの行動が環境に与える影響と、環境がわたしたちに与える影響、そしてわたしたちがどういった対策をとることができるかを知る必要があります。

潟上市の現況

環境アンケートにおいて、環境に配慮した行動に必要と考える情報などとして、多くの意見が寄せられた、

- ① くらしの中で実行できる工夫や取組
- ② 環境問題がわたしたちの生活に及ぼす影響
- ③ 潟上市の環境の現状を示すデータ

に対応するため、潟上市の環境の現状とそれぞれの環境問題がわたしたちの生活に及ぼす影響を示したうえで、現在、市内で実施されている環境保全に向けた対策を提示します。

(複数回答：全回答者のうち、当該選択肢を選択した割合)

環境配慮行動に必要な情報や対応について	(単位：%)
潟上市の環境の現状を示すデータ	53.6
環境問題が私たちの生活に及ぼす影響	66.0
近辺の環境保全活動(イベント)やこれを行う団体の情報	37.3
潟上市の環境関連施策(対策)に関する情報	42.9
くらしの中で実行できる工夫や取組	75.9
環境教育・環境学習の開催状況に関する情報	36.2

(2) 地 勢

わたしたちへの影響(課題)

地勢とは土地全体のありさまを指しますが、その利用状況を含めて、潟上市の豊かな風土の根幹・将来に向けて守るべき環境の基準であり、わたしたちの環境意識の基礎となるものです。

潟上市の現況

わたしたちの潟上市は秋田県のほぼ中央の沿岸部に位置し、東部は南北に縦走する国道7号の周辺に小高い丘陵（女川層）が連なって出羽丘陵に続き、中央部及び北部は、秋田平野の北辺部として八郎湖に向かって田園地帯が広がっています。西部は県内有数の3本の砂丘群が連なっており、このうち日本海に面した沿岸部は、秋田市から続く海岸砂丘として秋田県の保健保安林に指定されています。また、砂丘群の間は集落や畑地、樹園地として活用されているほか、八郎湖と日本海沿岸部にはそれぞれ天王漁港・江川漁港があります。

具体的な土地の用途としては、田畑などの耕地が約35%と最も高い構成比であり、続いて山林が32%を占めていますが、県都秋田市に隣接した居住環境の好適地として宅地が約9%程度と県全体でみた比率よりも高くなっており、田園・山林や湖などに代表される豊かな自然環境と都市的な特性とを併せ持っています。



【樹園地としての利用】

●土地利用状況

(単位：ha)

単位 :ha	農用地	森林	原野	水 面 河川等	道路	宅地	その他	総面積
潟上市	3,440	3,149	0	466	667	838	1,213	9,773
	35.2%	32.2%	0.00%	4.8%	6.8%	8.6%	12.4%	—
秋田県	149,500	843,223	15,283	41,041	34,438	29,843	50,426	1,163,754
	12.8%	72.5%	1.3%	3.5%	3.0%	2.6%	4.3%	—

※八郎潟残存湖境界未確定分 2,202ha は市町村内訳に含まれていない
【「秋田県の土地利用」より（H27.10.1 現在）】

交通体系については、秋田自動車道、日本海沿岸東北自動車道などが整備され、昭和男鹿半島 IC から秋田空港へ車で 30 分程度の距離にあるなど、首都圏へのアクセスが容易となっています。また、市内を走る国道 7 号線と 101 号線、県道 41 号線と 56 号線を中心に市道が連絡しており、その交通量は秋田自動車道の延伸により増加傾向にありましたが、平成 22 年に比較して減少しています。その他国道・県道では増加あるいは横ばいとなっています。

公共交通機関としては、J R 奥羽本線・男鹿線が市内を縦断し、秋田中央交通とマイタウンバスが相互に連携しています。

●道路交通量の推移

単位：台	H27 (昼間)	H27 (24h)	H22 (昼間)	H22 (24h)	H17 (昼間)	H17 (24h)
<秋田自動車道> 昭和男鹿 IC ～五城目八郎潟 IC	4,554	5,568	11,813	14,428	3,102	3,761
<国道 7 号線> 潟上市昭和大久保	13,066	16,641	13,167	16,892	15,880	20,168
<国道 101 号線> 潟上市天王上江川	20,185	26,039	19,362	23,622	21,260	25,725
<国道 101 号線> 潟上市昭和乱橋家ノ下	2,979	3,664	4,905	6,030	5,819	7,041
<国道 285 号線> 潟上市～井川町境	8,994	11,332	8,160	9,955	9,354	11,505
<県道 41 号線> 潟上市昭和八丁目樋境	7,649	9,332	4,391	5,336	10,194	12,946
<県道 56 号線> 潟上市天王中浜山	13,201	16,501	12,274	15,323	14,568	18,633
<県道 303 号線> 潟上市昭和乱橋開上関田	3,084	3,824	4,842	5,995	6,064	7,701

【「平成 27 年度道路交通センサス」より：国土交通省道路局】

(3) 気 候

わたしたちへの影響(課題)

気候は、農作物や生態系全体へ影響を及ぼすものであり、地勢と同様に環境意識の基礎となるほか、地球温暖化による影響など、長期・広汎にわたる影響を示す指標となります。

潟上市の現況

潟上市の属する日本海側気候は、冬期に北西季節風が強く、降水日数が多くなる特徴があります。近接する秋田市の秋田地方気象台における観測データで見ると、冬期強風日数（日最大風速 10 m / s 以上）は月に 13 日程度、曇天日数（雲量 8.5 以上）は 23 日程度です。平均気温や降水量、日照時間などは次の表の通りとなっています。

なお、天王鶴沼台にある県果樹試験場天王分場における観測データでは、これに比べて年間降水量・日照時間がやや少なく、平均風速も弱くなっています。

●潟上市の気候

H27 年	年平均気温	年間降水量	日照時間	年平均風速
秋田地方気象台	12.7℃	1,490.5mm	1,712.6h	4.4m/s
潟上市 果樹試験場天王分場	11.8℃	1,169.0mm	1,695.0h	1.8m/s

【気象庁ほか】

(4) 人口・世帯数・人口動態

わたしたちへの影響(課題)

わたしたち自身は環境の影響を強く受けるとともに、その生産活動や消費行動は、環境に大きく影響します。また、人口の変動は環境に与える負荷(例：排水・ごみの排出量など)とも関連します。

潟上市の現況

潟上市の人口は、平成 22 年国勢調査において 34,442 人でしたが、平成 27 年には 33,083 人と減少しています。一方で、世帯数は平成 22 年の 11,936 世帯から、平成 27 年の 12,023 世帯へとわずかながら増加傾向にあることから、総人口とともに 1 世帯当たりの人数も減少傾向にあり、核家族化や高齢者などの一人暮らし世帯、夫婦のみの世帯が多くなっているものと考えられます。

高齢化率(総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合)についてみると、平成 27 年国勢調査の結果、秋田県の平成 27 年 10 月 1 日現在の人口は 102 万 3,119 人、65 歳以上の人口は 34 万 3,301 人で、高齢化率は 33.8% となっています。これに対して潟上市の 65 歳以上人口は 10,340 人で、高齢化率は 31.3% と、県内では 23 番目の割合に留まっています(高齢化率は、総人口中の「年齢不詳者」を除いて算出)。

●人口と世帯数の推移

	人 口					世 帯 数				
	H27年 国勢調査 結 果 (人)	H22年 国勢調査 結 果 (人)	H17年 国勢調査 結 果 (人)	H22～H27年比較		H27年 国勢調査 結 果 (人)	H22年 国勢調査 結 果 (世帯)	H17年 国勢調査 結 果 (世帯)	H22～H27年比較	
				増減数 (人)	増減率				増減数 (世帯)	増減率
潟上市	33,083	34,442	35,814	△ 1,359	△ 3.9%	12,023	11,936	11,951	87	0.7%
秋田県	1,023,119	1,085,997	1,145,471	△ 62,878	△ 5.8%	388,560	390,136	393,039	△ 1,576	△ 0.4%

【「国勢調査」より】

人口動態は、出生数と死亡数を比較する自然動態と転入者数と転出者数を比較する社会動態からなりますが、潟上市では平成 16 年以降減少傾向にあり、減少数は次第に多くなっています。

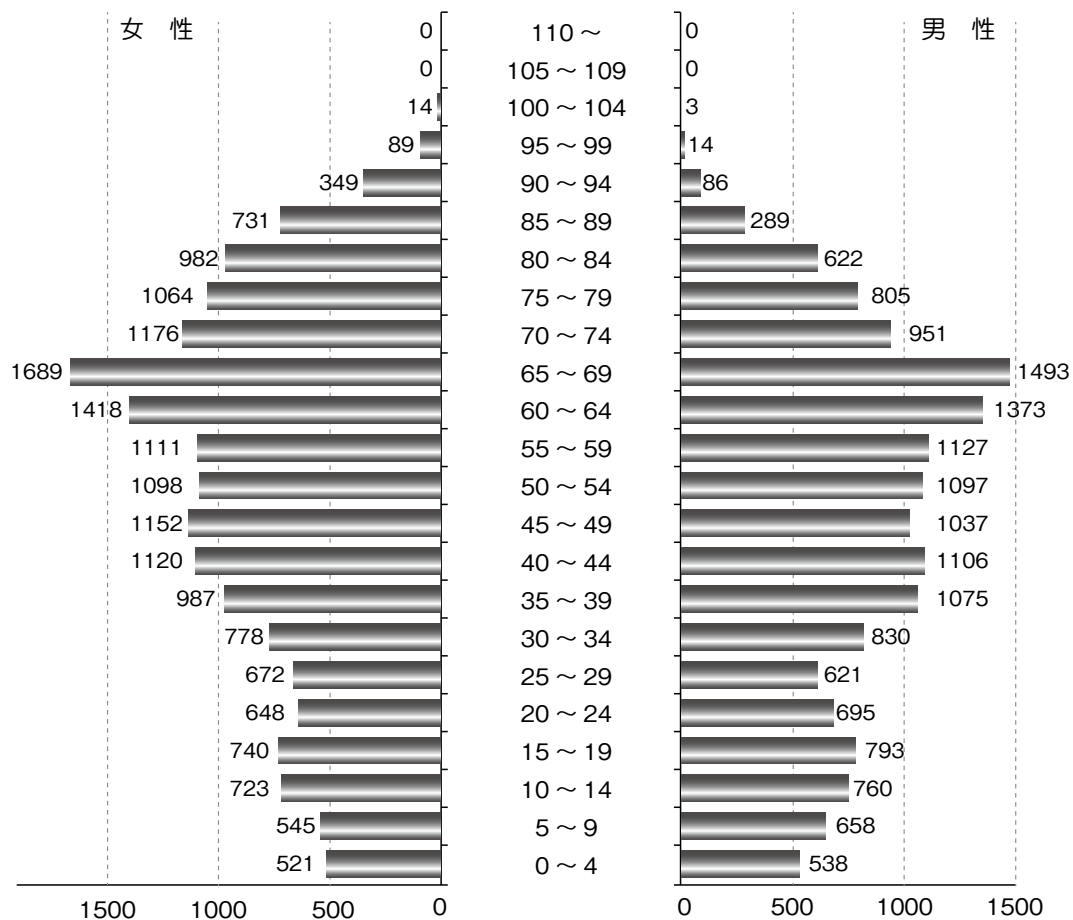
また、年齢別（5歳階級別）の人口構成からは、60～64歳、65～69歳の人口が多く、若年層の人口が少ないことから、高齢化が進んでいます。

●人口動態の推移

年度	区分	自然動態（人）			社会動態（人）		
		出生	死亡	増減	転入	転出	増減
H17年度		254	360	△ 106	1,059	1,050	9
H18年度		245	363	△ 118	1,028	1,102	△ 74
H19年度		234	348	△ 114	997	1,076	△ 79
H20年度		244	380	△ 136	990	1,100	△ 110
H21年度		175	371	△ 196	910	1,044	△ 134
H22年度		191	417	△ 226	968	912	56
H23年度		220	391	△ 171	893	993	△ 100
H24年度		203	420	△ 217	803	925	△ 122
H25年度		200	418	△ 218	898	975	△ 77
H26年度		203	381	△ 178	907	900	7
H27年度		193	423	△ 230	906	903	3

【「住民基本台帳」より】

●男女別・年齢別人口



【「住民基本台帳」より(平成28年3月31日現在)】

第2節 環境を考え、行動するために

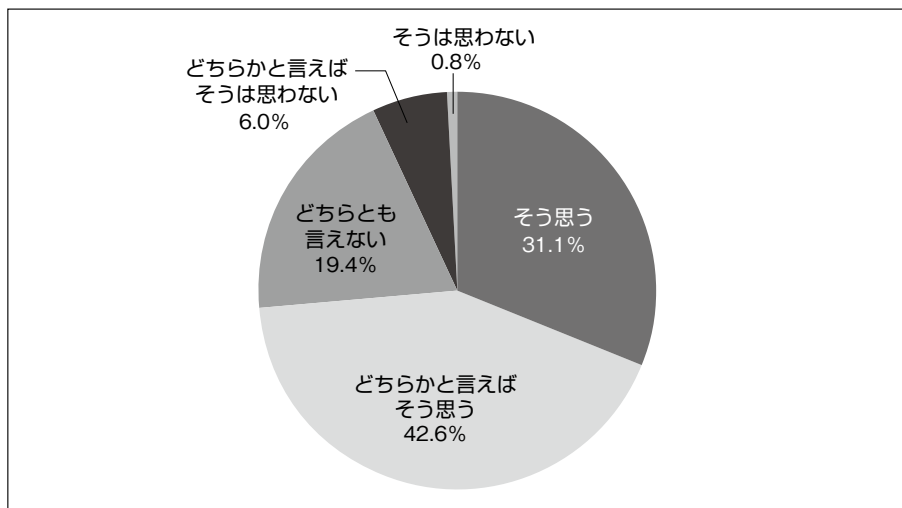
わたしたちへの影響(課題)

わたしたちの生活が環境に対してどのような影響を与えるかを意識することが、環境を守る活動への第一歩につながります。

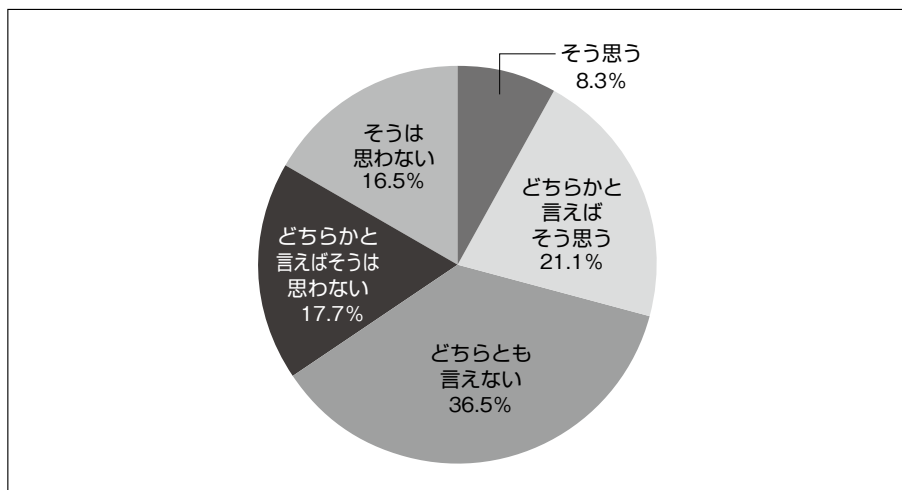
潟上市の現況

環境アンケートにおいて市民の環境問題への関心についてたずねたところ、「普段の生活の中で環境問題を身近な問題と感じているか」という問いに対して「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と、肯定的な回答をした方が73.7%（無回答者を除く、以下同じ）に達しました。これに対して「環境を守るための活動に積極的に参加しているか」という問いに対して同様に肯定的な回答をした方は29.4%に留まっています。

■普段の生活の中で環境問題を身近な問題と感じている方だ



■環境を守るための活動に積極的に参加している方だ



第2章 自然環境…良好な自然環境を維持するまち

水と緑に囲まれた豊かな自然環境の恵みを大切にし、
これと共生します

第1節 潟上市の自然環境の現状と課題を知る

(1) 大 気

わたしたちへの影響(課題)

大気は地球規模で循環するものであり、大気汚染の主な発生源とこれに由来する原因物質は、自動車などの排出ガス（浮遊粒子状物質や窒素化合物）、工場などからの排煙（硫黄酸化物、揮発性有機化合物）、廃棄物の焼却排ガス（ダイオキシン類、スス）、建築物の解体を由来とするアスベストのほか、自然に由来する火山活動や、東アジア内陸部からの黄砂の粉塵など、多岐にわたります。

大気汚染の影響はわたしたちの健康（目や呼吸器など）や生活、動植物から広く建築物にまで及ぶ可能性があり、高度経済成長期に代表される産業由来の大気汚染については対策がなされていますが、わたしたちの活動に由来する発生源への対応を一層進める必要があります。

潟上市の現況

環境基本法では、呼吸器を通じて人体に取り込まれた場合に起こりうる影響から人の健康を保護するために、9種類の物質について、維持されることが望ましい環境基準が設定されているほか、ダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類対策特別措置法に基づいて大気の汚染に係る環境基準が設定されています。

潟上市の大気環境については、代表的な汚染物質である二酸化窒素（NO₂）及び浮遊粒子状物質を、県の一般環境大気測定局である昭和局（昭和武道館敷地内に設置）において測定しており、いずれも環境基準を達成しています。

また、市では、周辺事業所などからの影響が少ない市役所駐車場において、酸性雪の調査を実施していますが、平成27年度の水素イオン濃度（pH）は平均5.1と、やや酸性の値を示しています。全県の平均値が降雨期で4.9、降雪期で4.6のため、全県平均より高く（酸性度低く）なっています。一般に沿岸部・降雪期には酸性度が高くなる傾向にあるとされています。

環境アンケートの結果から見ても、「空気が澄んできれいな環境」は8割の方が以前と変わらないと感じているほか、将来に向けて大事にしたい環境に挙げている方も多く、満足度の高い項目です。ただし、野焼きによる煙を問題点として指摘する回答もあり、ダイオキシン発生のおそれや臭いに関する苦情も寄せられています。

●大気に関する環境基準適合状況の推移

潟 上 市	平成 23 年度			平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
	環境 基準	評 価 対象値	年平 均値	環境 基準	評 価 対象値	年平 均値	環境 基準	評 価 対象値	年平 均値	環境 基準	評 価 対象値	年平 均値	環境 基準	評 価 対象値	年平 均値
二酸化窒素 単位：ppm	適	0.009	0.003	適	0.010	0.003	適	0.008	0.003	適	0.007	0.003	適	0.006	0.003
基準 0.06ppm 以下															
浮遊粒子状物質 単位：mg/m ³	適	0.042	0.018	適	0.041	0.019	適	0.053	0.019	適	0.048	0.019	適	0.052	0.019
基準 0.10mg/m ³ 以下															

【「秋田県環境白書」より】

用語・資料

大気に関する環境基準

環境基本法によって、呼吸器から人体に取り込まれた場合に起こりうる影響から人の健康を保護するために維持されることが望ましいとされる基準で、二酸化硫黄（SO₂）、一酸化炭素（CO）、浮遊粒子状物質（SPM）、光化学オキシダント（Ox）、二酸化窒素（NO₂）、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについて基準があります。このほか、ダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類対策特別措置法に基づいて大気の汚染に係る環境基準が設定されています。

二酸化窒素とその影響

工場などのボイラーや自動車のエンジン、家庭のコンロやストーブなどから発生する窒素化合物（NO_x）の一種で、呼吸とともに人体に取り込まれ、呼吸器疾患の原因になるな

ど、健康への影響があります。また、太陽の紫外線により光化学反応を起こして「光化学オキシダント」（Ox）を生成し、「光化学スモッグ」の原因ともなるため、代表的な大気汚染物質の一つとして、大気汚染防止法で規制・監視の対象となっています。

二酸化窒素の環境基準

環境基本法によって、1時間値の1日平均値が0.04ppm から0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であることとされ、日平均値の年間98%値が0.06ppm 以下である場合に基準に適合していると評価されます。（※98% 値とは：365日測定した場合、365日×98%≒358日間の測定値が0.06ppm 以下であることを指し、これを評価対象とする）

浮遊粒子状物質とその影響

大気中に存在する粒子状物質のうちで、粒子の直径（粒径）が $10\ \mu\text{m}$ (0.01mm) 以下の非常に細かな粒子で、軽いためにすぐには落下せずに大気中に浮遊し、また小さいため気管に入りやすく、気道や肺胞に沈着すると呼吸器疾患の原因になることから、代表的な大気汚染物質の一つとして、大気汚染防止法で規制・監視の対象となっています。代表的なものとしては、風によって舞い上げられた細かな土壌粒子（例：黄砂）や噴火による火山灰のほか、工場や事業場、自動車などで使われる燃料などが燃焼する過程で発生する「すす」、自動車の走行により道路面から舞いあげられた土砂、大気中のガス状物質が化学的に変化して生成された粒子などがあります。

浮遊粒子物質の環境基準

環境基本法によって、日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること及び1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であることとされ、①日平均値の2%除外値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下で、かつ②日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日が2日以上連続しない場合に基準に適合していると評価されます。（※ 2% 除外値 / 評価対象：365 日測定した場合、環境基準を超えた日が $365\text{日} \times 2\% \div 8\text{日以内}$ で、かつこれが2日以上連続しないこと）

酸性雨・酸性雪とその影響

一般に、水の水素イオン濃度（pH）は7.0で中性ですが、大気に含まれる二酸化炭素の影響により、降雨・降雪は、一般には5.6程度の酸性を示すことから、これよりも小さく、酸性の度合いが強いものが酸性雨とされます。酸性雨は大気汚染物質の硫黄酸化物（SOx）や窒素酸化物（NOx）が、大気中で硫酸や硝酸に変わり、それが雨粒に取り込まれてできるとされ、原因となる大気汚染物質は、ガソリンや重油、石炭などの化石燃料を使う工場や自動車から排出されます。

地上に降り注ぐことで、湖沼・河川の水が酸性化し、湖底などから有害な金属が溶出して魚類などの生息環境が破壊されたり、土壌の酸性化や樹木に降りかかって樹木・森林に影響したりします。こうした自然への影響にとどまらず、屋外の文化財への被害も懸念されています。

(2) 河川や湖沼の水質

わたしたちへの影響(課題)

自然界に存在する水は全ての生き物の生存に欠かせないものであり、わたしたちの社会生活や消費活動を通じて生じた負荷が、河川や湖沼の浄化作用を超えると、水質の悪化を招いて人の健康や生活環境、経済活動、生態系にまで影響が及ぶことになります。

このため、わたしたちの身近にある「水」をきれいで豊かなものとして次の世代へと受け継いでいけるよう、その利用における負荷の軽減や水辺環境の保全など、水質保全に向けた総合的な対策が必要です。

潟上市の現況

ⅰ. 公共用水域全般

環境基本法では維持されることが望ましい基準として、①人の健康の保護に関する基準（全ての公共用水域について健康に影響を及ぼすおそれのあるカドミウムなどの27項目）と、②生活環境の保全に関する基準（人の生活の中で様々に利用される公共用水域について、水域の利用目的に応じて水素イオン濃度（pH）や生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、全窒素及び全燐など）が設定されています。

潟上市の主な河川としては、馬場目川水系に属する馬踏川・豊川が八郎湖（調整池）に流れ込み、船越水道・日本海につながっています。このほか、沼や堤、水路などが多く、これらは農業に多く利用されているほか、八郎湖や日本海沿岸部では漁業が行われており、これらにおいて都市化の進展に伴う水質の悪化が見られます。

環境基準の達成状況を確認するため、八郎湖に流入する2河川では毎年調査が実施されています。測定されている①健康の保護に関する基準は達成されているものの、②生活環境の保全に関する基準のうち、水質の汚れを示す代表的な数値である生物化学的酸素要求量（BOD）をみると馬踏川下流は、平成21～27年度の間、環境基準より低い年度もありましたが、馬踏川上流の値が環境基準を超えたため、馬踏川の評価としては、平成25年度を除き不適となっています。

このほか、八郎湖からの水を受けて農業用水に利用する農業用水路3地点と、農業用ため池3カ所の水質についても、継続的に調査を行っています。これらを農業用水として望ましい水質にあるか（農業用水基準）の観点からみると、農業用水路について化学的酸素要求量（COD）と電気伝導率が基準を超えている地点があるなど、水の汚れがみられます。

調査対象	調 査 地 点	
農 業 用 水 路	塩口水路 中干潟承水路 天塩承水路	天王字干潟付近 天王字中干潟付近 天王字沖田付近
農 業 用 た め 池	鞍掛沼 長沼 高野堤	天王字蒲沼 天王字長沼 昭和豊川槻木字高野

ii . 八郎湖

八郎潟は、かつて湖面積約 220km²と国内 2 位の面積を有し、平均水深 3 m・最大水深 4.5m の比較的浅い汽水湖でした。昭和 32 年に着工した干拓工事の過程で設置された防潮水門によって淡水化が図られた結果、湖面積約 47.3km²、平均水深 2.8m・最大水深 10m、貯水量 132.6 百万 m³の淡水湖となりました。この結果、水質環境に負荷を与える可能性がある農地などが約 13,500ha 増えた反面、浄化能力を持つ湖面積が 1/5 に減少したことになります。

干拓の後、次第に水質の悪化が進んでおり、湖水の汚れを表す指標である化学的酸素要求量（COD）でみると、基準点となる湖心・大潟橋・野石橋の 3 地点の平均値が、平成 18 年度に 8.8mg/ℓ（全国ワースト 3 位）とこれまでで最悪を記録するなど、公共用水域の環境基準を大きく超える水質の悪化がみられるようになりました。その後、平成 21 ～ 27 年度は 6.3 ～ 8.5mg / ℓ で横ばい傾向にあります。

これは、わたしたちの生産活動・日常生活によって流域から流れ込む汚濁負荷が増加したことに加えて、窒素・リンなどの栄養塩類の蓄積によって湖水の富栄養化が進んだことから植物プランクトンの増殖などが顕著となり、本来湖が持っていた浄化能力を大きく超えたことを示しているといえます。

平成 19 年には、湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼に指定され、水質保全対策が図られていますが、その要因が多岐に渡るとともに複雑に絡み合っています。

例えば、外部からの流入要因を、化学的酸素要求量（COD）排出負荷量の割合でみると、水田からの流出の約 5 割と、山林などからの流出の約 4 割が大部分を占め、このほか生活系が約 5 %、工場・事業場系は 1 % 未満などとなっています。さらに、湖底に堆積している泥から窒素やリンが溶出することによる内部発生要因も存在すると考えられており、根本的な対策は容易ではありません。

●八郎湖及び流入河川の水質に関する代表的な環境基準適合状況の推移

八郎湖湖心	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	環境基準	評価対象値	環境基準	評価対象値	環境基準	評価対象値	環境基準	評価対象値	環境基準	評価対象値	環境基準	評価対象値	環境基準	評価対象値
化学的酸素要求量 基準：3mg/ℓ 以下	不適	6.4	不適	7.0	不適	7.2	不適	9.2	不適	7.0	不適	7.2	不適	7.5
全窒素 基準：0.6mg/ℓ 以下	不適	0.71	不適	0.83	不適	0.94	不適	1.40	不適	0.80	不適	0.64	不適	0.78
全 燐 基準：0.05mg/ℓ 以下	不適	0.070	不適	0.073	不適	0.084	不適	0.110	不適	0.069	不適	0.070	不適	0.065
豊 川	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	環境基準	評価対象値	環境基準	評価対象値	環境基準	評価対象値	環境基準	評価対象値	環境基準	評価対象値	環境基準	評価対象値	環境基準	評価対象値
生物化学的酸素要求量 基準：3mg/ℓ 以下	適	1.7	適	1.8	適	1.5	適	1.8	適	0.9	適	1.1	適	1.2
馬 踏 川	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	環境基準	評価対象値	環境基準	評価対象値	環境基準	評価対象値	環境基準	評価対象値	環境基準	評価対象値	環境基準	評価対象値	環境基準	評価対象値
生物化学的酸素要求量 基準：2mg/ℓ 以下	不適	2.7	不適	2.4	不適	1.9	不適	2.7	適	1.8	不適	1.9	不適	1.4

※馬踏川の環境基準点は馬踏川橋と前山橋の2つあり、いずれも基準が達成された場合のみ「適」となります。

【「秋田県環境白書」より】

近年は、アオコの発生が多く見られるようになったため、県では八郎湖全域でアオコの発生状況を調査し、状況を「見た目アオコ指標」レベル0～6に分類しています。八郎湖の11調査地点（※）のうちで、レベル4（膜状に湖面を覆う）以上の状況が見られた日数は、平成25年度に3日、26年度に0日、27年度に3日、28年度に9日ありました。

※調査地点は①馬踏川河口、②飯塚川、③馬場目大橋、④馬場目川河口、⑤大潟橋（漁協前）、⑥三倉鼻、⑦F1取水口（大潟村）、⑧野石橋、⑨小深見川河口、⑩塩口水路河口、⑪天王大崎の11カ所

●11調査地点中、潟上市内の4地点に限った場合のアオコ発生状況

	H25年度（日）		H26年度（日）		H27年度（日）		H28年度（日）	
	Lv.4以上	Lv.6	Lv.4以上	Lv.6	Lv.4以上	Lv.6	Lv.4以上	Lv.6
①馬踏川河口	0	0	0	0	0	0	4	0
②飯塚川	2	0	0	0	2	0	0	0
⑩塩口水路河口	1	0	0	0	1	0	5	0
⑪天王大崎	0	0	0	0	0	0	0	0

見た目アオコ指標（八郎湖版）

レベル0:発生は認められない

レベル1:肉眼で確認できない

ネットを引いたり、白いバットに汲んで良く見ると確認できる

レベル2:うっすらと筋状

アオコがわずかに水面に散らばり肉眼で確認できる

レベル3:パッチ状

アオコが水面全体に広がり、所々パッチ状になっている



レベル4:膜状

膜状に湖面を覆う



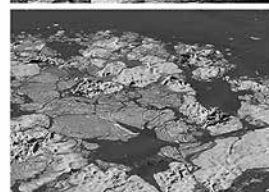
レベル5:マット状

厚くマット状に湖面を覆う



レベル6:スカム状

スカム状(厚く堆積し、表面が白っぽくなったり紫、青の縞模様になることもある)に湖面を覆う。腐敗臭がする。



※この指標は、国立環境研究所が提唱する見た目アオコ指標を元に作成しました。

【県八郎湖環境対策室より】

アオコは八郎湖に流入する河川や水路を、流れに逆らって遡上するようになり、気温の高い日や晴天が続くと、これらが腐敗して滞留する状態になっています。

平成 23 年度に馬踏川と豊川で生じた腐敗アオコの滞留は、24 年度には飯塚大排水路など比較的小規模な河川・水路を遡上して住宅地周辺に達したほか、井川町や三種町などでも同様の状態となっており、水質の悪化に留まらず悪臭被害という点からも早急な対応を要する環境問題となっています。



【平成 23 年 8 月下旬：馬踏川（昭和大久保）】



【平成 24 年 8 月中旬：飯塚川（飯田川飯塚）】

富栄養化とその影響

湖沼など水の出入りが少ない水域において、植物プランクトンの養分となる成分（栄養塩類：窒素・リンなど）が増えることを言い、この結果、藻類などが急激に増えて水中の酸素消費量が高くなるほか、生態系のバランスが崩れて水生生物が死滅します。こうした動植物の死骸による有機汚濁が進むと、分解し切れなかった有機物がヘドロとして堆積し、これらが分解されるときにも酸素を消費するため、さらに水中の酸素が少ない状態になります。

水質汚濁とその影響

飲み水や生活用水が有害物質に汚染されていたり、汚染された水域に住む魚介類を食べたりすることによって、健康に影響を及ぼすおそれがあり、たとえばトリクロロエチレンやトリハロメタンでは発がん性などのおそれが、有機水銀やPCBについては各種中毒症状などが心配されています。特に、水域に流れ出た有害物質がわずかであっても、食物連鎖を通じて濃縮されることがあり、また長期間にわたって体内に蓄積されると重大な影響を及ぼすことがあります。

化学的（生物化学的）酸素要求量

有機汚濁物質などによる汚れの度合いを示す指標で、この値が大きいほど水中に有機物が多いことになり、汚濁の程度も大きい傾向があることから、湖沼や海域では化学的酸素要求量（COD）、河川では生物化学的酸素要求量（BOD）について、環境基本法によって環境基準が定められています。前者は酸化剤で、後者は微生物によって水中の有機物を分解し、水中の有機物を分解するために必要な酸素量を計算したものです。

全窒素及び全燐

全窒素は動物の排出物や腐敗物の土壌・下水への混入、植物プランクトンの増殖、酸性雨や工場排水から発生しやすく、全燐は工場や発電所の排水、家庭生活排水（合成洗剤など）、農業排水（化学肥料など）などにも含まれ、富栄養化の原因となることから、湖沼と海域については、環境基本法によって環境基準が定められています。

本項目に関する計画：八郎湖に係る湖沼水質保全計画（県）

(3) 生態系と水辺の環境

わたしたちへの影響(課題)

生態系は、潟上市の豊かな水と緑を構成する重要な要素であり、身の回りの自然環境を象徴しています。地勢的な条件と多様な生き物が有機的につながりあって「生態系」を形づくっていることから、全てが健全に保たれることで「系」としての役割が維持されます。

生態系とのふれあいは、将来に向けて自然を大切にする心、ふるさとへの愛情を育むことにつながるものですから、わたしたちも自然の一部であることを考えながら、これらと親しめるような場や機会を充実させる必要があります。

特に水辺の環境は、風景や眺望を楽しむこと、散歩・サイクリング、水生生物とのふれあいなど、わたしたちにうるおいやすらぎを与え、自然に親しむきっかけになるもので、水質や生態系、水の循環などと相互に関係しています。

潟上市の現況

潟上市では、東部の丘陵部に自然植生が分布しているほか、海岸砂丘部の「夕日の松原」を中心に、市の木にも選定されている「クロマツ」が生育しています。八郎湖岸・湖底の植生や、これとともに「日本の重要湿地 500（環境省）」に選定された天王出戸湿原、市の鳥であるサギの飛来する八郎湖岸の田んぼや川の浅瀬など、多様な自然環境に対応した様々な生物が見られます。

このうち、飯田川公園と元木山については鳥獣の生息のために重要な地域として県の鳥獣保護区に指定されています。

飯田川公園鳥獣保護区 (森林鳥獣生息地)	潟上市飯田川地区の中心部の東部に位置し、丘陵地帯で広葉樹林、針葉樹林、池沼及び河川が適度に入り込んで変化に富む地域である。 このような自然環境を反映して、キジ、ヤマドリ、タヌキ、ノウサギを始め里山に住む多様な鳥獣が生息している。
元木山鳥獣保護区 (身近な鳥獣生息地)	潟上市の中央部に位置し、隣接の市街地や水田地帯が広がる中で、樹林帯を持った丘陵地区で、シジュウカラやノウサギなどを始めとする、里山に住む多様な鳥獣が生息している。

水辺に目を向けると、八郎湖を始め、これに繋がる馬踏川、豊川や排・承水路や農業用水源となる龍毛堤ほか、多くの河川や湖沼が存在しています。このうち鞍掛沼については、これを中心に「鞍掛沼公園」として水辺環境の整備が進められており、長沼についても周囲の道路や護岸が整備されています。出戸湿原については、貴重な湿原植物群落を保護するため、平成 15 年に県の自然環境保全地域に指定され、自然保護指導員による巡回を通じた環境の保全と、

建物の新增改築や土地造成、砂利などの採取、埋立てなどの行為の制限が定められています。

また、海岸部では、年間 2.5 万人程度が利用する出戸浜海水浴場があり、開設前（5 月）と開設中（8 月）に水質の調査が行われますが、出戸浜海水浴場の調査結果は、最も海水浴場に適した水質（水質 AA）となっています。このほか、海岸沿いに秋田男鹿自転車道線（サイクリングロード）が整備されています。



小学生による出戸浜のクリーンアップ活動

第2節 環境を考え、行動するために

自然環境に対する市民の意識

自然環境のうち、どのような要素が重視されているかを確認しました。

潟上市の現況

環境アンケートにおいて、潟上市の自然環境に関する現状と意識をきいたところ、以前より悪くなったとの意見が比較的多かったのは、

○動物が多く見られる環境（31.0%）

であり、身の回りから動物が減ったと考えられているようです。さらに、将来に向けて大切にしたいと考えられているのは

○緑が豊かにある環境（45.0%）

でした。

このほか、特に水環境に関連するものをみると

○八郎湖の水質がきれいに保たれた環境（36.9%）

○河川や堤、沼、海の水質がきれいに保たれた環境（32.4%）

については、以前より悪化したと考えている方の割合が多くなっており、問題として意識されています。

これらを踏まえて、自然環境の保護と関連の深い対策のうち、費用などの負担を伴っても充実すべきとの意見が多く寄せられたのは

○八郎湖や河川、湖沼の植生の保護（34.6%）

となっています。

地域の環境の現状について 【自然環境関連】 (単位：%)	以前より良くなった	以前と変化は感じない	以前より悪くなった
緑が豊かにある環境	10.0	68.5	21.5
動物（野生の鳥獣・昆虫等）が多く見られる環境	6.3	62.7	31.0
（生活環境より抜粋）八郎湖の水質がきれいに保たれた環境	8.3	54.8	36.9
（生活環境より抜粋）河川や堤、沼、海の水質がきれいに保たれた環境	9.1	58.5	32.4

（全 20 肢から複数回答：当該選択肢を選択した割合）

将来に向けて大切にしたい環境や取組について（単位：%）	
緑が豊かにある環境	45.0
動物（野生の鳥獣・昆虫等）が多く見られる環境	20.9

（全 22 肢から複数回答：当該選択肢を選択した割合）

将来に向けて対策を充実すべき課題について（単位：%）	
自生する植物の保護	15.5
在来の野生生物の保護	11.8
八郎湖や河川、湖沼の植生の保護	34.6

第3章 生活環境…人と環境へ配慮するまち

身の回りの環境との関わり合いを大切にし、安全・安心な生活環境を創造します

第1節 潟上市の生活環境の現状と課題を知る

(1) 資源としての水循環

わたしたちへの影響(課題)

水は、地表に降った雨などが土壌に浸透し、河川などを通じた流水や地下水として湖沼や海へと流れ、この過程で蒸発したものが再び降水するなど、非常に長い期間をかけながら、地球規模で循環しています。

わたしたちが水資源を利用することは、その循環に負荷を生じさせるもので、この負荷が自然の浄化作用を超えると、循環に関わる水質・大気・土壌・生態系など身の回りの環境に大きな影響が発生します。

このため、水が有限であることに配慮しながら、可能な限り負荷を軽減し、水の循環を妨げない社会の構築を目指す必要があります。

潟上市の現況

i. 地下水及び土壌

地下水の状況については、平成23年度の潟上市内の3地点における県の概況調査では、全て環境基準に適合しています。

また、地下水に影響する可能性のある土壌についても、平成24年度に以下の4箇所ですら環境(重金属関係)の安全性を確認するための調査を実施しましたが、いずれも全ての項目について環境基準に適合していました。

調査地点	調査理由
飯田川庁舎	これまでの土地履歴に問題がないことから、基準地点として選定。(昭和・飯田川地区の指標)
長沼球場	周辺住宅地で生活用水に地下水を利用しているほか、地域内に製造業企業が存在するため選定。(追分地区の指標)
天王グリーンランド	市民が多く集まり、芝生ほか地面との接触が多く想定されるため選定。(沿岸部の指標)
天王湖岸球場	周辺が田園地帯であり、農業への影響を確認するため選定。(天王地区・湖岸部の指標)

重金属とその影響

一般に比重の大きい金属をいいますが、食べ物などを通じて人体に蓄積され、微量であっても障害を引き起こす可能性が強いものがあり、例えば、公害病として知られる水俣病は有機水銀、イタイイタイ病はカドミウムの中毒が原因として知られています。このため、重金属が地下水に溶け出す可能性がある土壌や地下水自体に関して、以下の環境基準が定められています。

土壌に関する環境基準

土壌についても同様に、人の健康を保護し生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として、カドミウムなど27項目（汚染された土壌から地下水などへの溶出の観点から26項目、農作物に対する影響及び農作物に蓄積して人の健康に対する影響の観点から一部重複する3項目）について、環境基本法によって基準値が設定されています。

地下水に関する環境基準

水質汚濁と同様、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、カドミウムなどの28項目について、環境基本法によって基準値が設定されています。

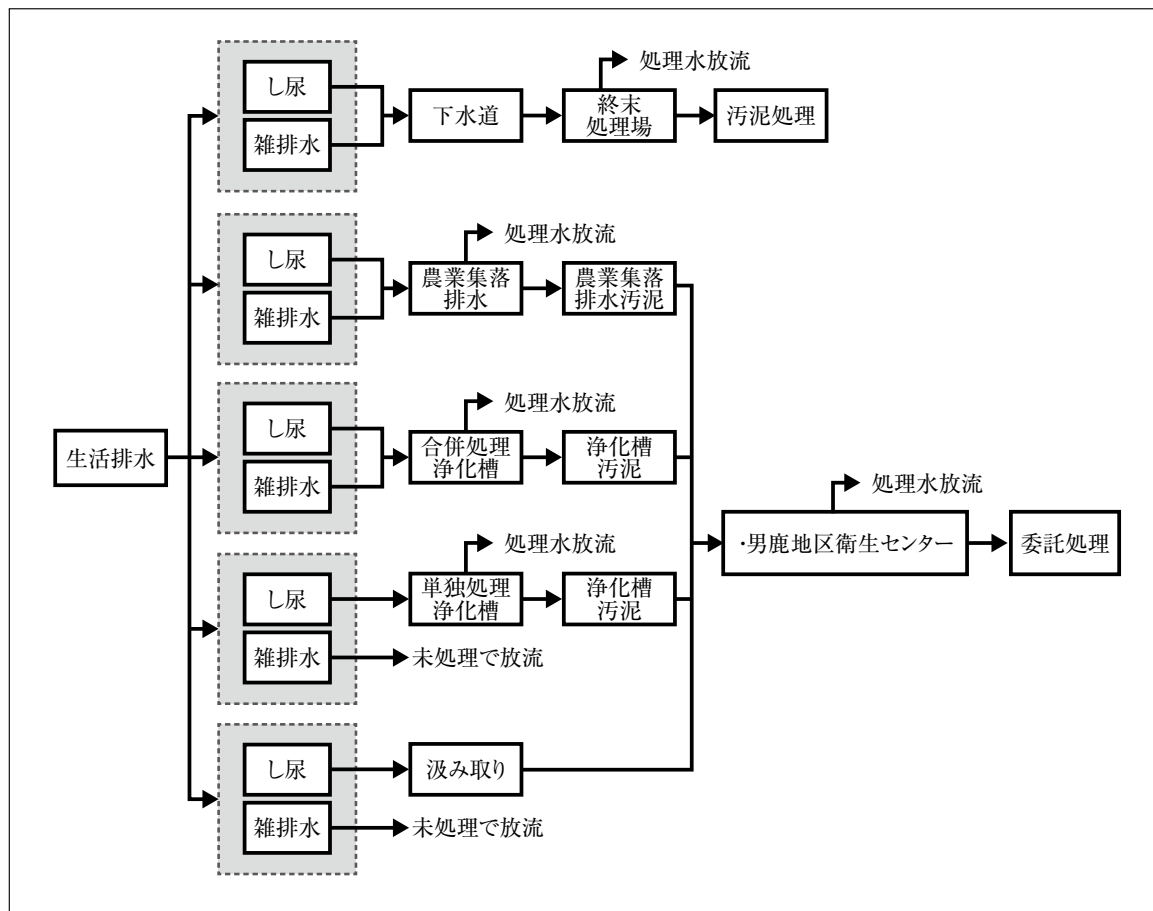
本項目に関する規定：**潟上市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例****ii . 下水道・生活排水処理**

水質汚濁の一因として、一般家庭から排出される生活排水が挙げられます。「生活排水」とは、し尿と炊事・洗濯などから生じる生活雑排水をいいますが、今日、公共下水道や農業集落排水への接続、合併処理浄化槽の普及が進んでおり、これらの処理を経て放流されています。これに対して、し尿のみを処理する単独処理浄化槽などの場合、生活雑排水が未処理のまま河川などに排出されることになるため、水環境への負荷が大きくなります。

公共下水道の整備が進むにつれて、下水道による処理人口が増加傾向にあり、平成28年度末現在の市人口に占める下水処理区域人口である「下水道等普及率」は98.2%（公共下水道94.4%、農業集落排水2.8%、合併処理浄化槽0.9%）となっていますが、実際に接続している人口の割合を示す「水洗化率」は85.2%となっています。

なお、公共下水道以外のし尿と浄化槽汚泥は、最終的に男鹿地区衛生センターで処理されています。

●生活排水処理の流れ



用語・資料

下水道等普及率＝汚水処理人口普及率

市内に住んでいる人のうち、どれくらいの人が下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽などの汚水処理施設を利用できる環境になっているかを示します。

$$\text{下水道等普及率} = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{住民基本台帳人口}} \times 100$$

水洗化率

下水道等を利用できる地区に住んでいる人のうち、どれくらいの人が実際に接続し、水洗化しているかを示します。

$$\text{水洗化率} = \frac{\text{処理区域内人口中、接続済人口}}{\text{処理区域内人口}} \times 100$$

iii . 上水道

上水道は、きれいで安全な水を安定的に給水する施設であり、水道水が備えていなければならない条件として①衛生的で安全であることと②飲用・使用時に不快感や不安感がないことなどを規定した水質基準が水道法で定められています。

豊かな自然の恵みである自然界の水資源に依存して供給している一方、取水から配水までの全過程において、電力をはじめ多くのエネルギーを必要とするなど、環境負荷の原因ともなることから、環境対策に十分配慮する必要があります。

潟上市では合併後に既存の3上水道（昭和地区・二田地区・追分地区）を統合し、さらに給水人口が比較的少ない簡易水道（一向地区・出戸地区・牛坂地区）も含めて上水道事業を適正に運営するために、「潟上市地域水道ビジョン」を定め、平成30年度を目標年次として方向性を示しています。

現在、潟上市内の上水道水源・浄水場は6カ所あり、全て地下水からの取水となっています。これまで上水道の水質基準への不適合、水源における水質事故のいづれもなく、現在まで給水制限が実施されたこともないなど、安全で安定した供給が維持されているといえます。しかし、水道の普及率は、平成28年度末時点で79.9%に留まっていることから、広報や啓発活動を通じた普及率の向上と、未普及地域の解消を図る必要があります。

本項目に関する計画：潟上市地域水道ビジョン

(2) 廃棄物とリサイクル

わたしたちへの影響(課題)

廃棄物については、発生した廃棄物処理に要するコストと処理施設周辺の環境への負荷が問題となることはもちろんですが、限りある資源の循環・有効利用の観点からも重要な問題であり、わたしたちの将来の環境に影響することになります。

廃棄物対策としては、廃棄物の発生自体を抑制すること（リデュース）、使用済み製品や部品を適正に再使用すること（リユース）、廃棄物を回収し原材料として再生利用すること（リサイクル）の「3R」が掲げられており、循環型社会の構築にあっては製品の生産者・消費者及び廃棄物の排出者としての立場から、市民・事業者の意識と参加が不可欠です。

潟上市の現況

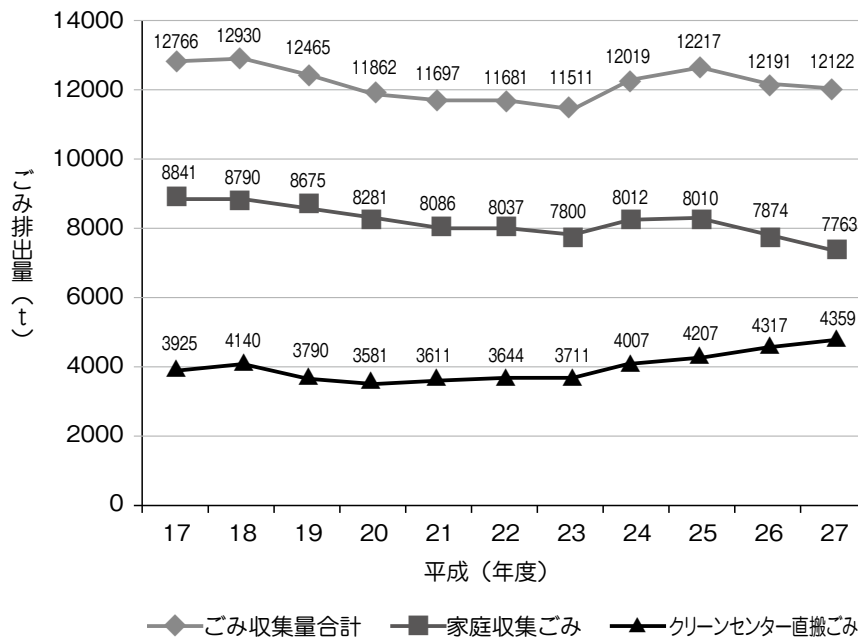
i. 排出ごみの処理

潟上市では平成 17 年に潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を制定するとともに「一般廃棄物処理基本計画」を定め、平成 32 年度を目標年次として処理に関する方向性を示しています。この一般廃棄物処理基本計画は、環境基本計画を廃棄物処理の面から実現するための計画として位置づけられます。

市で収集するごみは、可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、資源ごみ、粗大ごみに分別され、このうち資源ごみについては、さらにペットボトル、びん、古紙（ダンボール、新聞紙、雑誌類、雑紙類）に区分されています。

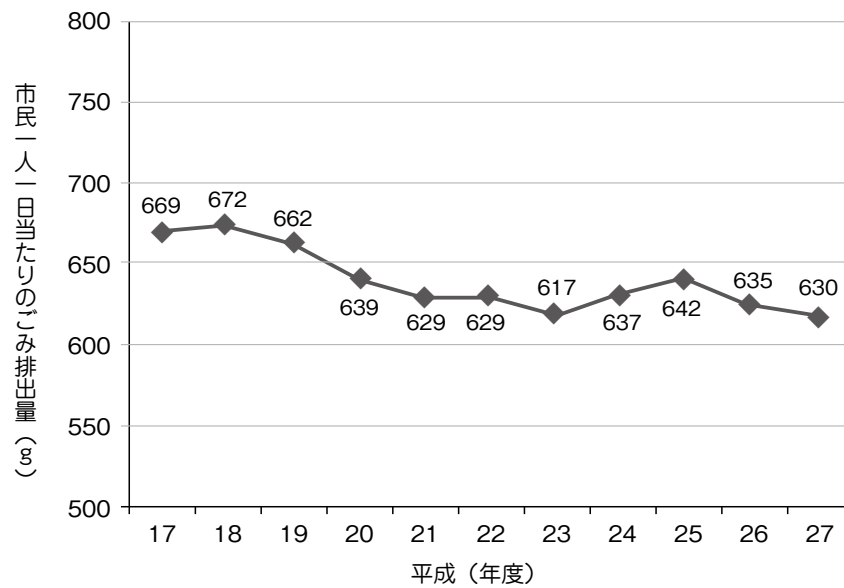
潟上市内の平成 27 年度のごみ排出量は、家庭から収集されたごみが 7,763 トン、クリーンセンターに直接搬入された事業系ごみが 4,359 トン、合計 12,122 トンで、平成 18 年度以降は継続的に減少傾向にあり、平成 24 年度、25 年度と多少の増加は見られたものの、その後は横ばい傾向にあります。その内訳をみると、家庭から収集されたごみは平成 18 年度以降減少傾向がつづいていますが、直接搬入される事業系ごみについては増加傾向となっています。

●ごみ排出量の推移



平成 27 年度の 1 人 1 日当たりの家庭からのごみ排出量は 630g/人・日で、ごみ排出量の合計と同様、平成 18 年度以降は減少傾向で推移していますが、平成 23 年度以降はほぼ横ばい傾向となっています。

● 1人1日当たりの家庭ごみ排出量の推移



注. 家庭ごみ排出量の合計を人口と年間日数で除して算出

さらに、ごみ排出量の推移を区分別にみると、以下の通りとなっています。

○可燃ごみ

平成 18 年度以降減少傾向で推移している。

○資源ごみ（古紙）

平成 13 年度以降、ほぼ一貫して減少傾向で推移している。

○資源ごみ（ペットボトル）

平成 14 年度から収集を開始し、増加傾向で推移している。

○資源ごみ（びん）

平成 25 年度から収集を開始し、増加傾向で推移している。

○不燃ごみ（陶器、金属、ガラスなど）

平成 13 年度以降、ほぼ一貫して減少傾向で推移している。

○粗大ごみ（家具、家電、寝具など）

平成 24 年度以降、減少傾向で推移している。

○有害ごみ（電池、体温計など）

ほぼ横ばい傾向で推移している。

収集されたごみのうち、古紙は直接資源化され、ペットボトル・粗大ごみ・有害ごみ・不燃ごみ・びんについては処理施設での資源回収や選別などを通じて平成 27 年度は 1,606 トンが再資源化され、可燃ごみなど再資源化できないごみは中間処理（焼却など）を経て 1,426 トンが最終処分（埋立処分）されています。

●ごみ種類別の排出量の推移

項 目		単位	年 度											
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
総人口	排出量合計	人	36,159	35,908	35,817	35,579	35,199	34,997	34,731	34,462	34,162	33,948	33,777	
	可 燃 ご み	t	12,766	12,930	12,465	11,862	11,697	11,681	11,541	12,019	12,217	12,191	12,122	
	資 源 ご み	t	9,725	9,963	9,632	9,311	9,214	9,203	9,159	9,502	9,811	9,843	9,840	
	古 紙	t	1,415	1,369	1,327	1,200	1,105	1,106	1,043	1,047	1,085	1,215	1,268	
	P E T	t	1,323	1,277	1,232	1,106	1,012	1,010	949	947	987	944	910	
	び ん	t	92	92	95	94	93	96	94	100	98	99	102	
	不 燃 ご み	t										172	256	
	粗 大 ご み	t	928	898	849	779	771	785	730	720	692	507	418	
	有 害 ご み	t	692	691	647	564	599	577	597	740	620	616	587	
	家庭収集ごみ	t	6	9	10	8	8	10	12	10	9	10	9	
	可 燃 ご み	t	8,841	8,790	8,675	8,281	8,086	8,037	7,830	8,012	8,010	7,874	7,763	
	資 源 ご み	t	6,846	6,844	6,760	6,526	6,415	6,369	6,228	6,375	6,356	6,283	6,219	
	古 紙	t	1,213	1,183	1,194	1,088	1,028	1,007	958	967	991	1,116	1,169	
ご み 排 出 量	P E T	t	1,129	1,097	1,105	999	939	915	868	871	896	865	833	
	び ん	t	84	86	89	89	89	92	90	96	95	96	99	
	不 燃 ご み	t										155	237	
	粗 大 ご み	t	732	703	666	612	595	612	590	598	596	411	312	
	有 害 ご み	t	44	51	45	47	40	39	42	62	58	54	54	
	クリーンセンター直搬ごみ	t	6	9	10	8	8	10	12	10	9	10	9	
	可 燃 ご み	t	3,925	4,140	3,790	3,581	3,611	3,644	3,711	4,007	4,207	4,317	4,359	
	資 源 ご み	t	2,879	3,119	2,872	2,785	2,799	2,834	2,931	3,127	3,455	3,560	3,621	
	古 紙	t	202	186	133	112	77	99	85	80	94	99	99	
	P E T	t	194	180	127	107	73	95	81	76	91	79	77	
	び ん	t	8	6	6	5	4	4	4	4	3	3	3	
	不 燃 ご み	t										17	19	
	粗 大 ご み	t	196	195	183	167	176	173	140	122	96	96	106	
市民一人当たり	有 害 ご み	t	648	640	602	517	559	538	555	678	562	562	533	
	家庭収集ごみ	g/人・日	669	672	662	639	629	629	617	637	642	635	630	
	可 燃 ご み	g/人・日	519	522	516	503	499	498	491	507	510	507	504	
	資 源 ご み	g/人・日	92	91	91	84	80	79	75	77	79	90	95	
	古 紙	g/人・日	86	84	84	77	73	72	68	69	72	70	68	
	P E T	g/人・日	6	7	7	7	7	7	7	8	8	8	8	
	び ん	g/人・日										13	19	
	不 燃 ご み	g/人・日	55	54	51	47	46	48	47	48	48	33	25	
	粗 大 ご み	g/人・日	3	4	3	4	3	3	3	5	5	4	4	
	有 害 ご み	g/人・日	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

ごみの処理・処分方法の概要

○可燃ごみ

潟上市クリーンセンターのごみ焼却施設において焼却処理を行い、焼却残渣は潟上市一般廃棄物最終処分場で最終処分しています。

○不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみ

潟上市クリーンセンターの粗大ごみ処理施設において選別・破砕などの処理を行い、金属類（鉄・アルミなど）は再生業者に引き渡して資源化しています。資源化できない処理残渣のうち、可燃物はごみ焼却施設で焼却処理、不燃物は潟上市一般廃棄物最終処分場で最終処分しています。

○資源ごみ（ペットボトル）

潟上市クリーンセンターのペットボトルプレス設備においてプレス処理を行い、再生業者に引き渡して資源化しています。資源化できない処理残渣はごみ焼却施設で焼却処理しています。

○資源ごみ（古紙）

潟上市クリーンセンターのストックヤードに一時保管し、再生業者に引き渡して資源化しています。

○資源ごみ（びん）

潟上市クリーンセンターのストックヤードに一時保管し、選別後に再生業者に引き渡して資源化しています。

本項目に関する計画：一般廃棄物処理基本計画（市）／潟上市地域循環型社会形成推進地域計画

ii . 不法投棄など

山林や空き地などへのごみの不法投棄は、景観上の問題のほか、廃棄物から有害物質が地中にしみ出し、土壌・地下水を汚染する可能性があるなど、環境に大きな影響を与えます。また、不法に投棄された廃棄物を撤去して元の状態に回復させるには、初めから適正に処分するよりも、多大な費用と時間を要します。

廃棄物を処理できる施設の設置には許可が必要であり、許可を得ずに廃棄物を埋めたり、大量のごみを山積みし処分する予定もなく放置したりすることは、たとえ自分の土地であっても不法投棄となる場合があります。

潟上市内では、不法投棄防止に向けたパトロールや中央保健所・県警などと連携した取り締まり、監視カメラ・不法投棄防止看板の設置などにより、大規模な不法投棄は減少しています。

このほか、道路脇などへの空き缶やたばこのポイ捨てが散見され、景観上の問題に加えて、環境意識の低下につながる可能性があります。



県・市と県産業廃棄物協会によるボランティア回収作業

(3) 騒音・振動

わたしたちへの影響(課題)

環境上問題とされる騒音・振動とは、不快を感じる音や日常生活を阻害するような振動を指し、工場や建設作業、自動車の走行から生じる音などが休養や睡眠の妨げになるほか、近隣の生活から発生する音などがトラブルの原因となることもあります。

法的に規制されている特定工場などから発生する騒音や振動の継続的な監視が必要となるほか、近隣トラブルを防止するためには、人による感じ方の違いや、住宅街と繁華街といった立地条件の違いといった実情により、個別のケースに応じた対応が必要となります。

潟上市の現況

i . 工場などから発生する騒音

騒音規制法及び振動規制法の対象となる工場・事業所（特定工場等）及び大規模な建設作業（特定建設作業）については、騒音振動を発する可能性のある特定施設の設置などに関する届出義務や、これらに関する規制の遵守が義務づけられています。

潟上市において平成 28 年度末時点で届け出のあった特定工場等は、7 施設となっています。

ii . 自動車騒音

自動車の走行などによって生ずる騒音については、環境基本法によって生活環境を保全し人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準が定

められています。また、騒音規制法によって自動車騒音の大きさの許容限度と道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認められる場合の措置、さらに自治体が自動車騒音の状況を常時監視すべきことが定められています。

調査の始まった平成 16 年度から 23 年度までの結果（県実施）によると、男鹿昭和飯田川線の昭和大久保～飯田川和田妹川間において、昼間、維持されることが望ましいとされる基準を超える地域がありました。

また、平成 24 年度には、交通量の多い県道男鹿昭和飯田川線の男鹿市・潟上市境から天王字鶴沼台間（6.8km）を測定・評価していますが、沿線の全ての地点で環境基準を達成していました。今後も市内各路線について、計画的に調査する予定です。

iii . 一般環境騒音

環境基本法により、維持されることが望ましいとされる環境基準に基づいて、合併後、市内の住宅が密集している 3 地点を継続的に測定していますが、昼間・夜間とも基準の範囲内となっています。

調査地点	調 査 理 由
天王字長沼地内公園	第一種低層住宅専用地域
天王字北野地内公園	第一種住居地域
昭和大久保字元木田地内	第二種住居地域

用語・資料

騒音に関する環境基準

騒音規制法による規制のほか、環境基本法に基づいて、生活環境を保全し人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい騒音に係る基準が定められています。この基準は地域の類型及び時間の区分ごとに定められており、例えば道路に面する地域以外の地域

の基準値は、「専ら住居の用に供される地域」「主として住居の用に供される地域」では昼間 55 dB・夜間 45db 以下、「相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域」では昼間 60 dB・夜間 50db 以下となっています。

(4) 放射性物質

わたしたちへの影響(課題)

放射線の被ばくは、細胞のDNA（デオキシリボ核酸）など、身体の重要部分を傷つけることがあり、人体に悪影響をおよぼす可能性があります。とくに放射線の影響を受けやすいのは、活発に分裂する細胞です。

一般に危険なイメージをもたれがちな放射性物質ですが、活発に分裂するがん細胞に対する医療行為やレントゲン撮影、電子製品などにも用いられてわたしたちの役に立っているほか、自然界にも存在しており、呼吸する大気中にはラドンが、肥料として用いるカリウムにも放射性同位体が含まれるなど、わたしたちは常に放射線の影響を受けています。

放射性物質の拡散については、特に平成23年3月の福島第一原子力発電所の事故以降意識されるようになっており、生活環境の一要素として安心が求められていることから、大気中の放射線量などを継続的に調査してきましたが、安心できるレベルで推移しており、現在は要望に応じて対応しています。

潟上市の現況

i. 空間放射線量（大気中の放射線量）

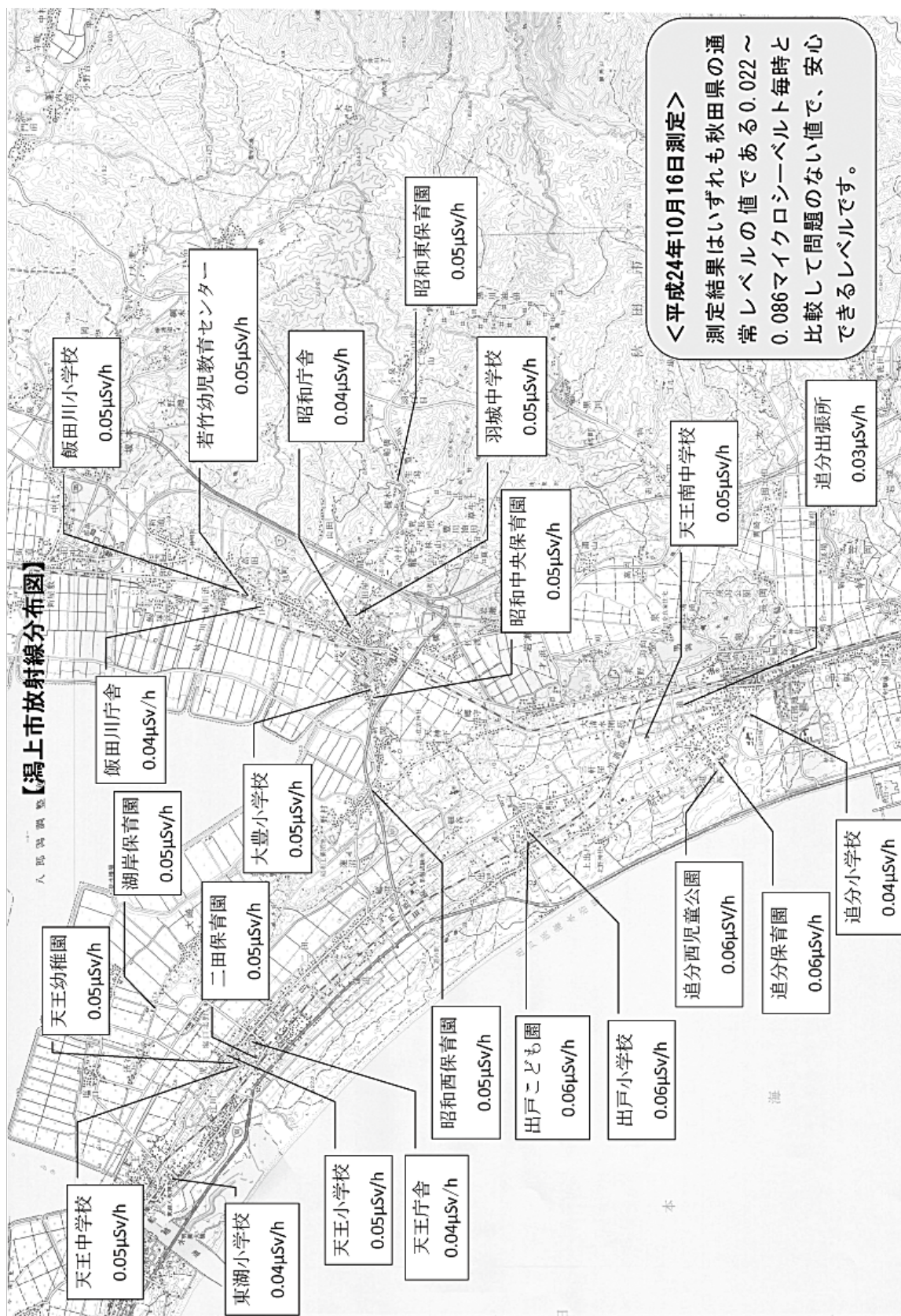
潟上市で導入した空間放射線測定器による、旧天王庁舎における定点観測（土日祝日を除く毎日）及び教育関連施設など多くの市民が集まる施設についての空間放射線量測定の結果、平成26年度まで実施した空間放射線量測定では、いずれの地点でも、秋田県の通常レベル（平成23年3月の事故以前のレベル）である0.022～0.086 マイクロシーベルト毎時と比較して問題のない値で、安心できるレベルでした。

同様に秋田県でも、秋田市の健康環境センター屋上ほか、県内5カ所に設置したモニタリングポストにおいて空間放射線量を測定していますが、いずれも問題のない数値となっています。



潟上市で整備した空間放射線量の測定器

●平成 24 年 10 月現在の空間放射線量



ii . 土 壌

平成 24 年度に、原子力発電所における事故によって拡散した放射性物質（セシウム -134 及びセシウム -137）が土壌に影響を及ぼしている可能性を確認したところ、以下のいずれの地点においても、検出下限値（20 ベクレル /kg）未満であり、クリアランスレベル（それ以下であれば放射性物質として扱わなくて良いとされる 100 ベクレル /kg）を下回っていることから、潟上市の土壌について放射能汚染はほとんどないと考えられます。

調査地点	調 査 理 由
ク リ ー ン セ ン タ ー	焼却施設からの飛灰による拡散の可能性を確認するため選定。
（ 旧 ） 豊 川 小 学 校	市民が多く集まる代表的な場所として選定。 （山間部の指標）
天王グリーンランド	市民が多く集まる代表的な場所として選定。 （沿岸部の指標）
追 分 保 育 園	市民が多く集まる代表的な場所として選定。 （住宅地の指標）

iii . 焼却灰など

放射性物質が含まれる廃棄物を燃焼すると、その灰に放射性セシウムなどが濃縮されることから、同事故後に市内のごみ焼却施設から生ずる焼却灰について検査していますが、一般廃棄物として埋立処分が可能な 8,000 ベクレル /kg を大きく下回っています。なお、潟上市では平成 24 ～ 25 年度にごみ焼却施設の改修工事を行っていたため、被災地からがれきの受け入れは行っていませんでした。なお、県による下水道汚泥や焼却灰に関する調査においても、問題のない数値となっています。

●焼却灰に係る放射性物質の検査結果

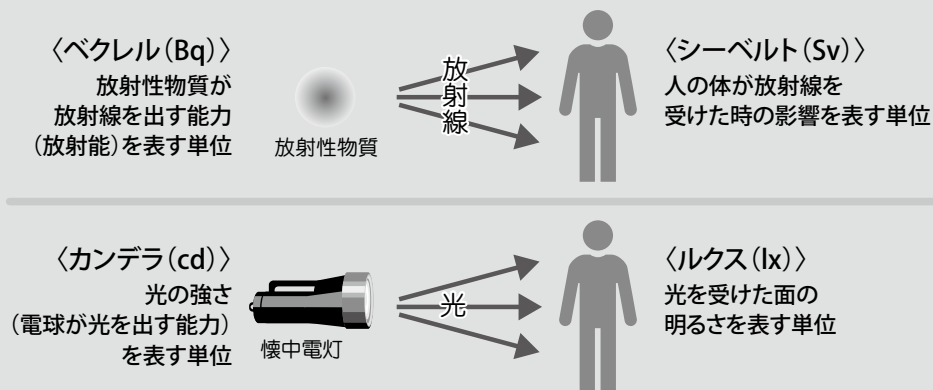
試料名 単位 (ベクレル /kg)	放射性ヨウ素 131	放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム合 計
飛 灰	不検出	31	46	77
主 灰	不検出	14	不検出	14

※飛灰：排ガス集塵機で補修した排ガス中に含まれるばいじん

※主灰：焼却した際に出る燃えがら

放射性物質・放射能・放射線

放射性物質は、放射線を出す能力（放射能）がある物質を指し、放射性物質が放射線を出す能力（放射能）を表す単位をベクレル（Bq）、放射線を受けることによる人の体への影響を表す単位はシーベルト（Sv）で表します。放射性物質を懐中電灯に例えると、放射線は光、放射能は光を出す能力にあたります。



【環境省・除染情報サイトより】

セシウム-134・セシウム-137

セシウムの放射性同位体のうち、軽いために飛散しやすく、人体に摂取されやすい水溶性のため、放射能汚染の原因となりやすい性質があります。

基準とクリアランスレベル

土壌に関する放射性物質などの基準は定められていませんが、「クリアランスレベル」として、セシウム-134とセシウム-137について、それぞれ100Bq/kgが定められており、この濃度を下回った場合、放射性物質として扱う必要がないものとされます。

このほか、

○肥料・土壌改良資材・培土：400 Bq/kg <農林水産省>

○芝生等園芸資材などに関する空間放射線量 / 保育所・学校など：0.19/0.12 μ Sv/h <県>
※芝生から1cm離れた地点

○一般廃棄物焼却施設における焼却灰：セシウム-134とセシウム-137の合計濃度が8,000 Bq/kg 以下<環境省>

○水浴場：セシウム-134とセシウム-137の合計濃度が50 Bq/l以下<環境省>
などの基準があります。

(5) 空き家・空き地

わたしたちへの影響(課題)

環境上問題となる空き家は、長期間放置されたり、管理が十分になされなかったりすることによって、防災・衛生・防犯の観点から注意が必要なものを指します。

今後、人口減少や高齢化の進行とも関連して、問題となる空き家の数も増加すると考えられますが、老朽化若しくは台風などの自然災害によって倒壊又は建築資材などが飛散し、人の生命・身体・財産に害を及ぼすおそれ（防災）、害獣や害虫が発生、または雑草が隣地境界を越えて繁茂するおそれ（衛生）、不特定の者が侵入して、犯罪・失火・不法投棄の場となるおそれ（防犯）があることから、状況の把握と空き家への対応方針の検討が必要となります。

住宅の近辺にある空き地についても、適正な管理がなされずに放置された場合、雑草や雑木が繁茂して害獣や害虫が発生する（衛生）、不法投棄の場となる・放置された可燃物によって火災のおそれがある（防犯）など、周辺に被害を及ぼす可能性があります。

潟上市の現況

平成 26 年度に各自治会と連携し、市内の空き家の状況を調査した結果、623 軒の空き家を確認し、このうち 81 軒を倒壊または飛散のおそれがあると判定しました。

●空き家状況調査結果

	空き家総数	特定空き家		非特定空き家
		倒壊の可能性有	飛散の可能性有	
潟 上 市 計	623	22	59	542
天 王 地 区	338	8	29	301
昭 和 地 区	171	10	16	145
飯 田 川 地 区	114	4	14	96

平成 26 年度調査結果

市では合併に際して制定した潟上市環境保全条例に、いち早く空き家、空き地の管理について規定し対応しておりましたが、現在は平成 26 年に制定された潟上市空き家等の適正管理に関する条例に基づいて対応しています。

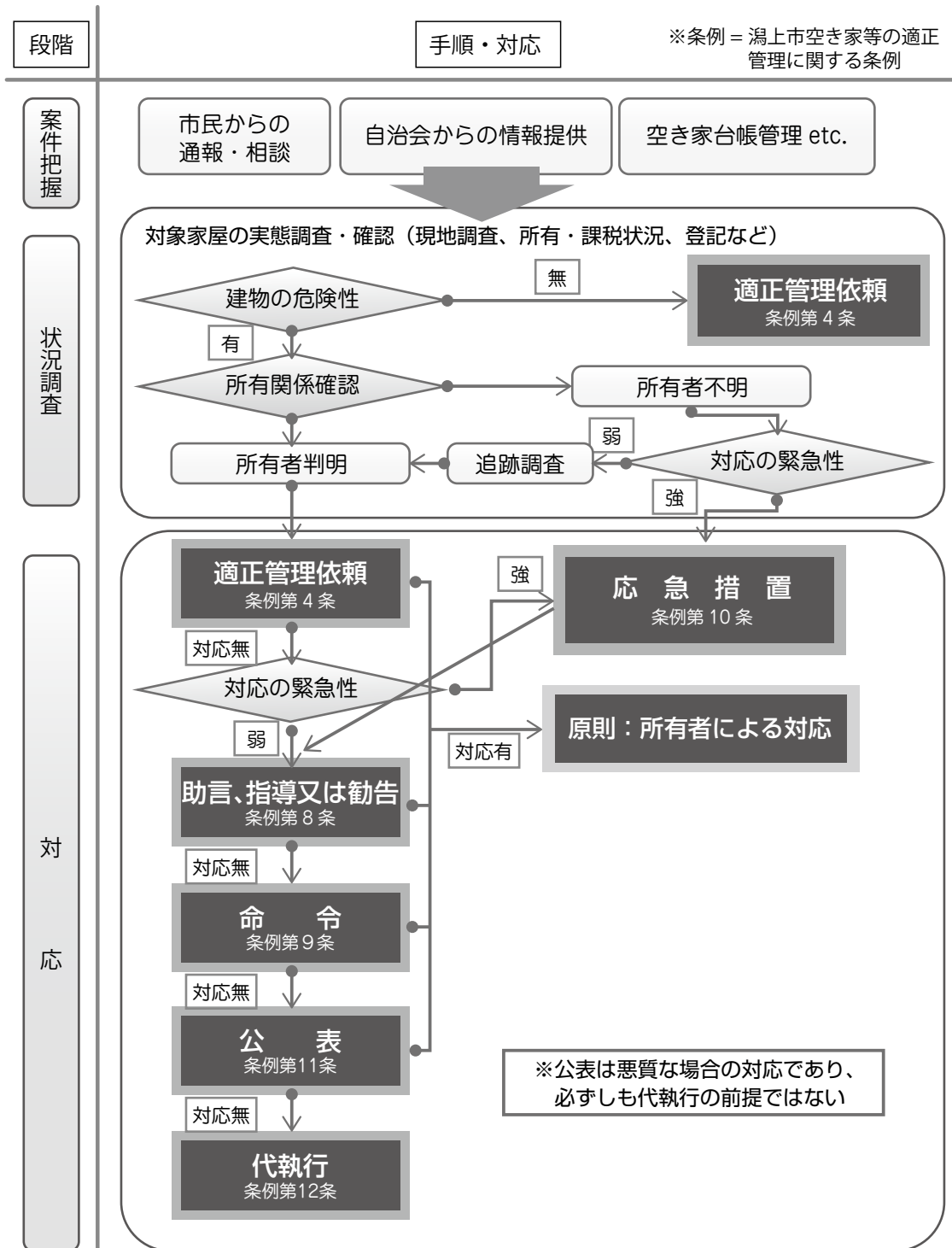
また、平成 26 年に全市を対象に自治会と連携し空き家実態調査を実施し、空き家状況のデータベース化を図りました。

特定空き家に対しては、所有者に対し解体等の適正管理を促す通知を送るとともに、所有者が判明しないなどにより速やかな対応が期待できない場合、自

治会などによる自主的な飛散防止活動に対して、資材提供等の支援を実施します。

空き地については、自治会や近隣住宅からの相談に応じて所有者を確認のうえ、条例に基づいて適正管理を促します。

空き家対策に係るフロー



第2節 環境を考え、行動するために

生活環境に対する市民の意識

生活環境のうち、どういった要素を重視しているかを確認しました。

潟上市の現況

環境アンケートにおいて、潟上市の生活環境に関する現状と意識をきいたところ、以前より環境が悪くなったと考えられている割合が比較的高かったのは

- 八郎湖の水質がきれいに保たれた環境（36.9%）
- 河川や堤、沼、海の水質がきれいに保たれた環境（32.4%）

であり、逆に以前より環境が良くなった・取組が進んだと考えられている割合が比較的高かったのは

- 下水道や浄化槽の整備による排水浄化に向けた取組（50.1%）
- ごみの減量・リサイクルに向けた取組（44.0%）
- きれいな飲料水の確保や上水道整備の取組（34.9%）

でした。

同じく生活環境のうち、将来に向けて大切にしたいと考えられているのは、

- きれいな飲料水の確保や上水道整備の取組（41.3%）
- 空気が澄んできれいな環境（38.6%）
- ごみの減量・リサイクルに向けた取組（31.6%）

で、以前より良くなった・取組が進んだと考えられている項目と重複しています。

これらを受けて生活環境保護と関連の深い対策のうち、

- 家庭から出されるごみの減量やリサイクルの推進（41.8%）
- 八郎湖の水質汚濁対策（28.7%）
- 化学物質や放射能などの有害物質対策（28.7%）

について、費用などの負担を伴っても充実すべきとの意見が多くなっています。

地域の環境及び環境を守る取組の現状について 【生活環境関連】 (単位：％)	以前より良くなった・ 取組が進んだと感じる	以前と変化は感じない	以前より悪くなった・ 取組が後退したと感じる
空気が澄んできれいな環境	9.0	79.4	11.6
田畑や家屋周辺の土壌が汚染されていない環境	9.0	76.5	14.5
八郎湖の水質がきれいに保たれた環境	8.3	54.8	36.9
河川や堤、沼、海の水質がきれいに保たれた環境	9.1	58.5	32.4
騒音や振動が少ない環境	8.4	74.4	17.2
嫌な臭いを感じない環境	16.7	70.7	12.6
きれいな飲料水の確保や上水道整備の取組	34.9	59.0	6.1
下水道や浄化槽の整備による排水浄化に向けた取組	50.1	45.9	4.0
化学物質や放射能に汚染されていない環境	10.1	84.5	5.4
ごみの減量・リサイクルに向けた取組	44.0	49.4	6.4
ごみの不法投棄防止に向けた取組	31.9	57.2	10.9

(全 20 肢から複数回答：当該選択肢を選択した割合)

将来に向けて大切にしたい環境や取組について (単位：％)	
空気が澄んできれいな環境	38.6
田畑や家屋周辺の土壌が汚染されていない環境	24.4
八郎湖の水質がきれいに保たれた環境	27.1
河川や堤、沼、海の水質がきれいに保たれた環境	29.3
騒音や振動が少ない環境	18.2
嫌な臭いを感じない環境	19.8
きれいな飲料水の確保や上水道整備の取組	41.3
下水道や浄化槽の整備による排水浄化に向けた取組	16.9
化学物質や放射能に汚染されていない環境	27.9
ごみの減量・リサイクルに向けた取組	31.6
ごみの不法投棄防止に向けた取組	20.6

(全 22 肢から複数回答：当該選択肢を選択した割合)

将来に向けて対策を充実すべき課題について（単位：％）	
大気汚染対策	21.2
土壌・地下水汚染対策	25.7
八郎湖の水質汚濁対策	28.7
河川や堤、沼、海の水質汚濁対策	27.1
騒音・振動対策	11.3
悪臭対策	14.7
上水道の整備	18.2
下水道や浄化槽など生活排水処理対策	24.7
化学物質や放射能などの有害物質対策	28.7
家庭から出されるごみの減量やリサイクルの推進	41.8
ごみの不法投棄の防止対策	26.3



八郎湖と男鹿半島

第4章 快適環境…市民が活力と喜びを実感できるまち

身近にある自然や文化とのふれあいを大切にし、
豊かな心をはぐくみます

第1節 潟上市の快適環境の現状と課題を知る

(1) 公園・緑地

わたしたちへの影響(課題)

公園や緑地は、わたしたちの周りにある最も身近な自然との関わりのひとつであり、市内に生息する生物の多様性につながることはもちろん、空気の浄化や防音機能、市民と自然とのふれあいなど、精神的・身体的なやすらぎや潤いを与える活動・憩いの場として豊かな地域づくりに必要な環境であるほか、震災や火災の際には避難場所ともなります。

このため平成23年3月に策定した「潟上市都市計画マスタープラン」では、市内公園の適正な配置とバリアフリー化など誰もが利用しやすい公園・緑地の再整備が課題となっています。

潟上市の現況

潟上市内の公園・緑地としては、20の都市公園が整備されており、このうち比較的規模の大きい施設としては

①鞍掛沼公園

- ◆多目的運動広場（陸上競技場／フットボールセンター）
- ◆多目的健康広場（グラウンドゴルフ場）
- ◆遊びの広場 ◆ピクニック広場 ◆眺めの広場
- ◆バーベキュー広場 ◆歴史の広場 ◆伝承館 ◆郷土館
- ◆いこいの森

②元木山公園

- ◆野球場 ◆陸上競技場

③飯田川南公園

- ◆野球場 ◆二荒山グラウンドゴルフ場

の3総合公園と、

④追分地区公園

- ◆野球場 ◆多目的広場 ◆テニスコート

の地区公園などが整備されており、これら公園では平成21年度から指定管理者制度を導入しています。

潟上市の市民一人あたりの都市公園の面積は約 19.4 m²（平成 28 年度末）と、県内の他都市と比較して上位に位置しており、都市計画法上の目標値である 10m² / 人を大きく上回っています。このほか、農村公園や児童公園など小規模な公園を含めると 79 カ所の公園・緑地があり、ブルーメッセあきた周辺の花を中心とした温室や花壇広場、男鹿国定公園や県立小泉潟公園、日本国花苑など、周辺市町村においても、豊かな緑や海、自然に触れあうことができます。

本項目に関する計画：潟上市都市計画マスタープラン

(2) 景観・まちなみ

わたしたちへの影響(課題)

潟上市内には丘陵・山林から八郎湖周辺の湖沼、出戸浜などの海岸といった自然の景観や、地域に根差した農村・漁村の風景、さまざまな建造物によって形成されるまちなみなどがありますが、これらが一体となって潟上市らしい美しい景観となっています。こうした景観やまちなみは、わたしたちの日常生活に潤いをもたらす貴重な財産であり、守るべき環境意識の基礎となるものです。

こうした景観やまちなみを守り、次の世代に引き継いでいくためには、わたしたちが美しい景観の中にあることを再認識し、地域の共有財産として日常生活や生産活動の場においても、周囲の美しい景観を損なわないような行動を心掛ける必要があります。

潟上市の現況

潟上市都市計画マスタープランでは、鉄道駅や幹線道路沿道を中心に発展してきた潟上市の特性から、これらに沿って「带状に広がるコンパクトな街」を形成することが、効率的なまちづくりにつながるものとされ、これまでの歴史や地域性から市域を以下の 5 地域に区分しています。

地 域 の 特 性		
追	分	秋田市と接し文教、交通利便性に恵まれた住環境の地域
出	戸	海や豊かな自然環境に囲まれた良好な住環境の地域
天 王	・ 二 田	海や八郎湖、豊かな田園環境に囲まれ、スポーツ・文化施設に恵まれた豊かな住環境の地域
昭 和	・ 飯 田 川	八郎湖と周囲に広がる田園と里山のみどりに囲まれた自然豊かな住環境
豊	川	出羽丘陵の豊かな自然に抱かれた里山エリア

これを受けた景観の整備方針として、「自然と調和した都市景観の形成」を目指しており、八郎湖周辺では自然景観と農村景観の調和を目標としています。そのほか市街地周辺の自然景観と調和したみどりに囲まれた都市空間の形成を目指して、市民と協働で幹線道路沿道の緑化を推進していますが、特に出戸地域周辺では、民間企業と市民協働の花や緑による沿道景観への取組がなされています。

本項目に関する計画：潟上市都市計画マスタープラン

(3) 歴史的文化遺産

わたしたちへの影響(課題)

わたしたちが先人から受け継いだ有形・無形の歴史的文化遺産は、豊かな風土や景観と一体となって、郷土への愛着を育む市民の心のよりどころとなるものであり、これらに触れあう・参加することを通じて地域のつながりを強めるとともに活性化・経済効果をもたらす可能性があります。

地域特有の文化遺産を守り、これを活用し、将来に向けて伝承することを通じて、新たな文化の創造へとつなげていく必要があります。

潟上市の現況

以下のような文化財を含めて、国指定の文化財が4、県指定の文化財が2、市が指定した文化財が57あるほか、八郎ばやしや鷺舞まつりといった郷土芸能などがあげられます。

○神明社観音堂：国の重要文化財

飯田川飯塚の神明社観音堂は室町末期に建立され、江戸中期享保年間に再建されたと伝えられています。精緻を極めた棟梁の組み合わせと絢爛たる彫刻が施され、小堂ながら近世初頭から中期にかけての建築技術の系統を探る貴重な指標となっています。

○小玉家住宅主屋：国の重要文化財（建造物）

小玉家住宅主屋は、吟味された秋田杉の良材や銘木を用いて精緻に施工されており、優れた意匠をもつ近代の和風住宅として高い価値が認められています。また敷地内の3棟の蔵は、近代工法と伝統的意匠を融和させた洗練されたつくりで、地域の近代化を牽引した醸造家の屋敷構えをよく伝えていることから、庭門及び宅地と併せて保存が図られています。

○八郎潟漁撈用具：国の重要有形民俗文化財

かつて八郎潟で使用された漁撈用具は、当時の独特な漁法を知ることができる資料であり、先人たちが八郎潟から得た恵みを今に伝えています。

○統人行事：国の重要無形民俗文化財

東湖八坂神社の「統人行事（東湖八坂神社祭）」は、天王本郷と周辺6集落、男鹿市船越からの統人制（統人＝祭りを仕切る責任者）で行われ、八岐大蛇退治と八郎湖周辺の農漁民の間に伝わる水神信仰が習合し、千年にわたる歴史をもって継承されています。

○農聖 石川理紀之助（潟上市郷土文化保存伝習館）

明治から大正初期にかけての農村指導者であり、その生涯を貧農救済に捧げた人物として広く知られています。

秋田県の農業行政に当たっては、種子交換会（現在の種苗交換会）の創設や米質改善指導など地域に即した農業指導に努めたほか、故郷の山田村（現：潟上市昭和豊川山田）において、農業の効率的経営によって実績をあげるとともに、適産調（農村の土地や土壌などの総合調査）に基づいた各地の農村指導を行い、県内に留まらず宮崎県などへの巡回を晩年まで続けています。



石川理紀之助翁検定

第2節 環境を考え、行動するために

快適環境に対する市民の意識

快適環境のうち、こういった要素を重視しているかを確認しました。

潟上市の現況

環境アンケートにおいて、潟上市の快適環境に関する現状と意識をきいたところ、「以前と変化は感じない」との回答が全て7割を超え、また将来に向けて大切にしたいまたは将来に向けて対策を充実すべきかとの問いに対しても3割に達するものがないなど、比較的満足度が高いと思われます。

地域の環境及び環境を守る取組の現状について 【快適環境関連】 (単位：％)	取組が 以前より良くなった・ 進んだと感じる	以前と 変化は感じない	取組が 以前より悪くなった・ 後退したと感じる
近くに公園や緑地が十分にある環境	15.1	74.3	10.6
海水浴場ほか水と触れあう場所・機会が多い環境	6.5	84.7	8.8
伝統的な祭りや文化財などの保存に向けた取組	11.3	77.5	11.2
自然や海岸・田園風景などの景観が美しい環境	10.3	75.4	14.3

(全20肢から複数回答：当該選択肢を選択した割合)

将来に向けて大切にしたい環境や取組について (単位：％)	
近くに公園や緑地が十分にある環境	26.0
海水浴場ほか水と触れあう場所・機会が多い環境	6.4
伝統的な資源や文化の保存に向けた取組	18.5
自然や海岸・田園風景などの景観が美しい環境	22.8

(全22肢から複数回答：当該選択肢を選択した割合)

将来に向けて対策を充実すべき課題について (単位：％)	
市内の緑地や公園整備	18.0
水辺に触れ合える環境の整備	8.8
美しい景観の維持	25.7
伝統ある行事や文化財の保護	22.3



八郎湖の落日

第5章 地球環境保全…明日への夢と希望の持てる個性豊かなまち

恵み豊かな環境を思う心を大切にし、将来にこれを
引き継いでいくために考え、行動します

第1節 環境問題の影響の大きさを考え、課題と向き合う

(1) 地球環境問題

わたしたちへの影響(課題)

今日、地球温暖化・オゾン層の破壊・熱帯林の減少・開発途上国の公害・酸性雨・砂漠化・生物多様性の減少・海洋汚染・有害廃棄物の越境移動などが深刻な地球規模の課題としてあげられています。

これらは、わたしたちの生活や産業活動と密接な関係を有しており、これまで蓄積された環境への負荷が表面化した結果、人類のみならず地球上の生物・生態系へ甚大な影響を及ぼそうとしています。また、問題同士が原因と結果の関係となったり、相互に作用して問題が深刻化したりするなどのおそれがあります。

このうち、特に代表的な問題である地球温暖化は、気候変動や異常気象、海流や海水温の変動など、現在のわたしたちの生存や生態系の維持に重大な影響を与えているとされ、将来の世代へ良好な環境を引き継ぐ責任を考えても問題解決への取組が必要です。

潟上市の現況

地球温暖化の原因としては、様々な原因が考えられていますが、石油や石炭などの化石燃料の燃焼に伴う二酸化炭素などの温室効果ガスの増加が主な要因とされています。

ほとんどの環境問題は、わたしたちの日常生活や事業活動などから生じる負荷を原因とするものですが、特に温室効果ガスの削減には、市民・事業者による、限りある資源やエネルギーの有効利用（省エネルギー）への取組や、環境への負荷の少ないエネルギーの導入（再生可能エネルギーの利用拡大）が必要とされています。

温暖化の進行は、海面水位の上昇や豪雨や干ばつなどの異常気象、砂漠化の進展、農業生産や水資源への影響などをもたらし、わたしたちの生活へも直接影響します。

i. 省エネルギーへの取組

秋田県における温室効果ガス総排出量は、最新の数値である平成26年度において10,573千トン-CO₂であり、その約9割を占める二酸化炭素の排出量

は 9,701 千トン - CO₂ となっています。この値は前年・前々年比ではいずれも減少していますが、基準年と比較すると、温室効果ガス総排出量は 33.5% 増加し、二酸化炭素排出量は 47.1% 増加しています。

短期的には暖冬や景気の動向による変動が考えられますが、基準年と比較した場合、世帯数の増加や大型電化製品の普及、オフィスや店舗床面積の増加により、排出量は増加傾向にあります。

なお、温室効果ガスの定義を定めた京都議定書では、平成 20 年から平成 24 年（第 1 約束期間）までの間に、基準年に対して先進国全体で 5 %、日本は 6 % 削減を目標とし、達成しています。平成 25 年度以降（第 2 約束期間）は日本は参加しなかったため、現在はカンクン合意の下で自主的に約束した「2020 年までに 2005 年比で 3.8 % 以上削減」とパリ協定の下で誓約した「2030 年までに 2013 年比で 26 % 削減する」という目標を着実に達成していくことが必要です。

●秋田県における温室効果ガス総排出量の推移

温室効果ガス種別		排出量（単位：千トン - CO ₂ ）						構成比（%）	前年度比（%）
		基準年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度			
二酸化炭素		7,604	9,820	10,140	9,961	9,701	91.7%		-2.6%
メタン		599	427	433	446	393	3.7%		-11.9%
一酸化二窒素		490	320	334	319	314	3.0%		-1.8%
代替フロン等 4 ガス	HFCs（ハイドロフルオロカーボン類）	18	88	90	115	135	1.3%		+17.4%
	PFCs（パーフルオロカーボン類）	77	22	17	20	22	0.2%		+11.9%
	SF ₆ （六ふっ化硫黄）	111	13	12	8	8	0.1%		-0.8%
	NF ₃ （三ふっ化窒素）	—	2	2	1	1	0.0%		+30.3%
合 計		8,899	10,692	11,028	10,869	10,573	100.0%		-2.7%

* 端数処理の関係で合計と各項目の和が一致しない場合がある。【県温暖化対策課より】

※ 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の基準年度は平成 2 年度、代替フロン等 4 ガスの基準年度は平成 7 年度

京都議定書を実効あるものとするため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいて、地方公共団体は温室効果ガス排出抑制に向けた実行計画の策定が義務づけられました。このために策定した「潟上市地球温暖化防止実行計画」では、市が率先して温室効果ガスの削減に取り組むため、市長部局・教育委員会・各種事務局と学校・公民館・総合体育館などの施設と、すべての公用車を対象として、温室効果ガスを抑制するための措置をとることとしています。

また、市内の企業・団体などにおける代表的な取組として以下のようなものがあります。

○ 県内 N P O 法人によって、環境保全のための省エネルギーやごみの減量化・リサイクル活動に取り組む事業所を認定する制度である「あきた環境優良事業所」の認定を受けた団体

- 県の「エコドライブ宣言事業所」に登録し、従業員へのエコドライブの周知及び実践に努めた事業者
- 省エネの専門家から、事業所におけるエネルギーの使用状況などの調査・診断を受け、改善に向けた省エネ対策の提案を受ける、県の「省エネ診断」を受けた事業者
- レジ袋削減・マイバッグ推進運動に向けた、自主協定を締結した事業者

ii .再生可能エネルギーの利用拡大

再生可能エネルギーとは、自然現象から取り出すことができ、一度利用しても再生可能な枯渇しないエネルギー源を指し、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱、その他の自然界に存する熱、バイオマスなどがあります。資源量による制限が少なく、発電・熱利用時に二酸化炭素などの温室効果ガスをほとんど排出しない、地域分散型のエネルギー源となりうるといった長所があり、国内外で導入が進められています。

潟上市内での取組の例としては、平成 15 年に「市民風車の会あきた」と N P O 法人北海道グリーンファンドが、潟上市天王字浜山に定格出力 1,500 キロワットの市民風車を建設し、現在も運転されています。

潟上市は沿岸部に位置し、地形的な条件などから風力発電の潜在力が高いものと考えられることから、平成 22 年度に国の「緑の分権改革」推進事業を利用して、「蓄電池併設型の風力発電事業の可能性調査」を実施しました。この結果、2,000 キロワット規模の風車を 12 基程度設置できるものと見込まれ、現在、県が公募により決定した民間業者により、県有地において風力発電事業の稼働に向けた準備が進められています。

このほか、平成 21 年度から平成 25 年度まで民間企業による、稲わらを原料とするバイオエタノールを製造し、自動車の燃料として利用する実証試験が行われました。

さらに、天王地域の県有地に大規模太陽光発電（メガソーラー：出力が 1 メガワット = 1,000 キロワット以上）が稼働しています。



市民風力発電所（秋田 1 号機 愛称：天風丸）

用語・資料

地球温暖化

大気中の温室効果ガスの濃度が増加し、これが地表から放射される赤外線の一部を吸収することによって、太陽からの日射と地表面から放射する熱のバランスが崩れ、気温が上昇する現象を指します。現在の研究では、1990年から2100年までの間に1.1℃から6.4℃上昇すると予測されています。

温室効果ガス

大気中に存在する気体（ガス）の中でも、太陽の熱を地球にとどめて地表を暖める働きがあるガスを指し、これによって地表の温度は一定に保たれていますが、量の増加による地球温暖化が危惧されています。京都議定書においては、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF₆）の6種類が定義されています。

二酸化炭素トン（t-CO₂）

二酸化炭素その他の温室効果ガス（フロン・一酸化炭素など）の排出、吸収、貯蔵などの量を、これに相当する温室効果を有する二酸化炭素の重量に換算した単位で、温室効果ガスの総排出量を表す場合などに用いられます。

再生可能エネルギーの固定価格買取制度

平成24年7月1日から、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」により、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が始まりました。これは、他の電源と比べて再生可能エネルギーの設置コストが高く、そのままではなかなか普及が進まないため、電力会社が一定の期間・価格で電気を買うことを義務づけるもので

す。新たに再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）による発電に取り組む方が設備投資など、必要なコストの回収の見込みを立てやすくなり、新たな取組が促進されるほか、特に太陽光発電は、一般住宅への普及も期待されます。また、電力会社が買い取った再生可能エネルギーに由来する電気は、送電網を通じて使用する一般家庭や事業所に送られ、その費用は、電気料金の一部として使用者が負担することになります。（※賦課金の単価は平成24年度の場合、全国一律で0.22円／kWhです。）

新エネルギー

再生可能エネルギーのうち「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」において、

- ①石油代替エネルギーを製造、発生、利用すること等のうち
- ②経済性の面での制約から普及が進展しておらず、かつ、
- ③石油代替エネルギーの促進に特に寄与するもの

として、積極的に導入促進を図るべき政策的支援対象として位置づけられ、具体的には、同法の政令において以下の通り特定されています。

1) 供給サイドの新エネルギー

- ・太陽光発電
- ・風力発電
- ・太陽熱利用
- ・温度差エネルギー
- ・廃棄物発電
- ・廃棄物熱利用
- ・廃棄物燃料製造
- ・バイオマス発電
- ・バイオマス熱利用

(2) 環境教育・学習

わたしたちへの影響(課題)

今日、「環境問題」として意識されている問題は非常に幅広く、原因も多様であるのと同様に解決方法もひとつではありません。

しかし、わたしたちの日常生活などから生じる環境への負荷が、大きな原因となることから、環境学習においては、環境問題の現状やその原因を知るとともに、自らの行動・参加に結び付けていくことが重要であり、この実現に向けて市民一人ひとりが自分の身の回りの環境問題に対して関心をもち、その重要性を認識するとともに、環境を守る意識を共有し行動する必要があります。

潟上市の現況

潟上市内には、市立学校として中学校3校、小学校6校があり、児童生徒数は2,272名（平成30年5月1日現在）となっており、環境学習への取組は、特に小学校を中心に行われています。代表的な例としては、以下のようなものがあります。

○八郎湖環境学習プログラムの実施

- ・秋田県立大学と連携して、市内各校で潟と生き物に触れ、潟の変化と現状を知り、取組を考える授業を進める

○潟上っ子ふるさと学習

- ・秋田県立大学と連携した上記の八郎湖環境学習

○地域を流れる河川などにおける水生生物調査の実施

○学校のビオトープを利用した動植物の観察や水質浄化作用の調査

○八郎湖や身近な環境と触れあう校外学習

○海水浴場や学校周辺など身近な環境のクリーンアップ

○地域の農家などと連携した農業体験学習

また、年齢を問わず生涯学習としての側面から、市内外の民間団体やNPO法人によって

○外来魚駆除に向けた取組

○八郎湖水源地域の保全と環境に優しい農業への取組

○八郎湖や流入河川の観察会やこれと触れあう自然体験

などの活動が行われているほか、学校の取組にも協力しています。



飯田川小学校による水生生物調査（豊川中流部）

第2節 環境を考え、行動するために

地球環境保全に向けた市民の意識

地球環境保全に向けて、こういった要素を重視しているかを確認しました。

潟上市の現況

環境アンケートにおいて、潟上市の地球環境保全に関する現状と意識をきいたところ、「以前と変化は感じない」との回答がいずれも7割を超えましたが、将来に向けて大切にしたい取組として、

○地球温暖化防止に向けた取組（33.2%）

をあげた方が1/3程度あり、さらに費用などの負担を伴っても充実すべきとの意見が多く寄せられた項目をみても、地球温暖化防止に向けた、

○新エネルギーの活用（33.0%）

○省エネルギー（節電・節水）に向けた行動（33.2%）

の回答が多く寄せられています。

地域の環境及び環境を守る取組の現状について 【地球環境保全】 (単位：％)	以前より良くなった・ 取組が進んだと感じる	以前と変化は感じない	以前より悪くなった・ 取組が後退したと感じる
地球温暖化防止に向けた取組	15.0	76.2	8.8
環境教育に向けた取組	21.8	70.5	7.7

(全 20 肢から複数回答：当該選択肢を選択した割合)

将来に向けて大切にしたい環境や取組について (単位：％)	
地球温暖化防止に向けた取組	33.2
環境教育に向けた取組	15.8

(全 22 肢から複数回答：当該選択肢を選択した割合)

将来に向けて対策を充実すべき課題について (単位：％)	
新エネルギーの活用	33.0
省エネルギー（節電・節水）に向けた行動	33.2
環境教育の推進	11.5

第Ⅳ部 環境を守るための行動

第1章 重点的取組目標と実現にむけた行動

市民の関心が高い環境問題に対し、重点的に取り組みます

第Ⅰ部において、環境アンケートの結果、市民から特に重視されている

- ① 八郎湖に代表される市内の水環境の保全
- ② ごみの減量化・リサイクルに向けた取組のさらなる充実
- ③ 地球温暖化防止に向けた取組の促進

の3項目を重点的取組目標に設定しました。

第1節 八郎湖に代表される市内の水環境の保全

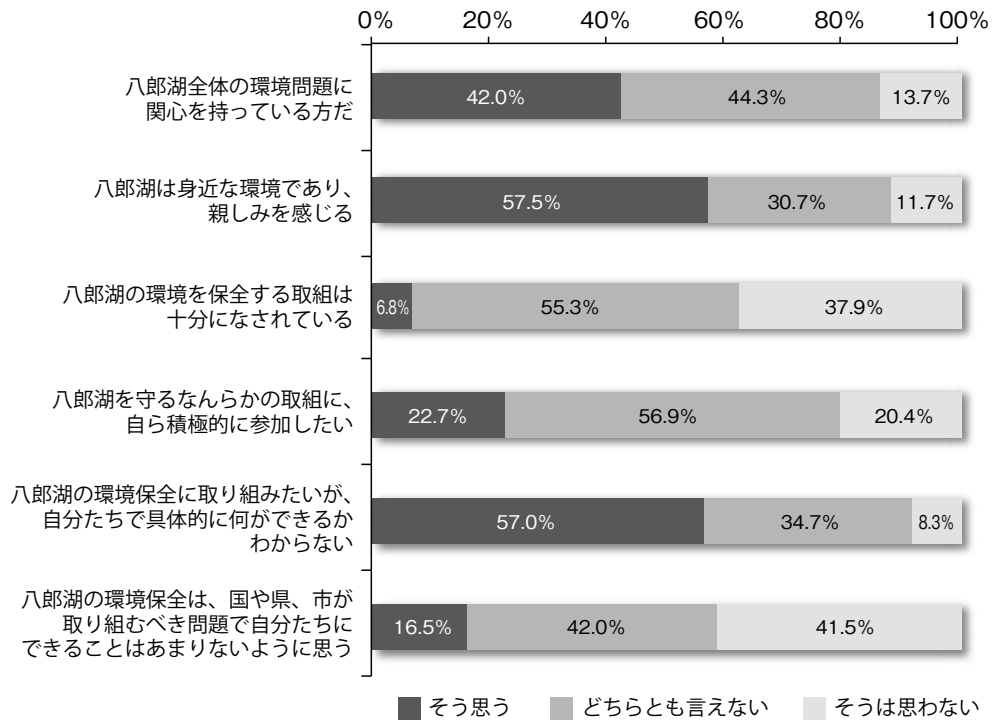
(1) 基本的な考え方

「八郎湖に代表される市内の水環境の保全」については、これまであげた環境問題のうちでも、「河川や湖沼の水質」、「生態系と水辺の環境」、「資源としての水循環」、「景観・まちなみ」、「環境教育・学習」など、幅広い分野と関係します。

環境アンケートにおける、八郎湖全体の環境とその保全に関する問いに対して、以下のような回答が寄せられています。

- ① 八郎湖全体の環境問題に対して「関心がある」との回答は過半数に届かず、「どちらともいえない」との回答が多い。特に追分・出戸地区ではその地理的な環境からか関心が低い傾向にある。
- ② 過半数の方が、八郎湖に対して身近な環境として親近感を感じており、この傾向は年代や居住年数が進むにつれて高くなっているが、①と同様、追分・出戸地区では親近感が低い傾向にある。
- ③ 八郎湖の環境保全の取組は、十分とは考えられていない。
- ④ その取組にみずから積極的に参加したいかについては、「どちらともいえない」との回答が多い。
- ⑤ その取組に自分たちで具体的に何ができるかわからない割合が過半数を超えている。
- ⑥ その取組にみずから取り組めることがあると考えている割合は高くなっている。

八郎湖全体の環境とその保全について



八郎湖の環境に親しみを感じている割合が6割近くに達しているものの、これを守る取組に積極的に参加したいかについて「どちらとも言えない」と回答した割合と、「自分たちで具体的に何ができるかわからない」と回答した割合が同程度であり、関心度が低いことや、具体的にできることがわからないため、参加についても積極的な回答が少ないものと思われます。

これらのことから、市民が日常生活の中で、八郎湖の環境保全に向けて当たり前に取り組むことのできる行動例を示すとともに、既に取り組を進めている民間団体を先頭に、全ての主体が連携して取り組むことができるよう、目標とする年数ごとにその行動を整理します。

<重点的取組目標>

八郎湖に代表される
市内の水環境の保全

【短期的取組】

目標：アオコによる悪臭被害の抑止

【中期的取組】

目標：きれいな八郎湖の復活

【長期的取組】

目標：きれいになった八郎湖との共生

(2) 短期的取組（目標：3年間）

アオコが八郎湖流入河川を遡上し、住宅地周辺で腐敗して悪臭を発する事態については、日常生活への影響が大きく、住民の健康被害につながりかねないことから、特に早急な対応が必要となります。

〈方針〉

夏期には、水温の上昇に伴う藻類の増殖によって、湖水などのアルカリ性が強くなる傾向があり、こうした条件下では藻類の中でもアルカリ性を好む藍藻類が増殖しやすいことから、アオコの発生が多く見られることになります。

また、八郎湖では、4月から9月は農作業の揚水などに合わせて水位が高くなっており、風向などによっては、流入河川・水路で逆流が発生することがあります。

八郎湖で夏期に発生したアオコは、気温が高く晴天が続くと、水面で腐敗した固まりになり、これが河川・水路の逆流によって住宅地周辺にまで遡上し、平成23年度には昭和大久保周辺（馬踏川）、平成24年度には飯田川飯塚周辺（飯塚川）から悪臭の苦情が寄せられました。

これらについては、即応性と緊急性が求められ、主に市の取組が必要と考えられます。

【短期的取組】

目 標

アオコによる悪臭被害の抑止

施策の方向

①悪臭被害の防止に向けた対応

②アオコ発生状況の早期確認

指標

取組項目	目標値
住宅地至近でのアオコ悪臭被害の発生件数	年間0件

【これまでの取組】

○八郎湖クリーンアップに参加し、周辺の清掃活動を実施した。

実施状況

	H24	H25	H26	H27	H28
参加人数(人)	1,486	1,343	1,311	1,241	779
収 集 量(kg)	4,300	3,000	2,760	5,750	1,480

○県の八郎湖環境対策室と連携を図り、湖面及び流入河川のパトロールを強化し、アオコ発生状況の早期確認に努めるとともにアオコ抑制装置の設置や市内4河川（馬踏川、豊川、妹川、飯塚川）にシルトフェンスを設置し、アオコの遡上を防止した。

市民・事業者の行動

① 悪臭被害の防止に向けた対応

- 各河川・水路の上流に頭首工・農業用堤などを有する土地改良区を通じて、水量・水流確保に向けて協力する
- 河川などへのポイ捨て防止と川岸の清掃活動や草刈りに協力す
- 河川などに廃棄されて浮遊するごみや岸辺の水草などを中心に、腐敗したアオコが群体化することから、河川などの清掃に取り組む

② アオコ発生状況の早期確認

- アオコ発生に関して市・県へ情報を提供する

市の行動

① 悪臭被害の防止に向けた対応

- 逆流が想定される河川・水路の河口部にシルトフェンスを設置し、アオコの遡上を防止する
- 住宅地近辺にアオコが発生した場合、放水によって腐敗したアオコ塊を拡散させるなどの対応をとる
- 湖岸部及び流入河川におけるアオコ発生を直接的に抑制する手段を検討し、実現に向けて県・周辺市町村と協議する

② アオコ発生状況の早期確認

- 湖面及び流入河川のパトロールを強化する
- 湖内水面の状況を監視している県担当部署との情報を共有する
- 市民や学校児童への意識啓発のため、アオコの発生状況や場所に関する情報を提供する



シルトフェンスの設置（馬踏川 河口部）



ポンプ放水による拡散（天王水路一向地域）



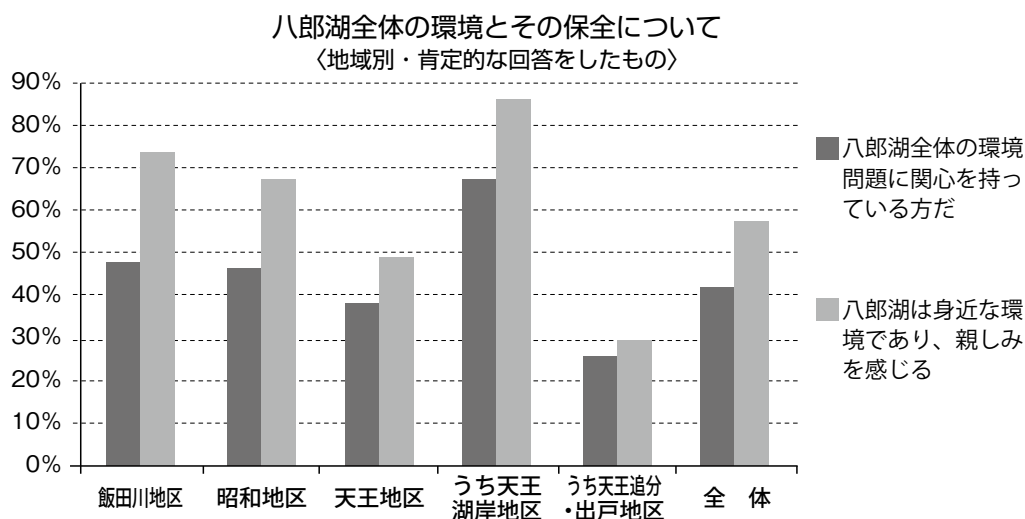
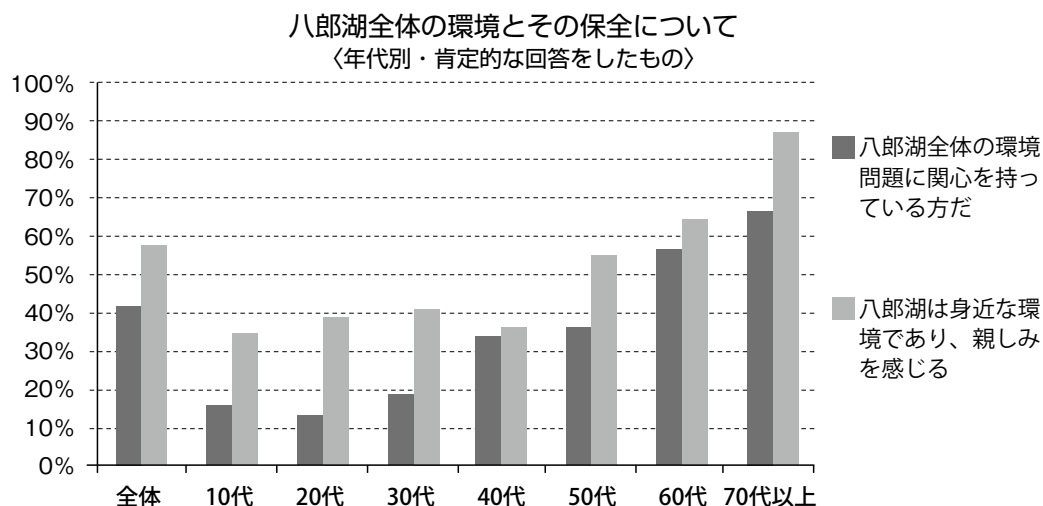
アオコ抑制装置の設置（馬踏川 河口部）

（3） 中期的取組（目標：5年間）

わたしたちが、八郎湖などの「水」に触れあうためには、きれいな水質やごみのない岸边などがきっかけとなります。

〈方針〉

環境アンケートにおいて、八郎湖への関心や親しみをきいた結果、地域や年齢による温度差が見られ、かつての八郎湖の姿を知る年代では高く、また八郎湖に近接していない追分・出戸地区で低い傾向が見られました。八郎湖の環境保全への取組を進めるためには、その関心・興味を市内全域に広げることが必要と思われます。



八郎湖や流入河川では、富栄養化による水質汚濁の状況が続いており、窒素やリンなど、富栄養化の原因物質の削減に関する取組をより一層強化し、水質浄化を進めていく必要があります。このためには、生活排水や農地・市街地などからの負荷の軽減に向けたわたしたち個々人の息の長い取組が必要となります。

また、多くの方が八郎湖に関心をもち、目を向けるためには、環境を守る活動に取り組む民間団体による先導的な取組と、水質などが「きれいになった後の八郎湖」を思い描けるような、八郎湖のイメージアップを図る取組が重要と考えます。

【中期的取組】

目 標

きれいな八郎湖の復活

施策の方向

- ①水とふれあう機会をつくり、広げる
- ②汚濁原因物質の排出を低減する
- ③環境に関わる民間団体の活動振興

指標

取組項目	目標値
八郎湖への関心度・親近感	市内全地域で 70%

【これまでの取組】

- 水に関わる体験として学校の学習田での農業体験を実施するとともに、大豊小学校内にビオトープ（ミニ八郎湖）を設置し、環境学習を行った。
- 下水道が整備されていない地域において、浄化槽設置の促進を図った。
- 環八郎湖・水の郷創出プロジェクト実行委員会等各環境保全団体が実施した八郎湖に関するイベントに参加したほか、環境美化活動に積極的に取り組んだ。

市民の行動

① 水とふれあう機会をつくり、広げる

- 学校において水系の水生生物調査を行い、八郎湖と流入河川の水質や生態系の状態を確認する
- 湖岸や岸辺のクリーンアップや草刈りに地域単位で取り組む

② 汚濁原因物質の排出を低減する

- 普普通段の生活での取組
 - ・食用油は使い切るか、そのまま排水に流さないように努める
 - ・調理くずなどは適正に処理するほか、生ごみ処理容器を用いた生ごみ処理に協力する
 - ・路面排水対策として、市などが実施する歩道や側溝などの清掃に積極的に参加または協力する
- 浄化設備の整備や管理
 - ・公共下水道や農業集落排水施設の整備区域では、速やかに下水道などに接続する
 - ・下水道などの整備区域外では、合併処理浄化槽を導入するとともに、設置後の保守点検や清掃を徹底する

③ 環境に関わる民間団体の活動振興

- 八郎湖の状況に関心をもたせる各種活動を展開する
 - ・流入河川上流における植林活動
 - ・環境を考えた農法による休耕田の復活
 - ・ヨシなどの水生生物を利用した水質改善活動などの実施及び学校のビオトープと連携した取組
 - ・外来魚の駆除や潟にいる魚を食べる活動の展開
- 家族や地域単位で民間団体の活動に積極的に参加する



潟船保存会による水草植え付け会

事業者の行動

① 水とふれあう機会をつくり、広げる

- 学校の学習田など、水と関わる農業や産業の体験に協力する
- 企業見学などにおいて、水質への負荷低減の取組を示す

② 汚濁原因物質の排出を低減する

- 事業者全般の取組
 - ・水質管理の徹底と適正な水質浄化施設の整備や維持管理を図り、規制基準を遵守する
 - ・油の流出などによる水質汚濁事故を防止するため、保管施設の適正な管理に努める

○農業者の取組

- ・低農薬栽培や有機栽培への転換により、養分の流出を防ぐ
- ・水田からのリンなどの流出防止に向けて、濁水流出を削減する浅水代かきや水管理に努める。また、より効果の高い無代かき栽培等への転換に努める

③ 環境に関わる民間団体の活動振興

- 民間団体の活動への従業員の参加に努める
- 事業と関わりの深い活動に対する資材や経済的支援を行う

市の行動

① 水とふれあう機会をつくり、広げる

- 学校での環境教育を強化する
 - ・総合的な学習の時間における学習への支援をめざし、ビオトープ整備を推進する
 - ・八郎湖に関する環境副読本（八郎湖ハンドブック）を作成する
- 市民や自治会が参加しやすい環境をつくる
 - ・学校単位での八郎湖クリーンアップへの参加方法を検討する
 - ・八郎湖護岸を美しい景観として利用する方法を検討する
- 広報と意識調査を実施する
 - ・八郎湖に関する活動、イベントの一覧（年表）を市の広報に掲載する
 - ・八郎湖と親しむために必要と考える設備などに関する意識調査を行う
- 年代や居住地区を超えた継続的取組にするためのイベントやシンポジウムを開催する
 - ・八郎湖に関わる風光明媚なポイントを選定し、一般から募集したそれらの写真展を開催するなど、広く八郎湖全体への関心を深めるため、周辺市町村と連携した取組を実施する

② 汚濁原因物質の排出を低減する

- 普段の生活での取組支援
 - ・家庭からの排水対策として水を汚さない方法などの普及・広報や、生ごみ処理容器の購入補助制度を周知する
- 浄化設備の整備や指導
 - ・公共下水道や農業集落排水施設の高度処理化に向けた整備を進める
 - ・下水道などの整備済み区域における水洗化（接続）を指導し、普及の徹底を図る（トイレ水洗化工事費用の融資斡旋と利子補給制度）
 - ・下水道などの整備区域外における合併処理浄化槽整備への補助を行う
 - ・浄化槽などの適切な管理徹底に向けて指導する

- ・工場や農業者など事業者への水質改善指導・検査などを徹底する
- ・濁水や養分の流出が少ない農法について広報し、取組を支援する

③ 環境に関わる民間団体の活動振興

○民間団体間のネットワーク形成

- ・活動の報告や情報交換会の開催を支援する
- ・学校におけるビオトープ整備などへの民間団体の支援など、環境学習と連携した活動を目指して、相互に情報を交換する

○新規参加者を増やすための活動情報の集約と公開

- ・環境基本計画の推進を管理する市民課において、民間団体の活動計画を集約し、年間計画として公表するとともに、市のHPや広報によって個々の実施予定を公表する
- ・体験型の環境教育や環境学習の機会への新規参加者の増加や学校からの参加を増やすための方策を民間団体とともに検討する
- ・民間団体や学校からの環境活動に関する相談や市役所各部門との協議に係る窓口を、環境基本計画の推進を管理する市民課に設置する
- ・八郎湖の環境教育に関する人材の登録を進め、情報を提供する

○活動自体の支援

- ・八郎湖護岸に集合する場合の草刈りや、資材の提供などを通じて支援するとともに、先進的な活動については資金的な支援を検討する



八郎湖クリーンアップ作戦

(4) 長期的取組（目標：10年間）

短期的・中期的取組の結果、きれいになった水環境に、わたしたちみんなが誇りをもって、これを将来の世代へ引き継いでいくことを目指します。

〈方針〉

八郎湖周辺の農業や漁業が、持続的に八郎湖を利用し、発展していくためには、事業者の水との共生に関する意識が必要ですが、抽象的な環境意識のみならず、地元環境に配慮することの価値（メリット）が重要と考えます。このため、消費者である市民が、環境と共生した地元の産品に価値を見いだすことが、事業者の意識に影響することもある必要があります。

また、取組によってきれいになった水環境を維持できるよう、八郎湖や流入河川の水質については、今後も監視を続けます。

【長期的取組】

目 標

きれいになった八郎湖との共生

施策の方向

①産業と水環境の共生

②水質の継続的な監視体制

指標

取組項目	目標値
八郎湖流入河川の環境基準達成	達 成
見た目アオコ指標レベル6の観測日数 ※ P.26 参照	年間0日

【これまでの取組】

- 八郎湖水産物の積極的利用と食育まつりを実施し、地元農産物の安心安全のPRを行うとともに地産地消の推進を図った。
- 市内ため池及び農業用水路の水質調査を実施し、水質状況を継続的に監視した。
- 八郎湖流域市町村で組織された八郎湖水質対策協議会と一体的に各種対策に取り組み、八郎湖の水質保全に努めた。

市民の行動

① 産業と水環境の共生

- 地元の環境に配慮した農産品や、八郎湖に由来した水産品に価値を認め、積極的に利用する
- 事業者団体や民間団体による、林地管理や造林への支援に向けた取組に参加する
- 市民農園や学習田などを通じて、環境に配慮した営農活動に関心をもつ

事業者の行動

① 産業と水環境の共生

- 環境に配慮した営農や営林を進め、取組を市民や学校に公開する
- アオコや水の汚れは、農産品や水産品のブランド価値を傷つけるものであることを強く認識し、水質保全の取組に参加する

② 水質の継続的な監視体制

- 排水に関する水質管理を徹底し、基準値の充足を適正に確認する

市の行動

① 産業と水環境の共生

- 地産地消の取組を支援する
 - ・学校給食や、食育などのイベントを通じて環境に配慮した地元産品の地産地消を推進する
 - ・八郎湖内水面に留まらず、船越水道や沿岸部を利用する漁業者とも相互に連携し、漁業の振興や地産地消について検討する
- 濁水流出防止を図る無代かき栽培等への転換に努める営農者や営林者への支援策を検討する
- 事業者団体や民間団体と連携し、林地管理や造林への支援、間伐材などの新たな活用、水田オーナー制度の展開など、営農や営林を維持していく仕組みを検討する
- アオコや水質管理について、事業者の意識啓発を進める

② 水質の継続的な監視体制

- 県実施以外の公共用水域に係る水質調査を継続的に実施し、状況を監視する
- 県の「八郎湖に係る第2期湖沼水質保全計画」策定において、アオコ発生の抑止、限定的な海水導入の効果検証など、新たな取組に積極的に参画する
- 流域市町村で組織された八郎湖水質対策連絡協議会を通じて、一体的な対策に努める



地元の漁業と水産加工業（ワカサギと佃煮）

実現に向けて市で検証が 必要な事項・提言を受けた事項

○アオコの悪臭被害防止に向けて

- ・発生条件を確認し、これに備える
- ・遡上を防止するフェンスの適切な配置場所・設置時期を検討する
- ・夏期の水流確保に向けた放水の時期を検証する

○水質浄化に向けた取組や水とふれあう活動へ参加しやすくするために

- ・子どものうちから参加することが大事だが、募集や引率、移動などについては周辺地域や学校と連携し、継続的に実施することが不可欠である
- ・居住地域による温度差を解消し、社会人も八郎湖に関心をもつためには、見学会などの企画や、より目につく広報手段を検討すべきである
- ・八郎湖に関わる活動をしている団体の意見交換の機会や連携を考えるべきである

○八郎湖に目を向けてもらうために

- ・八郎湖護岸の雑木を伐採し、堤防上を散歩やサイクリング、釣りなどに利用できる状態にするほか、自治会や民間団体と協力して、堤防陸側に花を植栽するなど、周辺から見ても湖岸が美しい景観となるような活用方法を考えるべきである
- ・湖岸部に八郎湖と触れあうための設備（駐車スペースやトイレ、洗い場）があるとよい

第2節 ごみの減量化・リサイクルに向けた取組のさらなる充実

(1) 基本的な考え方

潟上市全体のごみの状況は、総排出量・1人1日当たりの家庭からのごみ排出量とも減少傾向にありますが、リサイクル率は横ばいから低下傾向にあり、今後も継続的に対策を進めていく必要があります。

環境アンケートにおいても、「ごみの減量・リサイクル」については、取組が進んでいるか・将来に向けて大切にしたいか・対策を充実すべきと考えるか、のいずれの問いにあっても、肯定的な回答が比較的多く、強い関心が寄せられています。しかし、具体的行動の例を挙げての参加に関する問いでは、ごみの分別以外で「している」との回答は過半数に達していません。

これらのことから、3つのR（リデュース（ごみの発生・排出抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用））につながる活動を、市民・事業者・市が相互に連携し、日常生活の中で当たり前に行っていくための「循環型社会の構築」を目指します。

環境に配慮した行動への参加について（単位：％）	している	時々している	今後したい	するつもりはない
可燃・不燃・資源ごみの分別に努める	90.4	5.6	3.1	0.8
生ごみの堆肥化を通じてごみ減量に努める	24.0	11.7	54.5	9.7
買い物にマイバックを持参	35.6	30.3	26.2	7.9
不要なものをできるだけ資源回収やリサイクルする	43.0	37.9	16.0	3.1

<重点的取組目標>

ごみの減量化・リサイクルに向けた取組のさらなる充実

【リデュース（減量化）】

目標：ごみ排出量の低減

【リユース・リサイクル（資源化）】

目標：リサイクル量の増加

(2) リデュース（減量化）

〈方針〉

平成21年度に策定した潟上市地域循環型社会形成推進地域計画において、廃棄物減量の目標値を定めており、この数字を目標としています。

平成27年度の市内からのごみ排出量は12,122トン（目標値11,059t）であり、家庭から出る1日のゴミ排出量を市民1人当たりで見ると630g/人・日となります。また、分別された資源ごみを除く市民1人当たりの家庭からのごみ排出量は、195kg/人（535g/人・日）となっており、目標（189kg/人）の達成にはいたっておりません。目標の実現に向けて、引き続きごみの減量と分別・再資源化を両輪として、排出者である市民・事業者と、市が一体となって取り組む必要があります。

【リデュース】

目 標

ごみ排出量の低減

施策の方向

①ごみの発生・排出の縮減

②制度周知と新たな減量に向けた取組

指標

取組項目	目標値
ごみ排出量	11,059t ※平成23年度実績11,541t から4.2%の減を目指す
1人当たりの家庭からのごみ排出量 (再資源化される資源ごみ量を除く)	189kg/人 ※平成23年度実績198kg/人 から4.5%の減を目指す

【これまでの取組】

- 生ごみ処理容器（コンポスト・EMバケツ）の販売及び段ボールによる生ごみの堆肥化などを推進し、生ごみの減量を図った。
- クリーンセンターの見学や自治会等への出前講座を実施し、ごみ問題への関心を高めた。

市民・事業者の行動

① ごみの発生・排出の縮減

○ごみを出さないために

- ・家庭での食べ残し、賞味期限切れなどによる廃棄を減らし、生ごみの発生抑制に努める
- ・マイバックの持参によりレジ袋を減らしたり、詰め替え商品を積極的に購入するなど、買い物時のごみ発生抑制に努める

○ごみを減らすために

- ・生ごみの水切り徹底や、生ごみ処理容器による処理などにより、発生した生ごみを減量する
- ・潟上市のごみ出しルールに基づいた、適正なごみの分別を遵守する
- ・廃棄物減量等推進委員（自治会・各種団体・事業者）が中心となって、市民が実施できる廃棄物減量に向けた取組を展開する

市の行動

① ごみの発生・排出の縮減

○市役所としての取組

- ・庁舎その他の市公共施設などに分別用のごみ箱を設置し、適正なごみの分別を行う

② 制度周知と新たな減量に向けた取組

○市民・事業者の取組を支援する

- ・生ごみ処理容器の購入助成を継続し、利用拡大や生ごみ減量化に向けて広報や講習会を行う
- ・分別品目の分類や回収方法、家電製品の処理方法など、ごみ出しのルールについて周知する
- ・収集有料化などの成果を検証し、排出量の現状と併せて周知を図る
- ・広報手段の多様化に向けて、全ての市民が必ず使う「ごみ集積所」への掲示の利用などを検討し、ごみの減量のほか、環境に関する企画などの広報に利用する

○学校での取組を支援する

- ・ごみ処理施設などの見学を通じて、児童のごみ問題への関心を高める
- ・学校での分別収集などによるごみの発生・排出抑制、再使用、再生利用に向けた意識づけを行う



生ごみ処理容器を用いた減量化に向けた講習会

(3) リユース・リサイクル（資源化）

〈方針〉

市の収集によって回収された廃棄物のうち、再資源化されるものとしては、資源ごみとして回収された古紙類と、回収後の中間処理を経て再生利用されるペットボトルや粗大ごみ由来の金属などがあります。これらを合計した総資源化量についても、潟上市地域循環型社会形成推進地域計画において、減量目標値（1,776トン）を定めておりますが、平成27年度の実績は1,606トンに留まっており、引き続き分別収集の徹底に加えて、分別収集品目を増やすなどの対応が必要と考えられます。

このほか、家電リサイクル法に定められた特定の家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は販売店または家電リサイクルセンターを、資源有効利用促進法によってパソコン・ディスプレイはメーカーを、自動車リサイクル法によって自動車は登録引取業者を通じてリサイクルされることになります。

【リユース・リサイクル】

目 標

リサイクル量の増加

施策の方向

- ①分別収集などの徹底
- ②物の長期使用
- ③制度周知と新たな減量に向けた取組

指標

取組項目	目標値
総資源化量	1,776t ※平成23年度実績 1,434t から 23.8% の増を目指す

【これまでの取組】

- 全自治会を対象にごみの分別についての説明会を開催し、分別収集の徹底及び資源ごみの適切な排出に努めた。
- 平成26年1月から「びん」の分別収集を実施し、新たな資源化として取り組んだ。

市民・事業者の行動

① 分別収集などの徹底

- ごみ出しにあたり、特に資源ごみの分別を徹底する
- 包装紙や容器など、粘着テープやビニール、金属部分を外して、紙類として資源ごみに出す
- 小売店店頭でのトレイや紙パックなどの資源回収に協力する
- パソコンや自動車について、適正に回収業者に引き渡す

② 物の長期使用

- 修理などにより、物を長く使う工夫に努める
- 可能なものについては、リサイクル品の購入を検討する
- フリーマーケットやガレージセールなどを積極的に利用したり、いらなくなったものを提供したりする

市の行動

① 分別収集などの徹底

- 市役所としての取組
 - ・ごみ出しにあたり、資源ごみ等の分別を徹底する
 - ・家電リサイクル法に定められた家電製品は、販売店などに適切に引き渡す
 - ・パソコンや自動車について、適正に回収業者に引き渡す

② 物の長期使用

- 市役所としての取組
 - ・修理などにより、物を長く使う工夫に努める

③ 制度周知と新たな減量に向けた取組

- 市民・事業者の取組を支援する
 - ・特に包装紙や食品容器など、紙類として回収可能ながら分別が進んでいない品目について、重点的な広報や自治会と連携した取組を行う
 - ・保健所や警察などと連携し、不適正な資源回収業者への対応に努める
 - ・自治会や学校による集団回収の制度的な実施を検討する

第3節 地球温暖化防止に向けた取組の促進

(1) 基本的な考え方

地球温暖化の主な原因とされる、温室効果ガスの削減に向けては、資源やエネルギーなどをむだ使いしないことと、資源やエネルギーを有効利用することが必要となります。このための行動は、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの活用のほか、過剰な消費をやめることや資源を再利用するといった、ごみの減量化・リサイクルの取組にも通じるものです。

環境アンケートでは、将来に向けて大切にしたいか・対策を充実すべきと考えるか、の問いに対して、肯定的な回答が比較的多く寄せられているものの、取組に以前と変化は感じられないとの回答が7割に達しています。また、具体的行動の例を挙げての参加に関する問いでも、特に費用を要す取組については消極的な回答が多くなっています。

これらのことから、地球温暖化防止につながる活動を、市民・事業者・市が相互に連携して行うための行動指針を定めるとともに、市民が日常生活の中で当たり前に取り組むことができる行動例を示します。

環境に配慮した行動への参加について（単位：％）	している	時々している	今後したい	するつもりはない
家庭用の太陽光発電や太陽熱利用機器、ペレットストーブなどを設置	2.4	1.2	55.3	41.0
家電製品の選択する際にはＬＥＤ照明など、環境に優しい機器を選ぶ	24.5	19.2	51.9	4.4
エコカー（電気自動車・ハイブリッド自動車ほか）の導入	3.6	1.2	64.3	30.9
冷暖房の設定温度を調整	63.7	27.7	6.9	1.7
こまめな消灯による節電	73.7	20.9	3.9	1.4
食器洗いの際の節水	53.2	34.1	9.5	3.2

<重点的取組目標>

地球温暖化防止に
向けた取組の促進

【省エネルギーの推進】

目標：省エネを意識した行動

【再生可能エネルギーの活用】

目標：地域特性にあった再生可能エネルギー利用の検討

(2) 省エネルギーの推進

〈方針〉

環境アンケートにおいて、省エネルギーにつながる取組は比較的積極的な回答が寄せられていますが、こうした意識をさらに高めるためには、こういった行動がエネルギーの消費をまねき、取組がどの程度省エネルギーにつながっているかを知る必要があります。

【省エネルギーの推進】

目標

省エネを意識した行動

施策の方向

①省エネ行動の「見える化」

②省エネ製品などの選択

③環境と共生する事業展開

④率先した取組による周知

【これまでの取組】

○潟上市地球温暖化防止実行計画に基づき、各種省エネ対策として、電気使用量の削減や分別排出の徹底など、職員一人ひとりが意識を持って、ごみの削減を図った。

市民の行動

①省エネ行動の「見える化」

- 月々の電気・ガス・水道などの使用量から二酸化炭素排出量がわかる「環境家計簿」をつけてみる
- 家庭の電気使用量がわかる省エネナビを利用する
- 近距離の移動には徒歩や自転車を利用し、通勤に公共交通機関を用いるなど、自家用車の利用を減らすよう努める
- エアコンの適正使用
 - ・冷房28℃ 暖房20℃を目安にした温度設定とする
 - ・フィルターの清掃をこまめに行う（2週間に1回程度）
 - ・カーテンなどにより、冷暖房効率を向上させる
 - ・室外機の換気口に物を置かない
- 冷蔵庫の適正使用
 - ・熱いものはさましてから入れる
 - ・ドアの開閉回数を少なくする
- 電気製品全般の適正使用
 - ・待機電力をコントロールするコンセントを利用する
 - ・人のいない部屋をこまめに消灯する

○節水に関わる行動

- ・調理・片付けの際の節水や食器洗い乾燥機使用時にまとめて洗う
- ・風呂の残り湯を洗濯に利用する

② 省エネ製品などの選択

- 設備や電化製品買い換えの際は、省エネ型・節水型の機器や使用量がわかる製品を選ぶ
- 自動車の買い換えの際は、低燃費・低公害車の選択を考慮する

●秋田県環境家計簿 (<http://www.eco-akita.org/onsen/eco-kakeibo/index.html>)

○月のチャレンジ

項	目	使用量等	CO2 排出係数	CO2 排出量 (kg)	料金 (円)
電	気 (kWh)		× 0.43=	0	
ガ	ス (㎡)		× 2.2=	0	
LP ガス (プロパン)	(㎡)		× 6.0=	0	
水	道 (㎡)		× 0.23=	0	
灯	油 (ℓ)	(合計)	× 2.5=	0	
		給油量メモ			
ガ	ソ	(合計)	× 2.3=	0	
リ	ン	給油量メモ			
軽	油 (ℓ)	(合計)	× 2.6=	0	
		給油量メモ			
可	燃	(合計)	× 0.34=	0	
ゴ	ミ (kg)	第1週		第4週	
		第2週		第5週	
		第3週			
		合計		0	0

【秋田県温暖化防止活動推進センターより】

事業者の行動

③ 環境と共生する事業展開

- 専門家が事業所のエネルギー使用状況などを調査・診断し、改善に向けた省エネ対策の提案を行う、県の「省エネ診断」事業によって、エネルギー使用量やコストの削減に取り組む
- クールビズやウォームビズの定着に努め、冷暖房に用いるエネルギーの低減に努める
- 輸送、配送に自動車を利用している事業所は、エコドライブに努める
- 照明器具のLED化や、外光にあわせた減光、未使用エリアや休み時間の消灯に努める

市の行動

④ 率先した取組による周知

○市役所としての取組

＜潟上市地球温暖化防止実行計画によるもの＞

- 省資源・省エネルギーの推進
電気・照明機器使用状況を管理する
ガス・水・燃料・灯重油使用の抑制に努める
- 廃棄物の減量とリサイクル
両面コピーなどによる用紙使用量削減を図る
再生可能製品を使用する
封筒などを再利用する
分別用ごみ箱を設置する
- グリーン購入の推進
環境配慮物品を購入する
コピー用紙や印刷物への再生紙利用に努める
- 公共施設の建築などにおける環境配慮
防犯灯のLED化やクリーンセンターの基幹改良工事における省電力化など、設備導入に当たっては省エネ型・節水型機器・再生可能エネルギー利用機器を選定する
公共施設の緑化推進を目指す
防犯灯や屋外照明の点灯、消灯時間を適正化し、故障による時間外の点灯などに即応する
- 公共事業における環境配慮
環境に配慮した建築材料や工事用機器を使用する
建築物などに長期利用が可能な構造・工法を活用する

＜東日本大震災以降の節電行動計画によるもの＞

- 執務室内照明の日照に応じた減灯、未使用エリアの消灯の徹底や昼休みの消灯に努める
- パソコンの節電設定やこまめに電源を切ることを徹底する
- コピー機や冷蔵庫、電気ポット、コーヒーマーカーの使用を制限する
- ノー残業デー（毎週金曜日）を設定し、節電に努める

○市民・事業者の取組を支援する

- 省エネ診断などの事業を周知するため、診断を受けた先進的な企業の一助を得てエネルギー使用の削減結果を広報したり、見学会を企画したりする

(3) 再生可能エネルギーの活用

〈方針〉

化石燃料の燃焼は温室効果ガスの排出につながることから、化石燃料に代わる再生可能エネルギーの普及を進める必要があります。潟上市には風力や太陽光などのエネルギー源が潜在していると思われ、また、再生可能エネルギーは比較的自立した電源となりうることから、災害時などのエネルギー源として防災拠点・避難場所への導入が望まれます。

環境アンケートにおいて、今後、潟上市が積極的に進めるべき再生可能エネルギーとして挙げられたのは

- ① 風力発電（63.3%）
- ② 太陽光発電（45.6%）
- ③ バイオエタノール燃料の利用（33.2%）

の順で多く、その利用方法としては

- 公民館・学校などの公共施設へモデル的に導入すべき（38.4%）

との回答が最も多くみられましたが、再生可能エネルギーの活用については

- 聞いたことはあるが、内容はよくわからない（52.6%）

との回答が最も多く、再生可能エネルギーの内容や制度の周知が必要と思われ
ます。

【再生可能エネルギーの活用】

目 標

地域特性にあった再生可能
エネルギー利用の検討

施策の方向

- ①再生可能エネルギーを知り、役立てる
- ②環境と共生する事業展開
- ③率先した取組による周知

【これまでの取組】

- 天王江川地区、天王グリーンランド周辺、追分地区などにメガソーラー発電事業が展開されたほか、現在、天王海岸に風力発電施設が稼働に向けた準備を進めており、環境影響評価により市民の方々へ周知を図った。
- 学校の非常用電源として、太陽光発電パネルと蓄電池を整備した。

市民の行動

① 再生可能エネルギーを知り、役立てる

- 再生可能エネルギー利用機器設置を検討する
 - ・住宅への太陽光発電機器の設置
 - ・太陽熱や潜熱利用、ヒートポンプなどによる給湯器や暖房システムの導入

事業者の行動

② 環境と共生する事業展開

- 事業所への再生可能エネルギー利用機器の設置
- 設置工事の実施と利用者への補助制度の周知

市の行動

③ 率先した取組による周知

- 再生可能エネルギーに触れる機会を増やす
 - ・天王地域に設置されているメガソーラー発電施設や、市内学校に整備された太陽光発電設備などに触れる機会を設ける
- エネルギービジョン策定に向けた検討
 - ・地域の特性に合った再生可能エネルギーの活用に関する指針とともに、その展開に向けた補助制度などを検討する
- 公共施設への再生可能エネルギー利用機器の設置
 - ・施設の更新などに合わせて設置を検討し、その効用について周知を図る
- 防災と連携した整備
 - ・学校の非常用電源として太陽光発電パネルと蓄電池を整備し、発電状況などを環境学習に役立てる
 - ・非常時の避難場所や経路を示すため、太陽光発電と蓄電池を備えた照明設備を導入する

実現に向けて市で検証が 必要な事項・提言を受けた事項

○再生可能エネルギーの周知や新たな取組の検討

- ・市内や近隣市町村にある再生可能エネルギー関連施設の見学会を企画したり、市のイベントなどに併せて家庭用再生可能エネルギー利用機器の展示・支援制度の周知を行ったりするなど、関心を広げる取組が必要ではないか
- ・公共施設の新設や改修による温室効果ガス排出削減量を、自主的な排出削減目標を立てている企業などと取引する国内クレジット制度（環境省や経済産業省による制度）を利用してはどうか
- ・環境省が進めるエコアクションポイント（温室効果ガス排出削減に貢献するものとして登録された商品などを利用してためたポイントを、さまざまな商品などと交換できる制度）を自治体単位で展開し、地産地消や独自のエコアクションを追加するなど、地域に合った取組を検討してはどうか

用語・資料

太陽光発電

太陽光が当たると電気を発生する太陽電池（シリコン半導体など）を利用して、太陽の光エネルギーを直接電気エネルギーに変換する発電方式。運転に燃料を必要としないため、温室効果ガスを発生せず、太陽エネルギー調達のコストがかからない、システムに可動部分がなく静か、運転・維持・保守が容易などのメリットがありますが、天候条件に左右される点や、太陽電池自体の発電効率や設置コスト、太陽光発電が大量導入された場合の電力供給体制への影響など、さまざまな制約要因や課題もあります。

太陽熱利用

屋根などに設置した集熱器によって太陽のエネルギーを集めて温水や温風を作り、給湯や空調に利用するシステム。温室効果ガスを発生せず、運転・維持・保守が容易な点で太陽光発電と共通し、低温の熱利用（温水など）に用いられるため、太陽光発電に比べて効率

が良く、システムの価格も安価ですが、用途が給湯・空調利用などに限定されることが普及に向けた制約となっています。

風力発電

風の力により、風車の発電機などを回して発電する発電方法。発電時に温室効果ガスを排出せず、昼夜を問わず発電が可能ですが、風という自然の力によるため、風速の変動に伴って出力される電圧などが変動しやすい、需要にあわせた発電量の調整が困難であるほか、設置による景観の変化や、周辺住宅へ騒音や低周波が影響するおそれ、風車の羽根に鳥が巻き込まれたり落雷・強風によって破損するといった問題もあります。

温度差エネルギー

年間を通じて温度変化の少ない地下水や河川水、下水、工場排水、地中熱と外気との温度差（夏は外気よりも冷たく、冬は外気よりも暖かい）を利用して、冷暖房や給湯に利用す

るシステム。液体が気化するとき熱を奪い（吸熱）、逆に気体が凝縮して液化するとき熱が発生（放熱）するという性質を利用するヒートポンプの原理などにより、これまで利用してこなかったエネルギーを熱利用するため、熱エネルギーの需要地が近接している場合には非常に有効ですが、設置にコストを要するほか、ヒートポンプの稼働に別途ガスや電力が必要となります。

廃棄物発電・熱利用・燃料製造

主に、ごみを焼却する際の熱を回収して高温高圧の蒸気を作り、その蒸気でタービンを回して発電するシステム。この後の排熱は、周辺地域の冷暖房や温水として有効に利用されます。発電に伴う温室効果ガスの追加的な発生がなく、連続的に得られる比較的安定した電源で、電力需要地に直結した分散型電源となりえますが、焼却時に発生する塩化水素ガスなどによる金属腐食を防ぐため発電効率が10%と低いことや、ダイオキシン類の排出抑制や焼却灰の減量化など、さらなる環境負荷の軽減が技術課題となっています。このほか、廃棄物を発熱量や塩素成分を調整のうえ、固形燃料化して発電やボイラーに用いる廃棄物燃料製造も行われています。

バイオマス発電・熱利用・燃料製造

森林資源や農作物に由来する有機性の資源を、発電や熱源として利用するシステム、あるいはそのために加工すること。わら・もみ殻や間伐材、下水汚泥、廃油などの廃棄物を用いる場合と、サトウキビやトウモロコシなど栽培作物による場合がありますが、その特性はカーボンニュートラルという考え方で、例えば間伐材から製造したバイオマス燃料を利用する際に発生するCO₂は、そのバイオマス燃料が樹木として生育する過程でCO₂を吸収しているため、結果的にCO₂の量は増減せず、比較的環境に優しい燃料であるとされます。安定した発電が可能であり、特に廃棄物利用にあっては、循環型社会の形成や再生可能エネルギーの利活用といったメリットがあるものの、製造に要するコストの低減や用途の多様化といった課題も残ります。

雪氷熱利用

冬期に降り積もった雪や氷などを、冷熱を必要とする季節まで保管し、冷熱源としてその冷気や溶けた冷水をビルの冷房や、農作物の冷蔵などに利用するもの。寒冷地という地域の特性を活かしており、冷熱源を製造するコストをほとんど必要としないため、電気冷房に比べてランニングコストを低減できますが、貯蔵施設にある程度の大きさを要するため、初期の設備投資が必要になります。

コージェネレーション

発電時に発生した排熱を利用して、冷暖房や給湯などに利用する熱エネルギーを供給する仕組みのこと。従来の火力発電などでは発電後の排熱は失われていましたが、コージェネレーションではエネルギーの高効率利用が可能となるほか、利用する施設で発電することができるため送電ロスが減少します。このため省エネルギーやCO₂の削減に効果的な分散型発電方式とされ、ホテル・病院・学校・企業など、電力と熱の両方を大量に用いる場所への設置が進んでいます。

燃料電池

酸化によって生ずる化学エネルギーを直接電気エネルギーとして取り出す電池。使い切りの一次電池（乾電池など）、充電可能な二次電池（携帯電話のバッテリーなど）に対して、燃料と酸素（空気）が外部から連続的に供給される限り発電が可能な、一種の発電装置とされます。典型的なものとして、水素と酸素を反応させる燃料電池があり、通常発電方式に比べて理論的な発電効率が高く、発生する熱を併せて利用するコージェネレーションにも適しているとされます。

防災と再生可能エネルギー

災害などによって電力の供給が断たれた際、太陽光や風力などは自立的な電源として機能しますが、電気を貯めておくことは難しく、悪天候や過度の強風、夜間には発電できないなど自然の条件に左右されることから、避難場所や防災拠点、水道施設などにおいては、化石燃料を用いた非常用発電機などとも連携した整備が必要と思われます。

第2章 個別取組目標と実現に向けた行動

潟上市の豊かな環境を守るために、各主体ができる行動を示します

重点的取組目標と重複する部分もありますが、第Ⅲ部で「潟上市の環境を守る行動4つのイメージ」に従って示した環境の現状と課題に基づいて、個別の目標ごとにその対応策となる主要な施策を体系化します。

第1節 良好な自然環境を維持するまちの実現

水と緑に囲まれた豊かな自然環境の恵みを大切に、これと共生します

【大気】

目標：深呼吸が心地よい、さわやかな空気と澄んだ空を守る

【河川や湖沼の水質】

目標：重点的取組目標「八郎湖に代表される市内の水環境の保全」に沿って行動する

【生態系と水辺の環境】

目標：身の回りの豊かで多様な生物種と親しむ

(1) 大 気

〈方針〉

大気は、地球環境全般につながることから、現状把握に努めるとともに、温室効果ガスの削減やフロンなどの適正処理の徹底、酸性雨の監視体制の強化など、大気環境に配慮した行動を進めるとともに、良好な大気環境が維持されるよう、自動車排出ガス対策、ごみの野外焼却や事業所におけるばい煙発生施設の適正な管理により、大気汚染物質の低減化を図ります。

【大 気】

目 標

深呼吸が心地よい、さわやかな空気と澄んだ空を守る

施策の方向

- ①大気環境に配慮した行動
- ②大気汚染対策の推進

指標

取組項目	目標値
大気汚染に係る環境基準の達成度	達成・維持
・二酸化窒素 (1日平均値の評価対象値が0.06ppm以下)	
・浮遊粒子状物質 (1日平均値の評価対象値が0.10mg/m ³ 以下)	

市民の行動

① 大気環境に配慮した行動

○温室効果ガスの削減

- ・重点的取組目標「地球温暖化防止に向けた取組の促進（83ページ）」により「省エネルギーの推進」と「再生可能エネルギーの活用」に努める

○熱帯林などの保護（由来製品の使用抑制）

- ・トイレットペーパーやノートなどの紙類は再生紙製品を購入する
- ・国産間伐材などを利用した木工品などを購入する
- ・非木材紙（ケナフ製など）の利用を進める

○オゾン層の保護

- ・ノンフロン製品を選択する
- ・フロンを使用したエアコンや冷蔵庫などの特定家電製品は販売店などに、廃棄自動車は処理業者などに適正に引き渡す

② 大気汚染対策の推進

○環境への負荷を考えた自動車利用に努める

- ・温室効果ガスの抑制にもつながることから、近距離の自動車利用を避け、買い換えの際には低燃費・低公害車を検討する
- ・環境に配慮した運転を習慣化し、「急」のつく運転をしない
- ・エアコンの使用を控えめにする
- ・駐停車時はアイドリングストップを心がける
- ・法定速度を守り、経済的な速度で運転する（一般道路で40km/h、高速道路で80km/hほどの等速走行）
- ・無駄な荷物を積まないようにする
- ・タイヤの空気圧やオイル管理など、整備点検をこまめに行う

○家庭ごみや稲わらなどの野焼きを行わない

事業者の行動

① 大気環境に配慮した行動

○温室効果ガスの削減

- ・重点的取組目標「地球温暖化防止に向けた取組の促進（83ページ）」により「省エネルギーの推進」と「再生可能エネルギーの活用」に努める

○熱帯林などの保護（由来製品の使用抑制）

- ・建設事業時の国産間伐材や新型型枠材など代替製品などの利用を進める
- ・裏面コピー利用など紙の節約を進める
- ・事務用紙などの紙類は再生紙に転換し、非木材紙（ケナフ製など）の利用を進める

○オゾン層の保護

- ・ノンフロン製品を選択し、フロン利用製品は適正な処理とフロン回収に努める
- ・事業において特定フロンを使用せず、フロン利用製品へのフロン使用表示と適正な処分方法の表示を徹底する

② 大気汚染対策の推進

○事業の際の大気に関する規制遵守

- ・ばい煙・粉じんを発生する施設、焼却施設などを適正に整備し、保守点検を徹底する
- ・ごみの野焼きを行わず、農作業で野外焼却を行うときは、事前に近隣住民へ周知する

○環境への負荷を考えた自動車利用に努める

- ・ノーマイカーデーの設定や、公共交通の利用・相乗り通勤を進める
- ・効率的な貨物輸送を進める
- ・事業用自動車や作業車の更新時に低燃費・低公害車への転換を検討する
- ・環境に配慮した運転を習慣化し、「急」のつく運転をしない
- ・エアコンの使用を控えめにする
- ・駐停車時はアイドリングストップを心がける
- ・法定速度を守り、経済的な速度で運転する（一般道路で40km/h、高速道路で80km/hほどの等速走行）
- ・無駄な荷物を積まないようにする
- ・タイヤの空気圧やオイル管理など、整備点検をこまめに行う
- ・適正な燃料を使用する

○酸性雨の防止

- ・化石燃料から太陽光発電や風力発電などのクリーンエネルギーの利用へのシフトを進め、ばい煙などの除去施設を整備するなど、ばい煙排出を抑制する

市の行動

① 大気環境に配慮した行動

○温室効果ガスの削減

- ・重点的取組目標「地球温暖化防止に向けた取組の促進（83ページ）」により「省エネルギーの推進」と「再生可能エネルギーの活用」に努める

○熱帯林などの保護（由来製品の使用抑制）

- ・公共事業などにおける国産型枠材や鋼製型枠の使用や木製型枠の再利用などを促進するとともに、一般工事についてもこれを奨励する
- ・間伐材製品や再生紙などの利用を促進し、熱帯林製品の利用を抑制する

○オゾン層の保護

- ・庁舎や公共施設においてノンフロン製品を選択し、フロン利用製品は適正な処理とフロン回収に努める
- ・ノンフロン製品の情報及びフロンを含む家電製品などの適正処理に関する情報を周知する

② 大気汚染対策の推進

○監視体制の整備と広報

- ・市内の大気汚染物質や酸性雨の状況について、定期的なモニタリング調査を継続するとともに結果を公表する
- ・ばい煙の発生源となる工場や事業所、野焼き・稲わら焼きなどへの指導に努める

○大気に関する規制遵守

- ・公共施設中のばい煙発生施設（クリーンセンター・各施設のボイラーなど）を適正に維持管理し、発生の低減に努める

○環境への負荷を考えた自動車利用に努め、これを広報する

- ・ノーマイカーデーや相乗り通勤など、率先的な自動車の利用抑制策を推進するとともに、市民や事業者への意識啓発や普及に努める
- ・公用車は低燃費・低排出ガス車へ転換する
- ・環境に配慮した運転を習慣化し、「急」のつく運転をしない
- ・エアコンの使用を控えめにする
- ・駐停車時はアイドリングストップを心がける
- ・法定速度を守り、経済的な速度で運転する（一般道路で40km/h、高速道路で80km/hほどの等速走行）
- ・タイヤの空気圧やオイル管理など、整備点検をこまめに行う
- ・駐輪場の整備などにより、市民が自転車を利用しやすい環境を整備するとともに、公共交通の利便性の向上や歩行者や自転車が利用しやすいみちづくりを進める
- ・環境に配慮した運転や自動車の適切な整備点検に関する広報に努める

(2) 河川や湖沼の水質

〈方針〉

潟上市における河川や湖沼の水質に対しては、重点的取組目標とした「八郎湖に代表される市内の水環境の保全（65 ページ）」における取組が主眼となることから、先の目標に沿って行動します。

【短期的取組】※再掲
目 標

アオコによる悪臭被害の抑止

施策の方向

- ①悪臭被害の防止に向けた対応
- ②アオコ発生状況の早期確認

指標

取組項目	目標値
住宅地至近でのアオコ悪臭被害の発生件数	年間0件

【中期的取組】
目 標

きれいな八郎湖の復活

施策の方向

- ①水とふれあう機会をつくり、広げる
- ②汚濁原因物質の排出を低減する
- ③環境に関わる市民団体の活動振興

指標

取組項目	目標値
八郎湖への関心度・親近感	市内全地域で70%

【長期的取組】
目 標

きれいな八郎湖と共生する

施策の方向

- ①産業と水環境の共生
- ②水質の継続的な監視体制

指標

取組項目	目標値
八郎湖流入河川の環境基準達成	達成
見た目アオコ指標レベル6の観測日数 ※ P.25 参照	年間0日

(3) 生態系と水辺の環境

〈方針〉

潟上市の地勢は、里山としても利用される丘陵部から、農業などに用いられる平野部・湖岸部、砂丘などがひろがる沿岸部など、同規模の市と比較すると非常に豊かな自然に恵まれています。しかし、このような多様な緑地や水に基づく貴重な生態系は、都市化の進展に伴って変遷しており、分布する地域も変化しつつあります。

こうした身の回りの環境の豊かさを守り伝えるため、自然とのふれあいの場を確保します。

また、特に水辺の環境とのふれあいについては、重点的取組目標とした「八郎湖に代表される市内の水環境の保全（65 ページ）」における取組に沿って行動します。

【生態系と水辺の環境】

目 標

身の回りの豊かで多様な
生物種と親しむ

施策の方向

①生物多様性の保全

②ふれあいの場の確保

※うち、水辺の環境については
○水とふれあう機会をつくり、
広げる ※再掲

市民・事業者の行動

① 生物多様性の保全

○自然を守るためのマナー

- ・山林への不法投棄やごみのポイ捨てを絶対にしない
- ・不法投棄監視・回収活動に参加する
- ・八郎湖や夕日の松原など全市一斉のクリーンアップや、自治会主催の清掃・草刈りなどに参加する
- ・釣り針やパッケージを放置せず、生分解性の釣り具を利用する

○在来生物を守る

- ・特定外来生物に限らず、生態系に影響しかねない、飼えなくなったペットを放さない
- ・ブラックバスなどの外来魚や飼えなくなった観賞魚を放流しない
- ・外来魚の駆除活動に参加する
- ・貴重種に関する情報を市や民間団体に提供する

○環境と調和した農業の実践

- ・低農薬栽培や有機栽培、環境負荷の少ない農業資材や機械の利用などを進める
- ・市民農園やグリーンツーリズムを通じて、田園の周りの自然に親しむ

② ふれあいの場の確保

○身の回りの自然に関心をもつ

- 河川や田んぼの周りの水生生物調査など、自然観察会に参加する
- ほたるの観察会に参加して、満天の星空とほたるが生息する里山風景を体験する
- 山林や神社、寺、住宅の周りの緑地に関心を持ち、適切に管理する
- 学校の学習田、休耕田の復活などの農業体験に参加する
- 直売所の利用や農家との交流など、地場の産品に興味をもつ



市民などによる夕日の松原クリーンアップ

市の行動

① 生物多様性の保全

○不法投棄やポイ捨て防止のための監視と、その回収に努める

○環境と調和した農業を進める

- 学校給食などにおいて、地場の低農薬・有機野菜を地元で消費できるように努める
- 濁水流出防止を図る無代かき栽培等への農法転換や農薬に関する情報を提供し、ほたるなどが生息できる環境など、里山の風景の保全に努める
- 休耕田の市民農園化やビオトープ化などを検討する

② ふれあいの場の確保

○民間団体と連携し、市民参加型の自然環境実態調査の企画を検討するとともに、民間団体間の連携を図る

○重点的取組目標「八郎湖に代表される市内の水環境の保全」中の中期的取組の施策「水とふれあう機会をつくり、広げる」による（71 ページ）

第2節 人と環境へ配慮するまちの実現

身の回りの環境との
関わり合いを大切に
し、安全・安心な生
活環境を創造します

【資源としての水循環】

目標：重点的取組目標「八郎湖に代表される市内の水環境の保全」のうち、汚濁原因物質の排出を低減する取組に沿って行動するとともに、安心して口にできる水のサイクルをつくる

【廃棄物とリサイクル】

目標：重点取組目標「ごみの減量化・リサイクルに向けた取組のさらなる充実」に沿って行動するとともに、ごみの不法投棄を許さない

【騒音・振動】

【放射性物質】

【空き家・空き地】

目標：平穏で健康的な暮らしを守る

(1) 資源としての水循環

〈方針〉

水は、わたしたちの生活から生じる負荷を引き受け、その循環の過程において河川や湖沼の水となることから、排水の面から考えると、重点的取組目標とした「八郎湖に代表される市内の水環境の保全（65 ページ）」における、「汚濁原因物質の排出を低減する」取組に直結しています。

また、潟上市では水源を地下水に頼っている地域が多く、飲用・生活用水として用いられることから、その循環の過程で安全・安心を確保できる体制の構築が必要です。

【資源としての水循環】

目 標

安心して口にできる
水のサイクルをつくる

施策の方向

- ①汚濁原因物質の排出を低減する
※再掲
- ②飲み水の安全を守る

指標

取組項目	目標値
地下水の環境基準達成	達成・維持
上水道普及率の向上	平成 30 年度 100%

市民の行動**① 汚濁原因物質の排出を低減する**

- 重点的取組目標「八郎湖に代表される市内の水環境の保全」中の中期的取組の施策「汚濁原因物質の排出を低減する」による（71 ページ）

② 飲み水の安全を守る

- 家庭での節水や水の有効利用に努める
- 水源地や河川の上流部の環境を守る取組に参加する
- 有害物質を流出させる可能性があるため、ごみの不法投棄や自己所有地であっても埋立てをしない
- 井戸水を使用する場合は定期的に水質調査を行うとともに、上水道への接続を検討する

事業者の行動**① 汚濁原因物質の排出を低減する**

- 重点的取組目標「八郎湖に代表される市内の水環境の保全」中の中期的取組の施策「汚濁原因物質の排出を低減する」による（71 ページ）

② 飲み水の安全を守る

- 事業から出る排水や農業に由来する農薬が地下水などの水源へ影響しないよう管理を徹底する
- 法令に加えて、潟上市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の規定に従い、土砂等による土地の埋立てなどの工事に際して、地下水の保全への注意を払う

市の行動**① 汚濁原因の排出を低減する**

- 重点的取組目標「八郎湖に代表される市内の水環境の保全」中の中期的取組の施策「汚濁原因物質の排出を低減する」による（71 ページ）

② 飲み水の安全を守る

- 水道水源地を守る取組を広める
 - ・水源の水質管理を徹底する。
 - ・水道水源保護条例に基づいて水源地周辺における水質などに影響する可能性のある事業などを管理し、水道資源の安全・安心・安定を確保する。
 - ・地下水涵養の観点から農地や樹林地などの計画的な保全を図る
- 環境保全条例や土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例によって不法投棄や農薬などに由来する水質汚濁を防ぐ

- 公共事業や公共施設の建設に際し、雨水排水施設、舗装や側溝などの雨水の浸透化に努める
- 放流先のない地域で生活排水を処理し地下浸透する場合は、合併処理浄化槽の設置などを指導する

(2) 廃棄物とリサイクル

〈方針〉

廃棄物に関する問題のうち、減量化とリサイクルの推進については、重点的取組目標とした「ごみの減量化・リサイクルに向けた取組のさらなる充実（78ページ）」における取組に沿って行動します。

また、廃棄物の大規模な不法投棄箇所は見られなくなっているものの、不法投棄やポイ捨ては生態系や地下水への影響のほか、環境意識の低下につながることから、これを許さない取組が必要です。

【廃棄物とリサイクル】

目 標

ごみの不法投棄を許さない

施策の方向

①ごみの減量化・リサイクルに向けた取組のさらなる充実 ※再掲

②廃棄物の適正な処理

市民・事業者の行動

① ごみの減量化・リサイクルに向けた取組のさらなる充実

- 重点的取組目標「ごみの減量化・リサイクルに向けた取組のさらなる充実」による（78ページ）

② 廃棄物の適正な処理

- 環境美化活動に参加・協力する
 - ・不法投棄とごみのポイ捨てをしない、させない意識をもつ
 - ・地域の草刈りや庭木の手入れを行い、ポイ捨てしにくい環境を目指す
 - ・散歩の時や自宅近くのごみ拾いを自主的に行う
 - ・釣り具やレジャー用具を放置しない
 - ・学校や地域の周辺のごみ拾いや清掃活動に参加する
 - ・市や団体などによる不法投棄物の回収活動に参加する
 - ・自動販売機の設置者はごみ箱を併設し、これを管理する
- 不法投棄の現場を見つけたら、市または警察に連絡する
- 民間団体活動との連携に努める
 - ・水辺や里山の清掃活動などに参加する



潟上市環境巡視員による清掃活動

市の行動

- ① **ごみの減量化・リサイクルに向けた取組のさらなる充実**
 - ・重点的取組目標「ごみの減量化・リサイクルに向けた取組のさらなる充実」による（78 ページ）
- ② **廃棄物の適正な処理**
 - 広報や看板などにより、ごみの不法投棄に対する意識を啓発する
 - 監視カメラや巡回などによる監視を徹底する
 - 公園や行事などでポイ捨て禁止・ごみの持ち帰りを推進する
 - 清掃活動や不法投棄の回収活動を広報し、広く参加できる体制を整える
- (3) **生活環境全般（騒音・振動／放射性物質／空き家・空き地）**

〈方針〉

近年、環境問題について寄せられる苦情・相談の特徴として、近隣の生活騒音や悪臭といった身近な生活環境に関するものが増えており、日常生活における互いの配慮が重要となってきています。

こうした新しい問題のひとつとして、東京電力福島第一原子力発電所における事故発生以来、放射性物質の拡散による健康や生態系への影響などがありますが、放射性物質に関する正確な情報や知識を得る機会を確保し、これを活用することで安全・安心な生活を守ることができます。

空き家や空き地に関する問題も、その増加とともに注目が集まっていることから、市内の空き家・空き地状況の把握を進め、自治会などとの情報共有を進めることにより、周辺への被害の未然防止を目指して優先的に取り組みます。この問題については、空き家・空き地の有効活用が進むことによって解消でき

る可能性があります、所有者の財産利用の意向に関わる問題であるほか、個人情報取り扱いや利用者のニーズなど、市の関わり方も含めて検討すべき課題となっています。

【生活環境全般】
目 標
平穏で健康的な暮らしを守る

施策の方向
①近隣に配慮した活動
②新たな問題への対応



取組項目
騒音により日常生活に支障がでないこと
空き家・空き地の速やかな把握と状況確認
放射性物質の監視と情報公開

市民の行動

① 近隣に配慮した活動

- 生活騒音や振動を出さないよう心がける
 - ・テレビやオーディオの音量は、周囲を考えて調整する
 - ・作業場や楽器などから音の出る部屋は防音する
- 悪臭を出さないよう心がける
 - ・油や薬品を排水路などに流さない
 - ・除草剤などは使用法をよく読んで正しく使う
 - ・ごみを放置せず適切に処理する
 - ・ごみの野焼きをせず、農作業についても周囲に配慮する
- ペットの飼い方に注意する
 - ・放し飼いはいしない
 - ・散歩の際の糞は必ず持ち帰る
 - ・犬の飼い方教室など、市のイベントを利用する

② 新たな問題への対応

- 空き家や空き地の状況把握などに協力する
 - ・自治会単位で空き家・空き地に関する情報を把握し、市との情報共有を進めるとともに、草刈りや側溝清掃などに努める
 - ・不法投棄や野焼きなどの違法または危険な行為を発見した場合は、速やかに市や警察、保健所に連絡する
- 有害な化学物質や放射性物質などに対して
 - ・危険な物質を発見した場合は、速やかに市や保健所に連絡する

- 市の出前講座や県、民間団体の講師派遣（「環境の達人」地域派遣事業など）を利用し、地域で学ぶ機会を確保する



動物管理センターと連携した犬の飼い方教室

事業者の行動

① 近隣に配慮した活動

- 騒音、振動、悪臭などに関する規制基準を遵守し、適正な施設の整備管理を行う
- 環境に関する管理体制を整備し、環境保全に係る最新の情報に注意して、事業による環境負荷の軽減に努める

市の行動

① 近隣に配慮した活動

- 工場や事業所、建設作業、店舗などに伴う騒音や振動防止を図るため、関係機関と協力し規制への指導を徹底する
- 交通騒音について
 - 主要幹線道路における年次計画を立て、継続的に調査するとともに、交通マナーの普及や啓発を図る
- 生活騒音について
 - 近隣に配慮した良識ある生活マナーの普及や啓発を図る
 - 近隣間の苦情の解決に努める
- 空き家・空き地について
 - 自治会の協力を得て、空き地・空き家の把握と状況確認を進め、台帳化し

て被害の未然防止に努めるとともに、状況の変化などに関する情報を共有する

- 環境保全条例により、空き家や空き地の所有者に対して適正管理を促すとともに、対応のない所有者への指導・命令・公表などを適宜行う
- 資金的な事情で対応できない所有者に対する助成制度の創設を検討する
- 空き地への不法投棄などの違法行為に関する巡視を徹底する

② 新たな問題への対応

- 市民の学習の機会を確保するため、適切な出前講座や講師を紹介または職員を派遣する
- 新たな環境問題に関する情報収集を行う
- 放射性物質について
 - 土壌やクリーンセンターから出る焼却灰について調査を行い、結果を公表する
 - 市民からの要請に従って、調査を行う
- 街路灯や公共施設の照明の設置には、近隣住家や作物、生物などへの影響に配慮する

第3節 市民が活力と喜びを実感できるまちの実現

身近にある自然や文化とのふれあいを大切にし、豊かな心をはぐくみます

【公園・緑地】

目標：集い、憩える場を確保する

【景観・まちなみ】

【歴史的文化遺産】

目標：歴史と文化をまちづくりに活かす

(1) 公園・緑地

〈方針〉

地域の特色を活かしたまちづくりに当たっては、自然の水と緑・田園・歴史・まちなみなどが調和した、潟上らしさのあるまちづくりを推進することが必要です。都市化の進展によって豊かな自然が失われることがないように、地域の自然との調和へ配慮するとともに、緑地や水辺にふれ、生活にうるおいを感じることができるよう、公園や緑地の整備を計画的に進めます。

【公園・緑地】

目 標

集い、憩える場を確保する

施策の方向

① まちの中の緑を育て、守る

指標

取組項目

公園や緑地の適正な整備と管理

市民の行動

① まちの中の緑を育て、守る

- 自宅の庭木や芝生などを美しく管理し、緑のカーテンや屋上の緑化に努める
- 地域の緑化や植樹活動に参加や協力をする
- 公園や地域の緑地の手入れや清掃に協力する

事業者の行動

① まちの中の緑を育て、守る

- 事業所敷地の緑化に努め、その維持・活用に地域と連携する
- 緑化イベントに造園技術者をアドバイザーとして派遣するなど、地域の緑化活動に参加や協力をする
- 定期的な清掃イベントへ車両や機材を提供する

市の行動

① まちの中の緑を育て、守る

- 総合的な整備の推進
 - ・都市計画マスタープランに基づき、公園や緑地に関する総合的な計画の策定を検討する
 - ・歩行者のための木陰や緑豊かなまちなみをつくるため、街路樹や植栽、市街地内の小規模緑地の整備を検討する
 - ・公共建築物、道路、公園、広場などにおいて、施設内の緑化を進めるなど、周辺の自然環境や景観と調和し、緑化の推進に向けたデザインを導入する
- 既存施設の維持、改良
 - ・市民の健康維持、余暇活動や防災などの多様なニーズに対応できる拠点として、誰もが使いやすい公園の整備を推進する
 - ・公園内や水辺における親水性の向上を図る

○市民との協力

- ・民有地緑化に関する支援施策などを展開するとともに、市民参加による公園管理など地域で緑を守り、育てる
- ・昔からの名木・古木などシンボルとされてきた樹木を大切にする

(2) 景観・まちなみ / 歴史的文化遺産

〈方針〉

古くから、八郎潟とともに人が暮らしてきた潟上市には、史跡・文化財・民俗的な伝統が残されています。これらは一体となってまちの景観をかたちづくっており、わたしたちが次世代へと受け継ぐべき財産です。

まちづくりを進めるにあたり、自然環境との調和と共生、生活環境への適切な配慮とともに、潤いのある快適な環境をつくるため、歴史やこれを今に伝えるまちなみを活かす配慮が必要です。

【景観・まちなみ / 歴史的文化遺産】

目 標

伝統と文化を将来の
まちづくりにつなげる

施策の方向

①歴史と文化を守り、活用する

市民の行動

① 歴史と文化を守り、活用する

○有形財産の保存

- ・指定文化財の保護管理に協力する
- ・歴史的な建物などの文化財登録に協力する

○無形財産の伝承

- ・地域文化の調査学習を行い、これを伝承する
- ・地域の祭りや伝承活動に参加し協力する
- ・総合的な学習の時間や生涯学習の講師などとして、自らの郷土に関する知識や技術を後の世代へ伝える
- ・地域の食文化を守り、講習会やコンテストに参加する

○民間団体主導の取組と市民の参加

- ・市と連携し、市民参加による地域文化実態調査などを企画する
- ・郷土史に関する検定などを実施する
- ・郷土史や祭り、風習を学習・伝承する活動の企画や運営をする

事業者の行動

① 歴史と文化を守り、活用する

- 埋蔵文化財の保護又は発掘調査を適正に行う
- 地域文化伝承に関する民間団体活動を支援する
- 伝統的な食文化の商品展開を検討する

市の行動

① 歴史と文化を守り、活用する

- 指定文化財の適正な維持・保存
 - ・文化財の保存に向けて所有者と協議し、適正な維持管理方法を周知する
 - ・破損や老朽化に対する助言や、防災面での補助を行う
- 地域の歴史的・文化資源の発掘
- 埋蔵文化財の適正な調査・記録
- 地域文化伝承の基盤づくり
 - ・学校教育や生涯学習における地域文化の伝承活動や担い手の育成を支援し、ネットワーク化を進める
 - ・地域の歴史や文化への知識や理解を深めるため、説明や掲示などの設備を充実する



飯田川神明社への防火設備(放水銃)整備 (飯田川飯塚)

第4節 明日への夢と希望の持てる個性豊かなまちの実現

恵み豊かな環境を思う心を大切にし、将来にこれを引き継いでいくために考え、行動します

【地球環境問題】

目標：重点的取組目標「地球温暖化防止に向けた取組の促進」に沿って行動する

【環境学習】

目標：環境を知り、行動するネットワークをつくる

(1) 地球環境問題

〈方針〉

「地球環境問題」は、これまで検討したすべての環境問題を含む、大きな見方ですが、これに対するわたしたちの取組としては、重点的取組目標にあげた「地球温暖化防止に向けた取組の促進（83 ページ）」が主眼となることから、先の目標に沿って行動します。

【省エネルギーの推進】

目標

省エネを意識した行動

施策の方向

①省エネ行動の「見える化」

②省エネ製品などの選択

③環境と共生する事業展開

④率先した取組による周知

【再生可能エネルギーの活用】

目標

地域特性にあった再生可能エネルギー利用の検討

施策の方向

①再生可能エネルギーを知り、役立てる

②環境と共生する事業展開

③率先した取組による周知

(2) 環境教育・学習

〈方針〉

環境問題の多くが、わたしたちの日常生活や事業活動から生じる負荷によって引き起こされることから、これらを解決し良好な環境を保全・創造するためには、わたしたちがそれぞれの役割を知り、適切に分担して行動することが必要不可欠です。

しかし、環境アンケートの結果を見ても、「環境を守るための活動に参加しているか」との問いに対して、積極的な回答が3割弱に留まるなど、市のイベントや、現在組織され環境保全や学習に取り組んでいる民間団体の取組に対する市民の参加は、まだ限られています。

自分の生活において環境を考え、地域の環境、ひいては地球環境を守ることができるよう、市民・事業者・市がそれぞれの地域や活動の場において連携し、行動の輪を広げていくことを目指します。

【環境学習】

目 標

環境を知り、行動する
ネットワークをつくる

施策の方向

- ①環境情報の収集
- ②環境教育・学習の充実
- ③地域間の連携

指標

取組項目

- | |
|----------------------------|
| 八郎湖環境学習プログラムの展開 |
| こどもエコクラブの活動に向け支援する（例年1校程度） |

市民の行動

① 環境情報の収集

○環境調査などへ参加、協力する

- ・市民参加型の環境調査や学習イベントに参加する
- ・市や民間団体が実施する環境調査にデータを提供したり、アンケートへ協力したりする
- ・市民や民間団体、市が実施するシンポジウムなどの情報発信イベントに参加や協力をする

② 環境教育・学習の充実

○環境教育や環境学習へ積極的に取り組む

- ・日頃から環境問題に興味をもち、環境保全などに関する理解や知識を深める
- ・自主的な学習会などで、地域環境への知識・理解を深める。
- ・家族やサークル、自治会などで環境に関する知識や情報を交換する
- ・市民参加型の環境学習の機会に参加し、リーダーや講師として地域の環境教育活動に協力する

③ 地域間の連携

○コミュニティに参加する

- ・自治会の活動などに参加する
- ・地域のコミュニティ活動への参加を通じて、地域の環境保全などの活動や企画・運営に取り組む

○民間団体主導の取組と市民の参加

- ・市民参加型の環境調査や情報発信イベントなどを企画運営する
- ・保有する環境に関わるデータやイベント情報を市に提供し、データベースとして市民が情報に触れる機会を増やす

- 潟上市の環境を考える市民会議などと連携し、地域的な環境保全活動などへの参加や支援を行う
- 幅広い市民の参加が可能となる、柔軟な参加形態を検討する



草木谷を守る会による田植え体験（昭和豊川山田）

事業者の行動

② 環境教育・学習の充実

○環境教育や環境学習へ積極的に取り組む

- 社員の環境保全などへの意識を高めるため、環境教育を実施する
- 環境保全などに関する技術や知識の向上を目指して、自主的に研修会や講習会などを実施する
- 市や業界団体などが実施する環境関連の研修会や講習会などに社員を参加させる

○地域の環境教育・環境学習の機会の提供

- 工場見学や農業体験など、事業活動を生かした環境教育や環境学習の機会を提供する
- 地域の環境教育や環境学習に講師や技術者を派遣する

市の行動**① 環境情報の収集**

○情報の収集

- ・庁内各課が有する環境関連の情報を一元的に把握し、集約・管理する仕組みを整備する
- ・市民や民間団体、企業、自治会などの活動に関する情報を収集し、これに市民がアクセスできる体制を整備する

○情報発信イベントなどの開催・支援

- ・市民や民間団体と連携して環境関連の情報発信の機会となるシンポジウムなどのイベントの企画や運営をし、情報の交換や各主体間の交流を深める
- ・市民や民間団体が主催する情報発信イベントを協力・支援する

○情報提供体制の充実

- ・基本計画の年次報告や環境情報の公表など、ホームページや市の広報などを通じて多面的に情報を提供する

② 環境教育・学習の充実

○学校などにおける環境教育・学習の充実

- ・地域への愛着や環境の保全、創造の大切さを考える機会とするため、幼児期からの環境教育や環境学習を積極的に行う
- ・こどもエコクラブの活性化を図るため、各クラブの活動を支援する
- ・出戸・追分地域の学校が八郎湖岸のクリーンアップに、湖岸部の学校が出戸浜のクリーンアップに加わるなど、学校が地域とふれあう活動の場を広域化する

○市民、事業者などへの環境教育・学習の充実

- ・広報やシンポジウム、研修会などのイベントを積極的に利用し、市民・事業者・市職員や教員の環境に対する意識の高揚や啓発を図る
- ・環境の保全や創造に取り組むための知識や技術の普及を図る

○体験や学習機会の充実

- ・地域の自然の観察、農業や里山管理の体験、ごみ処理施設や下水処理施設の見学会、周辺自治体への訪問など体験型の学習の機会を充実する
- ・体験学習の拠点となるビオトープなどの整備を支援する
- ・公園など、自然や緑、水辺に親しみ学ぶことのできる拠点的な場所の整備を検討する
- ・八郎湖環境学習プログラムに基づいて、市内各校で潟と生き物に触れ、潟の変化と現状を知り、取組を考えるとともに、学習結果を受けて潟上市の多様な環境を学ぶことをプログラムに取り入れる

○環境教育・環境学習の推進体制の整備

- ・環境教育や環境学習に関する市立学校間の連携、高校、大学、大学院や企

業、市民、民間団体など主体間の連携を図る

- 民間団体や学校からの環境活動に関する相談や市役所各部門との協議に係る統一的な窓口を、環境基本計画の推進を管理する市民課に設置する
- 市職員による出前講座や県や民間団体による講師派遣事業などにより、行政の持つ環境関連の知識や技術を広く市民に提供する体制を充実する
- 環境に関する知識や技術を地域で共有するため、地域の講師やリーダーなどの人材や広く専門分野の協力者などを把握し、人材相互の情報交換会を支援する

③ 地域間の連携

○コミュニティ組織を含む民間団体活動の活性化と連携の育成

- 環境に関する施策の策定段階において、懇談会などを通じて積極的な市民参加を展開する
- 環境関連の活動を行っている民間団体の組織と活動内容を把握し、活動内容の広報、環境関連の活動への参加希望者への紹介や斡旋などの支援を行う
- 民間団体間の連携や情報交換の基盤となる仕組みを検討する
- 環境保全活動などに貢献した個人や組織に対する顕彰制度などを検討する

○事業者との連携

- 商工会や農協、漁協などの業界団体と連携し、事業者による環境保全の活動への支援体制を構築する

○近隣市町村や県との連携

- 八郎湖周辺市町村で組織している八郎湖水質対策連絡協議会の活動を積極的に活用し、湖沼環境の保全や創造に関する情報交換、交流や広域的な保全対策などの展開を図る
- 広域的な対応が必要な環境施策については、県や関係市町村と連携し、それらの環境保全施策との整合性を図りつつ、市の環境施策を展開する

第V部 潟上市の環境施策の展開

第1章 推進体制

計画の実現に向けて、体制を整備します

市民、事業者、民間団体、市の連携による計画の着実な推進と進行の管理を図るため、次の組織において、各主体間の連携や調整、この計画の進行状況の評価や見直しなどを行います。

■ 潟上市環境審議会

潟上市環境基本条例に基づき、市の環境の保全に関する基本的事項及び重要事項について調査審議するための市長の諮問機関として、学識経験者や事業者、市内各種団体などからなる、環境審議会を設置しています。

市は、環境基本計画の進行状況を報告し、見直し及び改定に際して意見を求め、提言の反映に努めます。



潟上市環境審議会

潟上市環境審議会委員

会 長 谷口 吉光
 副会長 岩本 承子

	区 分	分 野	所 属	委 員
1	学識経験者	環 境 社 会 学 (八 郎 湖 関 係)	公立大学法人秋田県立大学 地域連携・研究推進センター 教授	たにぐちよしみつ 谷口 吉光
2	学識経験者	温 暖 化 防 止 環 境 保 全 活 動	一般社団法人 あきた地球環境会議	いわもと しょうこ 岩本 承子
3	公共的団体	農 業 者 団 体	あきた湖東農業協同組合 理事 潟上市農業委員	すがわら ごんいちろう 菅原 権一郎
4	公共的団体	農 業 者 団 体	潟上市農業委員	みうら としや 三浦 俊也
5	公共的団体	漁 業 者 団 体	秋田県漁業協同組合天王支所 支所長	いとう ゆきみち 伊藤 幸道
6	公共的団体	商工業者団体	潟上市商工会 事務局長	すが てつや 菅 哲哉
7	行政機関	八郎湖浄化対策	県環境管理課八郎湖環境対策室 室長	たかの なおき 高野 尚紀

■ 潟上市の環境を考える市民会議

潟上市総合計画に定めた本市の理想の将来像である「みんなで創る しあわせ実感都市潟上 文化の風薫る 笑顔あふれるまち」には、市民や市内事業者・周辺自治体と協働した取組が不可欠です。

市民や民間団体が実施している取組と市の施策を相互に連携して進めていくために、環境問題に取り組んでいる団体や自治会、婦人会、事業者団体、PTAなどで活動する市民・事業者からなる「潟上市の環境を考える市民会議」を、計画の進行状況を報告し、取組に関する意見交換を行う場として活用します。



潟上の環境を考える市民会議

■ 市の体制

環境のまちづくりに向けた施策を計画的に推進するためには、庁内横断的な組織によって情報を共有し、事業の調整を行う必要があります。

市では新たな政策に関することなどを審議する企画調整会議及び部長会議において、環境に関する各種施策や事業の総合的な調整を行うこととしています。また環境基本計画策定に関わった「素案策定ワーキンググループ」を改組し、施策の実施に際して庁内の情報交換と調整を行うほか、結果に関する「環境レポート」を作成し、これを公表します。

■ 県・周辺市町村との連携

八郎湖の水質浄化など市単独での対策が困難な事項については、対策の実施状況や環境の改善状況などを踏まえ、県の取組を促したり、周辺市町村に協力を求め、提言などを行います。

第2章 PDCA サイクルと進行管理

将来に向けて計画の発展を目指します

PLAN（計画する）、DO（実施する）、CHECK（点検する）、ACTION（改善する）を基本に計画の着実な遂行を図るため、以下によって進行管理を行います。



第1節 基本的な考え方

良好な環境の保全や創造をする上で、特に重要となる取組については、より着実な施策の推進を図るため、今後の個別計画などにおいて条例などによる規制や補助制度など誘導手法の導入を検討します。

また、既にごみ収集の有料化を実施しているように、環境への負荷責任に応じた費用負担のあり方など、環境保全に資する経済的な手法の導入などについても検討を進めます。

さらに、市民や民間団体、事業者などが実施する、環境の保全や創造に関する活動を支援する助成制度の導入について検討します。

第2節 計画の見直しと改訂

環境基本計画は、計画策定年度から5年を目途に見直しを図り、また10年を目途に改定を行います。改定案は、計画期間中の市民会議などを通じた市民の意見の反映に努めながら、環境審議会の提言を得て計画を見直し、改定内容を決定します。

また、速やかな対応が必要な新たな課題の発生や、技術革新などに伴う国単位の環境保全施策の転換などに際しては、重要性や緊急性などの必要の度合いに応じて柔軟に対応することとし、環境審議会などへの諮問を経て、計画の見直しを図ります。

みんなで創る しあわせ実感都市 潟上

潟上市環境基本計画 改訂版

～文化の風薫る 笑顔あふれるまち～

平成30年 6 月発行

潟上市役所市民福祉部市民課
〒010-0201 潟上市天王字棒沼台226-1
TEL 018-853-5370
FAX 018-853-5210
E-mail : kankyouhozen@city.katagami.lg.jp



市上灣